

令和5年度「安全・安心に関するシンクタンク機能育成事業 （事業項目⑤：新法人設立 準備・ネットワーク運営）」 実施報告書

2024年2月29日

あずさ監査法人

無断複製等禁止

本報告書は、内閣府の科学技術振興調査等委託費による委託業務として、有限責任 あずさ監査法人が実施した令和5年度「安全・安心に関するシンクタンク機能育成事業（事業項目⑤：新法人設立準備・ネットワーク運営）」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の著作権は、内閣府に帰属しており、本報告書の全部又は一部の無断複製等の行為は、法律で認められたときを除き、著作権の侵害にあたるので、これらの利用行為を行うときは、内閣府の承認手続が必要です。

2024年2月29日

〒 100-8172

東京都千代田区大手町1-9-7
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
有限責任 あずさ監査法人

2023年10月12日付委託契約書（以下「本契約書」という。）にて合意された調査項目に係る委託業務成果報告書（以下「本報告書」という。）を作成致しましたのでご査収願います。本契約書において、貴府との間で合意された調査範囲を定めており、その調査範囲の各項目は、本件検討に当たり重要であると貴府にてご判断頂いた事項となっております。尚、本報告書における検出事項は本件を実施すべきか否かについての助言ではない点につき、十分にご留意願います。

又、本報告書は貴府に対してのみ提出されるものであり、本契約書に記載してある場合を除き、弊法人（以下「KPMG」という。）との間で事前の書面による承諾がない第三者に対して、全文あるいは一部を引用又は参照に供することはご遠慮願います。本契約書に記載されている本調査の調査範囲は、貴府とKPMGとの間で合意されたものであり、本報告書が提示された、あるいはコピーを入手した第三者に対してKPMGは責任を負うものではありません。

重要事項

- KPMGは、本業務を2023年10月12日より開始し、2024年2月29日に業務終了した。したがって、本報告書作成後に生じた事象や状況の変化について、本報告書には反映されていない可能性がある。
- KPMGは、将来の事業に関する意思決定には関与しない。本報告書に記載する助言・調査内容について、貴府は独自に検証を行い、当然ながら、将来の事業に関する意思決定は貴府の責任で行われる。
- 本報告書の作成に当たり、基礎とした主要な情報の出処は、本報告書に明記したとおりである。KPMGが本報告書に含めた情報は、本調査手続の過程で入手したその他の情報と一貫性があるものと考えているが、KPMGはこれらの情報の出処に関する信頼性の検証は行っていない。又、本調査手続は監査とは異なるため、KPMGはこれらの情報の正確性、網羅性あるいは妥当性等について何らの証明を行うものではない。また、KPMGはこれらの情報に対してその正確性や妥当性について責任を負うものではない。
- 本報告書中に「KPMGによる分析」と注釈を付した部分は、基礎情報に対して貴府の指示の下、KPMGが何らかの分析を行った結果が提示されている。ただし、この分析は一定の前提条件の下で行われたものであり、蓋然性や実現可能性を保証するものではなく、また、KPMGは当該基礎情報に対する責任を負うものではない。

Contents

	Page
00 委託業務結果の概要	04
01 関係機関との調査ネットワークの運営	08
02 国内外のシンクタンクに対する基盤調査	11
03 将来的な法人設立に向けた事務作業	105

00

委託業務結果の概要

委託業務結果の要旨

1. 本紙の位置づけ

本委託業務成果報告書は、令和5年度「安全・安心に関するシンクタンク機能育成事業（事業項目⑤：新法人設立準備・ネットワーク運営）」（以下「本委託」とする。）における業務の実績をまとめたものである。

2. 契約期間

令和5年10月12日から令和6年2月29日まで

3. 本委託の目的

我が国の安全保障をめぐる環境が一層厳しさを増している中、科学技術・イノベーションにおける覇権争いが激化し、先端技術の研究開発等に各国がしのぎを削っている。国際秩序が再編されつつある中、様々な脅威が出現し、先端技術が国民生活等の利益だけでなく、脅威ともなる状況が出現しており、我が国においても、先端技術を活用した安全・安心の確保に向けた取組を加速させることが必要となっている。

本委託事業では、WG（シンクタンク機能検討ワーキンググループ）報告書で示された内容、試行事業（令和3年度から4年度までにかけて、シンクタンク機能に関する試行事業）の成果、中間整理（令和4年12月の「安全・安心シンクタンクの立上げに向けて（中間整理）」）や基本設計（令和5年4月の「安全・安心に関するシンクタンクの基本設計」）でまとめられた意見等を踏まえて、新たなシンクタンクの設立準備を行いつつ、その間に必要になる調査分析を行うことを目的とする。

4. 委託業務の概要

今回の受託業務は、新たなシンクタンクが設立されることを想定して、新設される法人の基盤や法人形態について、国内外の関係機関等を対象に調査を実施した。

調査に当たっては、法令・財務面・過去事例を通じて、先行団体の事例に関する知見・知識を活かした助言や提案等を通じ、内閣府の新法人設立準備の検討に必要な支援を行った。

仕様書記載の以下の3つの事業内容については、各章にて詳細を記載する。

<仕様書記載の事業内容>

- ① 関係機関との調査ネットワークの運営
- ② 国内外のシンクタンクに対する基盤調査
- ③ 将来的な法人設立に向けた事務作業

あずさ監査法人における本事業の全体像

本事業は、新たなシンクタンクが設立される場合を想定しつつ、設立後スムーズに業務運営を行うための下準備を行うものと理解している。

01

事務局機能

関係機関との調査ネットワークの運営

国内外の関係機関との間で、調査ネットワークを構築し、事務局としてネットワークを運営する。

(想定業務)

- 関係機関との意見交換会の日程調整
- 上記の意見交換会の運営等（開催通知、資料作成・議事録作成等）

02

基盤調査

国内外のシンクタンクに対する基盤調査

国内外における既存のシンクタンクについて、設立に至った背景、組織の設置形態、調査内容、顧客の変遷等に関する基盤調査を行う。

(分析視点)

- 職員のスキル・知識
- 人材育成・能力開発
- どの分野での連携が有効か
- 人材獲得（職員の処遇）
- 国内シンクタンクとの競業防止

03

法人設立支援

将来的な法人設立に向けた事務作業

新法人の形態の参考とすべき情報収集と、設立手続とガバナンスに関する助言を行う。

(想定業務)

- 法人形態の比較分析
- 設立手続の事例調査
- ガバナンス強化の助言

04

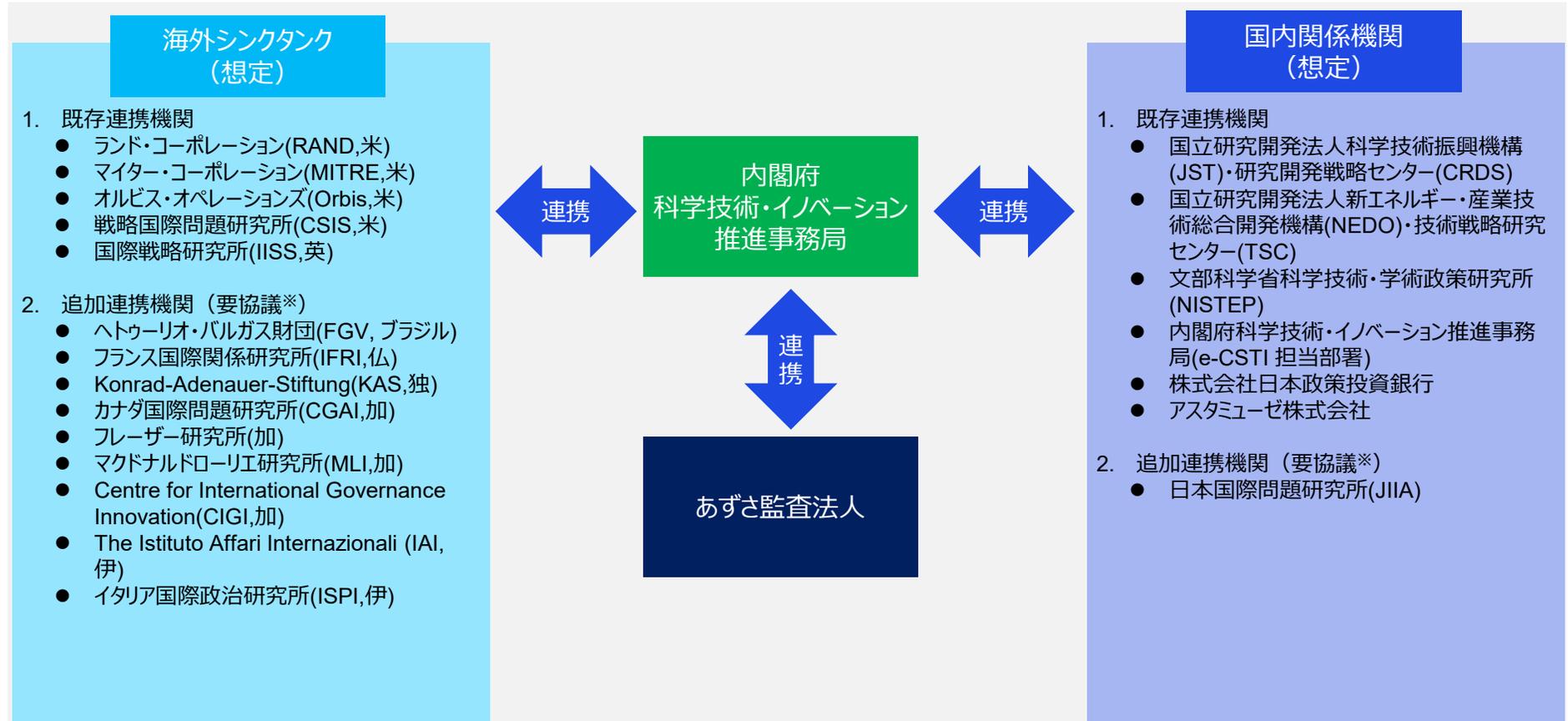
報告書作成

00

定期的な打合せ

関係機関との連携

関係機関との連携する対象は、これまで連携してきた既存の連携機関と、追加の連携機関を想定しています。追加の連携の有無及び実際に各連携先と意見交換するか否かについては、内閣府と協議の上、進めます。



※：2020年「世界有力シンクタンク評価報告書」(米ペンシルバニア大学) から、上位にランクインしたシンクタンク (国内はベスト100にランクインした1社) を中心に抽出しています。あくまでも、将来的に連携があると、当該シンクタンクの存在意義が更に増すとされる連携機関を抽出しているため、連携の有無については、内閣府と協議のうえ進めます。

01

関係機関との調査
ネットワークの運営

事務局機能の支援-概要

1. 主な業務内容

新たなシンクタンク設立に当たって、事務局機能の支援として、①意見交換会の運営、②内閣府との定例打合せを実施した。当該事務局機能を支援するに当たっては、効率的な日程調整や参加者への丁寧なコミュニケーションに留意し、円滑な事務局運営を行った。

2. 本業務の詳細

事務局機能の支援では、以下の2項目について、業務支援を行った。

① 意見交換会の運営

■ 日程調整

- 受託者の調整可能日時を集約後、内閣府により候補日時を選定
- 複数候補日時での参加可否を出席者に確認し、開催日を絞り込み
- 出席方法（対面／オンライン）を確認

■ 議事録作成

- 意見交換会后3日以内にドラフト版を提出
- 音声データと突き合わせ記載内容の正確性を確保

■ 出席者への議事内容確認

- 内閣府確認後の議事録を出席者へ展開
- 発言者による議事確認、修正・追加事項を集約

② 内閣府との定例打合せの実施

③ 運営ボードにおける進捗報告：基盤調査、法人形態整理について第3回運営ボードにて中間発表を実施

実施内容

<意見交換会> 日程調整、議事録作成、議事内容確認を実施

	開催日	概要
第1回	2023年11月13日	シンクタンク機能育成事業の概要共有、公的シンクタンクの紹介、シンクタンク機能育成事業の業務計画説明
第2回	2023年12月18日	調査・分析のフレームワークの概要共有、諸外国の重要・先端科学技術の特定に関する取組事例の共有、シンクタンク機能育成事業の進捗報告
第3回	2024年1月19日	シンクタンク機能育成事業の進捗報告
第4回	2024年2月13日	シンクタンク機能育成事業の進捗報告

<定例打合せ>

	開催日	概要
第1回	2023年10月19日	役割分担、進め方のすり合わせ
第2回	2023年12月6日	基盤調査・法人形態整理における進捗状況の共有
第3回	2023年12月27日	基盤調査・法人形態整理における進捗状況の共有
第4回	2024年1月17日	基盤調査・法人形態整理における進捗状況の共有
第5回	2024年1月31日	第3回運営ボードにおける進捗報告（中間報告）内容の共有
第6回	2024年2月21日	最終報告内容の共有

<運営ボード（ご参考）※>

	開催日	概要
第1回	2023年12月13日	運営ボードの目的、シンクタンク設立準備の進捗状況（あずさ監査法人は陪席のみ）
第2回	2024年1月18日	シンクタンク機能育成事業の進捗報告（あずさ監査法人は陪席のみ）
第3回	2024年2月2日	シンクタンク機能育成事業の進捗報告（基盤調査・法人形態整理について中間報告を実施）

※ リンク先：https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/thinktank/thinktank.html（運営ボード）。

02

**国内外のシンクタンク
に対する基盤調査**

国内外のシンクタンクに対する基盤調査-概要

1. 業務内容

安全・安心に関するシンクタンクの検討を進めるに当たり、国内外のシンクタンクを対象に、設立に至った背景、組織の設置形態、調査内容や顧客の変遷などに関する基盤調査を行い、基礎資料としてまとめた。

2. 業務内容の詳細

① 調査対象

- 2020年「世界有力シンクタンク評価報告書(米ペンシルバニア大学)を参照。
- 安全保障分野で上位にランクインしたシンクタンクについて、内閣府と協議の上、G7各国から15機関を選定。

② 調査方法

- 調査対象とした15機関のwebサイト等により公表されている情報を収集。
- 基礎情報、人事関連の仕組み、情報保全の仕組み、財務基盤について整理。

調査対象

- G7各国(フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、議長国順) から、2020年「世界有力シンクタンク評価報告書(米ペンシルバニア大学)において安全保障分野で上位にランクインしたシンクタンクを中心に、内閣府と協議の上、調査対象を選定した。

所在国	No.	名称
フランス	①	フランス国際関係研究所 Institut français des relations internationales (IFRI)
米国	②	ランド・コーポレーション RAND Corporation
	③	マイター・コーポレーション MITRE Corporation
	④	オルビス・オペレーションズ Orbis Operations
	⑤	戦略国際問題研究所 Center for Strategic and International Studies (CSIS)
英国	⑥	国際戦略研究所 The International Institute for Strategic Studies (IISS)
	⑦	王立国際問題研究所 Royal Institute of International Affairs (RIIA)
ドイツ	⑧	コンラート・アデナウアー・シュティフトゥング Konrad-Adenauer-Stiftung (KAS)
日本	⑨	日本国際問題研究所 The Japan Institute of International Affairs (JIJA)

所在国	No.	名称
イタリア	⑩	イタリア国際問題研究所 The Istituto Affari Internazionali (IAI)
	⑪	イタリア国際政治研究所 The Italian Institute for International Political Studies (ISPI)
カナダ	⑫	カナダ国際問題研究所 Canadian Global Affairs Institute (CGAI)
	⑬	フレージャー研究所 Fraser Institute
	⑭	マクドナルドローリエ研究所 The Macdonald-Laurier Institute (MLI)
	⑮	国際ガバナンス・イノベーションセンター Centre for International Governance Innovation (CIGI)

調査方法

- 調査対象としたシンクタンクのwebサイト等により公表されている情報を収集した。
- 基礎情報、人事関連の仕組み、情報保全の仕組み、財務基盤について整理した。

No.	調査項目	内容
1	基礎情報	<ul style="list-style-type: none">• 設立年度• 組織形態• 設立経緯• 調査内容• 主な顧客
2	人事関連の仕組み	<ul style="list-style-type: none">• 採用情報• 人材育成体制
3	情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none">• 情報管理体制• セキュリティ・クリアランス
4	財務基盤	<ul style="list-style-type: none">• 過去3年の売上等の推移• 直近年度の売上構成比• 借入先・出資者情報

調査結果まとめ(1/4) 基盤調査（設立経緯等）

調査項目	調査結果概要
基盤情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時期 ・ 組織形態 ・ 設立経緯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イタリアでは一部、第3セクター事業体として設立されている事例があった（イタリア国際政治研究所）が、<u>その他の調査対象は民間法人として設立され、うち米国のオルビス・オペレーションズ、英国の国際戦略研究所及び王立国際問題研究所を除く全てが非営利法人として設立されていた。</u>民間の非営利法人として設立することで研究者の自己統治や行政組織からの独立性の担保を志向したものと考えられる。 ・ フランス、米国、英国、日本では、民間の非営利法人として設立されているものの、<u>設立に政府・軍関係者や大臣経験者、王室（以下「政府関係者等」という。）などの関与が確認された。</u>設立に際して政府関係者等が持つ知見、経歴や独自のネットワークが活用されたものと推察される。 ・ <u>米国では国の研究開発プロジェクトを源流とするものや大学の学内組織から独立した事例があった</u>（ランド・コーポレーション、マイター・コーポレーション、戦略国際問題研究所）。また、連邦政府の資金によりシンクタンク内に研究開発拠点（FFRDC*）を設置し、シンクタンクに運営を委託している事例も見られた（ランド・コーポレーション、マイター・コーポレーション）。

設立経緯等の例

組織	時期	組織形態	設立経緯
ランド・コーポレーション（米）	1948	カリフォルニア州法に基づく非営公共法人	1946年にアメリカ陸軍航空軍が第二次世界大戦後の軍事計画と研究開発を結び付けることを目的にDouglas Aircraftと契約して発足した「ランド計画（Project RAND）」が、1948年に非営利組織として同社から分離・独立
戦略国際問題研究所（米）	1962	非営利法人	米国が国家として生き残り、国民として繁栄するための方策を探るという単純だが緊急性の高い目的のため、Arleigh Burke提督及びDavid Abshire氏によりワシントンDCにあるジョージタウン大学に設立され、後に学外組織として発展
王立国際問題研究所（英）	1920	王立憲章会社慈善団体	専門家が公的な立場や政治的なプレッシャーから離れ、国際問題を自由に議論し分析することができる中立的で独立したフォーラムが必要との認識に基づき、英国の知識人と外交官のグループによって設立
日本国際問題研究所（日）	1959	公益財団法人	故吉田茂元首相の提唱により、英国王立国際問題研究所（Chatham House）等に範をとりつつ設立された後、1960年に外務省所管の財団法人として、1963年に特定公益増進法人として認可され、2012年に内閣総理大臣より公益財団法人へ認定・移行

* 連邦政府出資の研究開発センター（Federally funded research and development centers：FFRDC）は、米国政府の科学的研究、分析、開発を支援する独立した機関であり、特定の複雑かつ重大で長期的な研究を実施。緊急かつ優先度の高い問題に対して、即時かつ短期間の支援を提供し、技術的な問題を客観的に分析し、効率性の高い解決策を提供。各センターは、連邦政府資金で運用され、公共の利益のために活動するが、実際の運営は設置された大学や企業、非営利機関、場合によってはコンソーシアムに任せられる。2023年2月時点で、米国全土に42施設。

参考：米国立科学財団「Master Government List of Federally Funded R&D Centers」

調査結果まとめ(2/4) _ 基盤調査 (調査内容・主な顧客)

調査項目	調査結果概要
基盤情報 <ul style="list-style-type: none"> 調査内容 主な顧客 	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象組織ごとに調査内容は様々であるが、<u>防衛・平和・安全保障、国際関係、政治・経済、環境・天然資源・エネルギー、サイバーセキュリティ、健康・医療、科学技術、宇宙等が比較的多くの調査対象で共通して確認された。</u> このほか、<u>軍縮・不拡散（日本国際問題研究所、イタリア国際問題研究所など）、人工知能（AI）（マイター・コーポレーションなど）、食料と水（戦略国際問題研究所、カナダ国際問題研究所）、人権・移民（フランス国際関係研究所、カナダ国際問題研究所、フレイザー研究所など）を調査内容とするところも確認された。</u> <u>複数の調査対象において、所在国政府機関や国際機関を主な顧客としていることが確認されたほか、外国政府機関、大学、財団、議会、非営利組織などを顧客としている事例もあった。</u>

調査内容・主な顧客の例

組織	主な調査内容	主な顧客
ランド・コーポレーション (米)	子供・家族・コミュニティ、エネルギーと環境、インフラ・交通、国家安全保障とテロ、労働者と現場、サイバーとデータサイエンス、健康・医療、国際情勢、科学技術、教育、国土安全保障と治安、法律とビジネス、社会的公平等	米国政府（商務省、国防総省）、米国州政府及び地方公共団体、外国政府・政府機関、国際機関、大学、財団、専門家団体、非営利組織
戦略国際問題研究所 (米)	市民教育、気候変動、サイバーセキュリティ、国防予算と調達、防衛安全保障、経済学、エネルギーと持続可能性、食料安全保障、ジェンダーと国際安全保障、地政学グローバルヘルス、人権・人道支援、諜報機関、国際開発、海洋問題、ミサイル防衛、核問題、宇宙、テクノロジー、貿易、国境を越えた脅威、水の安全性	国家安全保障ネットワーク、政府、国際機関、民間機関等の意思決定者
国際戦略研究所 (英)	紛争・安全保障・開発、サイバーパワーと将来起こり得る紛争、防衛と軍事分析、地経学と戦略、戦略・技術・軍備管理	英国政府（国防省含む）、外国政府、国際機関（NATO等）、民間企業（金融サービス・エネルギー・防衛・海運・電気通信等）
イタリア国際問題研究所 (伊)	防衛、エネルギー・気候・資源、不拡散と軍縮、EU・政治・機関、国際経済・グローバルガバナンス、イタリア外交政策、安全、宇宙、若者	欧州委員会、欧州対外活動局、欧州防衛庁、NATO、OSCE、イタリア外務省・国際協力省、国防省、大学・研究省、議会など
カナダ国際問題研究所 (加)	防衛（防衛政策、防衛資源、防衛作戦、調達、NATO、北米及びNORAD）、安全（サイバー＆テクノロジー、ハイブリッド脅威、空間、インテリジェンス、テロリズム、不測の事態への対応、大量破壊兵器、国境、環境とエネルギー、健康、食料と水）、経済、外交・グローバルガバナンス（人権、国際法、移住、開発、国際機関、国際政治）	非公開

調査結果まとめ(3/4) _人事関連の仕組み

調査項目	調査結果概要
人事関連の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 採用情報について、公表事例では研究員以外の職種だけでなく、幅広い分野における研究員の募集が行われていた。 特に米国は他の国と比較して募集件数や、役職に求められる資格・経験、学歴要件や給与範囲の情報量が多く、研究職であれば、関連分野における学士号又は修士号の取得及び数年以上の職務経験を必須とする例も多く見受けられた。また、米国の一部の調査対象では、応募に際して米国民権やセキュリティ・クリアランスを要件とする役職も見受けられた（ランド・コーポレーション、マイター・コーポレーション、オルビス・オペレーションズ）。なお、セキュリティ・クリアランスが求められる職種は原則として米国民権を有していることが前提となっている。 人材育成に係る取組については、学生等に対して経済的支援、インターンシップや学位プログラムを提供したり、社員向けの能力開発プログラムを提供したりする事例があった。

人事関係の仕組みの例

組織	採用情報例			人材育成の取組
	職名	学歴・資格・経験等	給与(年間)	
ランド・コーポレーション (米)	Director and Vice President, Homeland Security Research Division (HSRD)	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国民権）必須 国土安全保障法（DHS）及び国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須 最低10年間の政府・企業又は研究機関における上級指導地位での勤務経験必須 修士号（国家安全保障・工学・経済学・情報科学等）必須・望ましい 	250,000 - 350,000米ドル	<ul style="list-style-type: none"> 大学院生とRAND研究者が集まり、進行中のプログラム内で短期の独立した研究を実施 アシスタント政策アナリストとして働きながら、政策分析を行い修士・博士号を取得
マイター・コーポレーション (米)	Senior Manager, Market Intelligence and Research	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低12年間の関連研究活動経験必須 修士号取得者：最低10年間の関連経験必須 博士号取得者：最低7年間の関連経験必須 	非公開	<ul style="list-style-type: none"> 関係学位取得に向けて、年間最大28,000米ドルの授業料補助 最大5,400米ドルの大学ローン返済支援
王立国際問題研究所 (英)	Research Analyst - UK in the World	<ul style="list-style-type: none"> 英国外交・安全保障・国防・通商又は開発政策問題に関連する研究経験必須 Excelスプレッドシート・データベース利用経験必須 	28,000 - 33,000ポンド	新規雇用者を対象とした能力開発プログラムをオンライン・対面で提供
イタリア国際問題研究所 (伊)	Researcher - Energy, climate, resources	<ul style="list-style-type: none"> 最低2年間のエネルギー・気候・資源分野での職務経験必須 修士号（経済学・政治学・国際関係・開発政策・工学・法律等）必須 等 	25,200ユーロ	修士課程の学生、関連分野の修士号又は博士号を取得した者等を対象にインターンシップを実施

02-1

調査結果_フランス

① フランス国際関係研究所(1/3)

Institut français des relations internationales (IFRI)

設立年度	1979年
組織の設置形態	非営利組織・公共事業協会（d'utilité publique association）である（Association Loi 1901*）。
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> パリに本部を置き、1936年設立の外交政策研究センター（Centre d'études de politique étrangère）の後継の国際問題専門のシンクタンクとして、Thierry de Montbrial氏により設立された。 1981年には、『ラムセス（Ramses）』創刊号を発刊。設立当初は、ソ連のアフガニスタン介入、ユーロミサイル危機、石油危機、イラン・イラク戦争を受けて、世界情勢に係るテーマを取り扱う。 1990年代後半には、多くの外国国家元首や政府首脳を招待し、ハイレベル会議を開催。 2000年代になり、イラク戦争や2008年金融危機等によるグローバル化の衰退に伴い、民間パートナーとの連携を強化し、研究プログラム及び常設研究者チームを強化、新たな分析結果の普及手法（ウェブサイト、SNS等）を実施。 2023年、約10の研究センターを有し、約50名の常任研究員又は准研究員が、権威ある国際的な専門家ネットワークとカウンターパート機関と協力して、分野横断的又は地域的な問題を分析している。 主に政府、学者、オピニオンリーダー、市民社会の代表者を対象に成果を発信している。 ランド・コーポレーション、米国戦略国際問題研究所(CSIS)など、フランスに拠点を置くシンクタンクとも提携関係にある。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 二国間関係：欧州、インド、アフリカ、北米地域を対象に国際問題や国際開発等 サイバーセキュリティ：サイバーセキュリティの課題、戦略、影響 環境・天然資源・エネルギー：環境政策、持続可能な開発、気候変動への世界的な対応を分析 地政学とグローバルな問題：国際安全保障、地域紛争、経済のグローバル化、グローバルな力学を形成する際の大国の役割等 防衛・平和・安全保障：伝統的な防衛問題とより広範な安全保障問題の両方を対象 法・正義・人権 宇宙計画：各国の宇宙計画調査
主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> フランス政府 フランス拠点の外国政府代表者
採用情報 (スキル・処遇等)	非公開
人材育成体制	非公開

*Association Loi1901（協会法1901）は、Pierre WALDECK-ROUSSEAU氏が、1901年7月1日に、自由の1つを保証する結社の権利を確立した法律である。これにより、全ての国民は、事前の許可なく自由に結社することが可能となった。

① フランス国際関係研究所(2/3)

Institut français des relations internationales (IFRI)

情報保全の仕組み

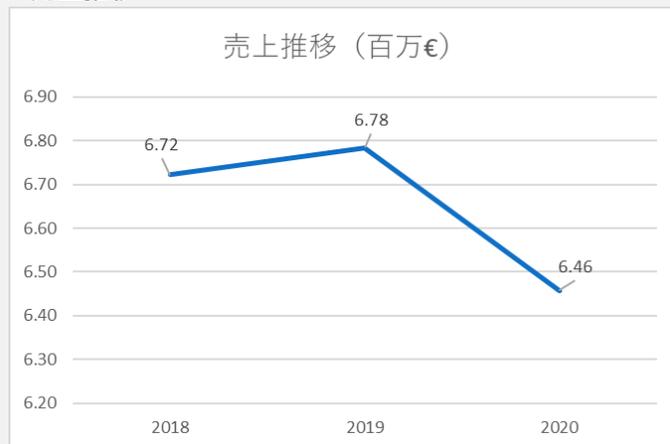
- ◆ 情報管理体制：非公開
- ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開
- 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

① フランス国際関係研究所(3/3)

Institut français des relations internationales (IFRI)

財務関係

◆ 売上推移



◆ 売上高内訳

借入先
出資者情報

- ◆ 財務基盤：政府補助金や州の契約、個人や法人（企業と大使館）からの民間資金
2020年度収益：6,457千ユーロ（内、約75%が民間からの寄付や会費等）
※フランス政府補助金は、首相予算の手当として、議会の決議を経て決定。2005年以降、当該補助金は、政府との協定の対象となっており、公共的使命を規定するとともに、独立性の確認がなされている。
- ◆ 主な寄付者
AG2R, Air Liquide, Airbus, Alstom, Anigma Partners, Ardian, ArianeGroup, Arquus, Banque de France, BNP Paribas, Bouygues, BPCE, Bpifrance, Bureau Veritas, Caisse de dépôt et placement du Québec, Capgemini, Charter Cities Institute, Citigroup, Clarence Westbury Foundation, CNP Assurances, Coface, Coges, Commission de régulation de l'énergie (CRE), CPR AM, Crédit Agricole, Crédit Mutuel Equity, Dassault Systèmes, ECL COM, EDF, Edgar Avocats, Edmond de Rothschild Asset Management, Egis, Engie, Equinor, Essilor Social Impact, Eutelsat, Fondation de France, French Atomic and Alternative Energy Commission, French National Centre for Space Studies (CNES), Geodis, Google France, Groupama Asset Management, Groupe La Poste, Groupe Renault, Groupe Sodexo, Groupe Vinci, Incert, Inria, JBIC, Jetro Paris, JICA, L'Oréal, Lazard Frères Gestion, Mairie de Paris, Mazars, MBDA France, MBO Partenaires, MEDEF, Meridiam, Michelin, Mitsubishi France, Mitsui & Co. Europe PLC – Paris Branch, Naval Group, Open Society Initiative for Europe, Orange, Parquest Capital, Porticus, Pronutri, Rolls-Royce

02-2

調査結果_米国

② ランド・コーポレーション(1/5)

RAND Corporation

設立年度	1948年	
組織の設置形態	カリフォルニア州法に基づく非営利公共法人（Nonprofit Public Benefit Corporation）（California Corporations Code 5111条）	
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 1946年にアメリカ陸軍航空軍が第二次世界大戦後の軍事計画と研究開発を結びつけることを目的にランド計画(Project RAND)を発足、Douglas Aircraftと契約して「実験的世界周回宇宙船の予備計画」が発表された。 ランド計画は、1947年末までにDouglas Aircraft社からの分離が検討され、1948年2月にDouglas Aircraft社から独立した非営利組織とすることが承認された。その時には、数学・工学・空気力学・物理学・化学・経済学・心理学等、他分野の専門知識を有する研究者200名を要する組織となっていた。 1948年5月、ランド計画はDouglas Aircraft社から分離され、独立した非営利組織となった。新組織は、「研究開発（Research and Development）」という用語を短縮し、RANDという名称が採用された。 設立目的は、「米国の公共福祉と安全のために、科学的・教育的・慈善的な目的を促進し、推進すること」とされ、評議員会は、署名者3名（RAND社社長：Franklin Collbohm氏、顧問弁護士：H. Rowan Gaither, Jr.氏、RAND社アソシエイトディレクター：L.J. Henderson, Jr.氏）と学界・産業界の著名人8名で構成。 フォード財団との非公式会談の結果、1948年7月、財団からの無利子融資及び民間銀行融資保証につき合意し、新組織運営資金として100万ドル確保した。1948年11月、Project RANDの契約が正式に、Douglas Aircraft社からRAND社へ移管。 設立初期の研究対象は、医療制度の改善、低所得世帯向けの住宅提供等、主要な社会政策問題に係る経済分析中心であった。 1960年代までには、喫緊の米国内社会経済問題の研究に対して、実証的・超党派の独立した分析手法を導入し、RANDのトレードマークとなった。その後、個人・コミュニティ・国家をより安全・健康・豊かにすることを目的として、対象を米国外に拡大した。 	
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 子供、家族、コミュニティ：子供の健康・幸福、移民、介護等 エネルギーと環境：エネルギー政策の環境への影響調査等 インフラ・交通：世界のエネルギー、交通、水道、通信、その他重要なインフラ開発 国家安全保障とテロ：国防総省等向け国家安全保障調査 労働者と職場：人材開発、職場における男女平等、労働条件、職場の健康プログラム等 サイバーとデータ・サイエンス：安全・確実な技術革新導入支援のための方針・ベストプラクティス調査 健康、医療：健康保険、医療改革、医療情報技術、肥満、物質使用障害、PTSD等の研究 	<ul style="list-style-type: none"> 国際情勢：世界経済と貿易、宇宙と海洋の安全保障、外交、世界の保健と教育、国家建設、地域の安全保障の他、UN・NATO・EU・ASEAN等の国際機関の政策・有効性分析 科学技術：衛星開発、軍事技術等 教育：幼児から高等教育までにおける評価、学校と教師の有効性、職業訓練等の問題 国土安全保障と治安：国境安全管理、移民法、サイバー空間等 法律とビジネス：刑事/民事司法制度、政府/政治制度、国際貿易、経済発展、銀行/金融部門の分析等 社会的平等：公共サービスの分配、公共政策、政策決定の公平性、学校・職場・軍隊・司法制度における公平性、災害への備え・対応・復旧における公平性等

② ランド・コーポレーション(2/5)

RAND Corporation

主な顧客	◆ 顧客（2022年度顧客及び助成金提供者数：340） <ul style="list-style-type: none">• 米国政府（例：商務省、国防総省）• 米国州政府及び地方自治体（例：マサチューセッツ州、アリゾナ州）• 外国政府・政府機関（例：豪州政府、欧州連合）• 国際機関（例：OECD、世界銀行）• 大学• 財団（例：Benevolentia Foundation、BHP財団）• 専門家団体• 非営利組織
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照（2023年9月5日時点：44件掲載、2024年1月17日時点：32件掲載、2024年2月2日時点：30件掲載）
人材育成体制	<ul style="list-style-type: none">• Summer Associates Program：大学院生とRANDの研究者が集まり、進行中のプロジェクト内で短期の独立した研究を実施。• Pardee RAND大学院生：RANDでアシスタント政策アナリストとして働きながら、政策分析の分野で研究を行い、修士／博士号を取得。• Military Fellows Program：現役軍人向けのプログラム

② ランド・コーポレーション(3/5)

RAND Corporation

- 2023年9月5日、2024年1月17日及び2月2日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

	研究員		研究員以外の職種
役職名	RAND Israel Policy Chair	Director and Vice President, Homeland Security Research Division (HSRD)	Administrative Assistant
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> イスラエルの長期的な成長、社会経済開発、国内政策、地域・米国・世界との関係に焦点を当てた研究を実施 イスラエルの持続可能な成長のための政策に関する研究アジェンダの策定・管理、イスラエル研究機関とのパートナーシップ構築、交流プログラムや共同研究プロジェクトの開発、RAND研究者の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 常時150件以上のプロジェクトを監督 RAND事業計画（3か年）の策定・管理・実行 国土安全保障省やその他クライアント担当者との関係の構築・維持 プログラムディレクター及びマネージャーと協力し、全ての研究及び文書を監督・評価、品質・客観性・顧客のニーズ面においてRAND基準を満たしていることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者やディレクターをサポートする管理補佐職
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランス取得が望ましい ヘブライ語必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国民権）必須 国土安全保障法（DHS）及び国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須 連邦・州・地方政府及び慈善団体との契約研究の監督経験必須 最低10年間の政府・企業又は研究機関における上級指導地位としての勤務経験必須 FFRDCの勤務経験があることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> Mac・Microsoft Word・PowerPoint・Excel に関する中級から上級までの知識必須 米国政府のセキュリティ・クリアランスが必要な場合あり（その場合、米国民権必須） ジュニアレベル：最低1年間の経験必須（3-5年間の経験が望ましい） 中級/上級レベル：最低1-2年間の経験必須（6-8年間の経験が望ましい）
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（公共政策・経済学・国際開発又は関連分野）必須 博士号（公共政策・経済学・国際開発又は関連分野）が望ましい 最低10年間の専門分野における研究経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（国家安全保障・政策分析・工学・経済学・情報科学又は関連分野）必須 博士号（国家安全保障・政策分析・工学・経済学・情報科学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 高校卒業必須 学士号（BA/BS）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> Full Researcher：109,600 - 181,075 Senior Researcher：145,500 - 251,175 	<ul style="list-style-type: none"> 年間250,000 - 350,000 	<ul style="list-style-type: none"> Administrative Assistant II 43,500 - 62,900 Administrative Assistant III 49,900 - 72,300 Administrative Assistant IV 54,700 - 81,400 Administrative Assistant V 60,900 - 90,800

② ランド・コーポレーション(4/5) RAND Corporation

情報保全の仕組み

◆ 情報管理体制：非公開

◆ セキュリティ・クリアランス

- 国家機密等の情報の取り扱い有無：有（全体の5%が機密文書扱い）
- セキュリティ・クリアランスのない職員は、機密区域（classified area）に立入禁止。

連邦政府出資の研究開発センター（FFRDC）*：4施設運営

Arroyo Center：米国陸軍支援

Project AIR FORCE（PAF）：米国空軍支援

National Defense Research Institute（NDRI）：複数の連邦防衛機関支援

Homeland Security Operational Analysis Center（HSOAC）：米国国土安全保障省支援

- セキュリティ・クリアランスの要否：応募時はセキュリティ・クリアランスは要件とされていないが、採用後、セキュリティ・クリアランスの取得を求められる役職が多い。応募時に厳格なセキュリティ・クリアランスが求められる役職もある。

【応募に際して、セキュリティ・クリアランスが求められる役職の例】

Research Department Administrative Assistant, Global Research Talent, Director of Operations

応募時に、米国市民権を有することを前提としたセキュリティ・クリアランスの取得、また、維持能力を有する必要あり

Security Project Manager

応募時に、SECRETレベルのセキュリティ・クリアランスの取得の取得、また、維持能力を有する必要あり

Director, International Security and Defense Policy (ISDP) Program, National Security Research Division (NSRD)

応募時に、背面調査及び最上位（TOP SECRETレベル）のセキュリティ・クリアランスの取得、また、維持能力を有する必要あり

② ランド・コーポレーション(5/5)

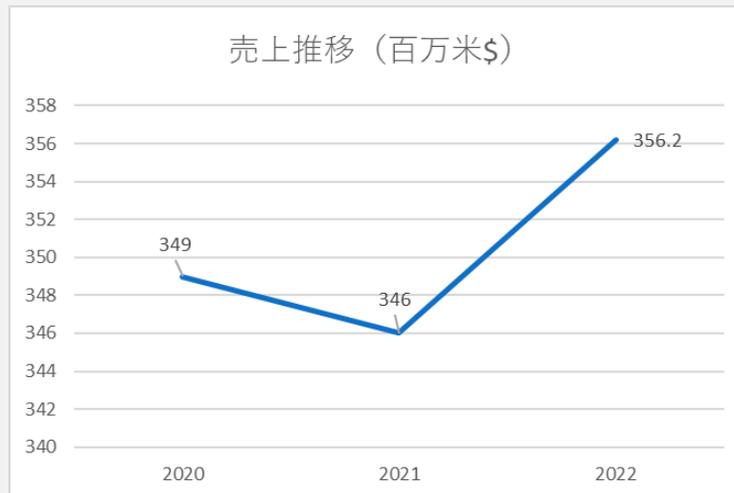
RAND Corporation

財務関係

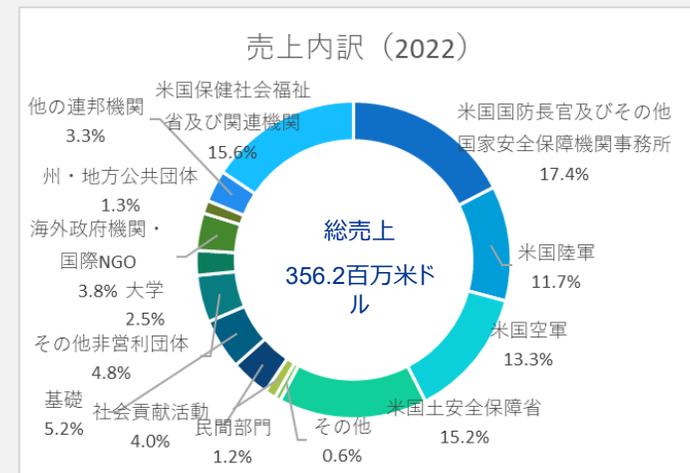
借入金

出資者情報

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



◆ 寄付者 : 740 (2022年度)

1,000万米ドル以上

- Marcia and Frank Carlucci Charitable Foundation
- Epstein Family Foundation
- Peter Lowy
- Frederick S. Pardee
- Susan F. and Donald B. Rice
- State Farm Insurance

500万米ドル以上1,000万米ドル未満

- Allstate Insurance Company
- Anahita and Jim Lovelace
- The Martin Foundation
- Anne Rothenberg
- Leonard D. Schaeffer
- Cyrus and Michael Tang Foundation

100万米ドル以上500万米ドル未満

- Alcoa Foundation
- American Association for Justice
- American International Group, Inc.
- Chet and David Barclay
- Vivian and William Benter
- Rose and Morton Berman
- Peter S. Bing
- The Harold and Colene Brown Family Foundation
- The Chubb Corporation など

③ マイター・コーポレーション(1/5)

MITRE Corporation

設立年度	1958年
組織の設置形態	民間の非営利法人（マサチューセッツ州一般法 c.180条）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 1958年にMITリンカーン研究所から独立する形で設立。 設立当初は、米国空軍の支援を受けて学術研究コミュニティと産業界を橋渡しし、冷戦時代の防空の重要な要素である半自動地上環境（SAGE：Semi-Automatic Ground Environment）を構築し、非営利組織として、政府機関に対してシステムエンジニアリングの客観的なアドバイスを提供していた。 65年以上にわたり、システム思考(system thinking)を適用して国内外の複雑な課題を解決し、研究開発に学際的な視点をもたらしてきた。 官民連携と連邦資金による研究開発センター（FFRDC：Federally Funded R&D Centers）を通じて、政府全体及び産業界と連携して、米国の安全、安定、福祉に対する課題に取り組んでいる。 近年では、業界と競合しない独立の企業として、国家安全保障を推進し、政府、産業界、学界を結集し、パンデミックへの対応から高速道路の安全性、社会正義に至るまで、大きな社会的課題に共同で取り組んでいる。 全米25州及びコロンビア特別区に56拠点、海外か国に10拠点有し、連邦政府から資金提供を受けた6つの研究開発センター（FFRDC）の他、MITRE研究所及び独立したR&Dプログラムを運営。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 航空宇宙：地球規模の宇宙交通管理アプローチ 人工知能（AI）：安全・確実なAI対応システム開発を提供 航空・運輸業：航空・陸上輸送分野の開発を支援 サイバーセキュリティ：サイバーセキュリティと安全な技術進歩に対する助言 防衛と諜報機関：次世代の信号処理技術の開発、サイバー能力の向上、核の脅威の抑止等 政府の革新：政府によるミッションの実行と成果の向上を支援 健康：米国の公衆衛生及び福祉の向上 国土安全保障：システムの継続的強化と安全性確保、重要なインフラ保護 電気通信：5Gにおける米国のリーダーシップの加速

③ マイター・コーポレーション(2/5)

MITRE Corporation

主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> ◆ FFRDC6機関：米国連邦政府の財政的支援により運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国防総省 ・ 連邦航空局 ・ 財務省及び内国歳入庁、退役軍人省、社会保障局、商務省 ・ 国土安全保障省 ・ 保健福祉省 ・ 米国国立標準技術研究所
採用情報 (スキル・処遇等)	<p>次ページ参照（2023年9月5日時点：176件掲載、2024年1月17日時点：183件掲載、2024年2月2日時点：177件掲載）</p>
人材育成体制	<p>【人材育成プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆるレベルの従業員が、競争力のある独立した研究開発プログラムを通じて研究を設計し、追求することが奨励されている。 ・ 中間・シニアレベルの研究者に対しては、対象分野の専門知識を深めるとともに、他分野についてもより深く掘り下げることが可能。 ・ 独立した研究開発プログラムにより、大胆なアイデアを提案、追求、生み出す機会、リーダーシップスキルの強化、初期キャリアの専門家の指導スキルを習得することが可能。 <p>【福利厚生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加学位／上級学位取得に向けて、1 単位当たり最大1,400 米ドル、年間最大 28,000 米ドルの授業料補助 ・ MITRE に参加する前に発生した学生ローンに対して、最大 5,400 米ドル（生涯最高）の大学ローン返済支援 ・ 公共サービス融資支援申請サポート ・ 社内で継続的な教育とリーダーシップ開発の機会を提供

③ マイター・コーポレーション(3/5)

MITRE Corporation

- 2023年9月5日、2024年1月17日及び2月2日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Senior Manager, Market Intelligence and Research	Project Leader USSPACECOM Project	Payroll Manager
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> インテリジェンス調査と戦略的プロジェクトの支援 社外のビジネス・データとインテリジェンスを作成・収集・配布 市場と競争の動向に関する包括的な調査と分析を実施し、客観的な洞察を提供 	<ul style="list-style-type: none"> N 256の技術品質プロセスに従って、プロジェクトの作業を監督・実行 N 256は、NORAD&U.S.Northern CommandとU.S.Space Command (SPACECOM) の2つの戦闘機コマンド (CCMD) に応用システム・エンジニアリング/ミッション・エンジニアリング提供 	<ul style="list-style-type: none"> 給与計算・労務分配・給与勘定調整・各種給与計算レポートの処理・データ整合性の確保及びシステムの自動化と統合プロジェクトの処理を監督
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> コンサルティング、政府又は政府請負業者としての業務経験が望ましい セキュリティ・クリアランス不要 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/SCIの許可・取得・維持する能力必須 戦闘員司令部の構成・役割・任務に関する知識必須 10年以上の宇宙ミッション領域経験が望ましい 少なくとも1つの主なDoD/ICスペースシステム（技術/システム/運用）の専門知識が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 給与管理及び給与計算ソフトウェア経験必須 Workday/ADP Smart Compliance/Deltek CostPoint の使用経験が望ましい 認定報酬プロフェッショナル (CPP)資格保有者望ましい 政府契約業界経験望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低12年間のインテリジェンス及び調査活動経験 修士号取得者：最低10年間必須 博士号取得者：最低7年間必須 経営学その他関連分野の修士号が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（スペースドメイン/システム）取得者：最低10年間のスペース運用経験必須 修士号（スペースドメイン/システム）取得者：最低8年間の経験必須 博士号（スペースドメイン/システム）取得者：最低5年間の経験必須 スペース運用経験と組み合わせた技術分野（工学・コンピューター科学・数学・データ分析又は関連物理科学）の修士号が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低10年間の関連研究活動経験必須 修士号取得者：最低8年間の関連経験必須 博士号取得者：最低5年間の関連経験必須
給与範囲 (米ドル)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 年間：155,500 - 233,500 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

③ マイター・コーポレーション(4/5) MITRE Corporation

情報保全の仕組み

◆ 情報管理体制：非公開

◆ セキュリティ・クリアランス

- ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：有

連邦政府出資の研究開発センター（FFRDC）：6施設運営

国家安全保障工学センター（National Security Engineering Center：NSEC）：国防総省

先進航空システム開発センター（Center for Advanced Aviation System Development：CAASD）：連邦航空局

・ エンタープライズ最新化センター（Center for Enterprise Modernization：CEM）：財務省、内国歳入庁、退役軍人省、社会保障局、商務省

・ 国土安全保障システム工学開発研究所（Homeland Security Systems Engineering and Development Institute：HSSEDI）：国土安全保障省

健康研究開発センター（Health FFRDC）：保健福祉省

・ 国家サイバーセキュリティ研究開発センター（National Cybersecurity FFRDC）：米国国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology）

・ セキュリティ・クリアランスの要否：通常、役職の応募に際して、セキュリティ・クリアランスは不要。ただし、応募に際して最高位のセキュリティ・クリアランスが求められる役職もある。

【応募に際して、セキュリティ・クリアランスが求められる役職の例】

Department Manager, Subcontracts & Corporate Agreements

望ましい資格として、セキュリティ・クリアランスの保持能力あり

Department Manager - Cyber Strategy, Policy & Privacy

基本資格として、政府のセキュリティ調査の対象となり、機密情報へのアクセス又はセキュリティ・クリアランスの要件を充足する必要あり

ATT&CK Cyber Threat Intelligence Task Lead

望ましい資格として、採用日から一年以内にSECRETレベルのセキュリティ・クリアランスの取得必要

Systems Engineer, Principal

・ 最低限の資格として、SECRET（又はそれ以上）のレベルのセキュリティ・クリアランスの保持及び、望ましい資格としてTOP SECRETレベルのセキュリティ・クリアランスの保持

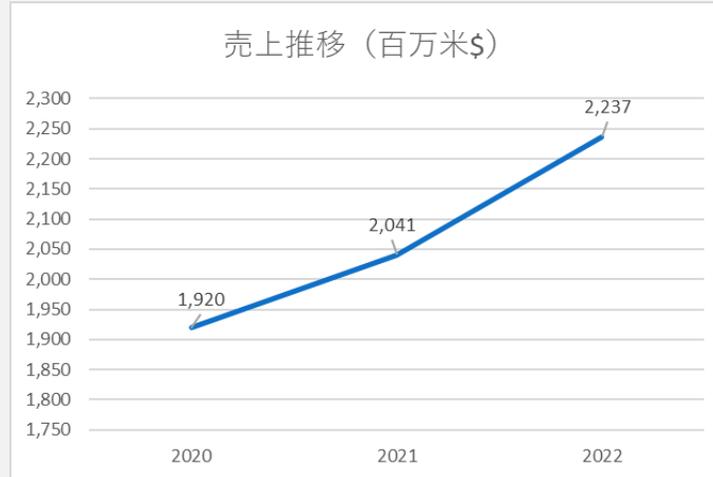
出典：MITRE「Credentials from Password Stores: Cloud Secrets Management Stores」

③ マイター・コーポレーション(5/5)

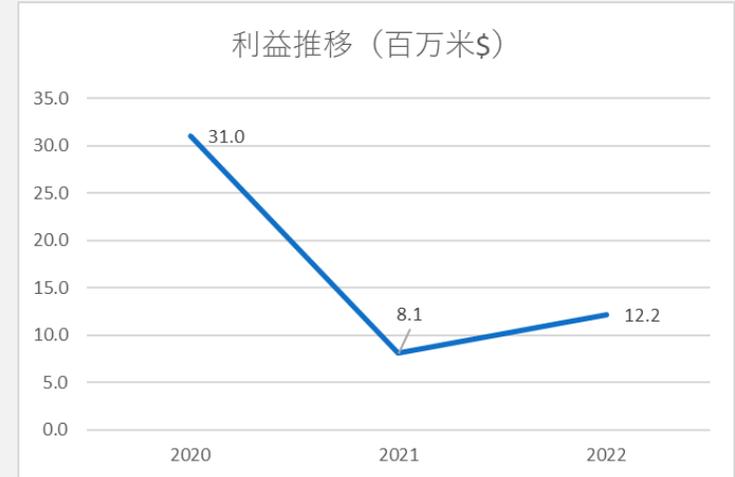
MITRE Corporation

財務関係

◆ 売上推移



◆ 利益推移

借入金
出資者情報

◆ 出資者：連邦政府

官民連携と連邦政府から資金提供を受けた研究開発センター(FFRDC)を通じて、政府全体及び業界と協力して、国の安全、安定、福祉への課題に取り組む。

*2021年に、報告期間を9月末から12月末に変更。売上及び利益の数値につき、2020年度は9月末までの12か月間、2021年度は2020年10月から2021年12月末までの15か月間を他年度と比較可能なように、便宜的に12か月に按分計算した金額、2022年度は12月末までの12か月間の数値を記載している。

出典：THE MITRE CORPORATION (craft.co)、Mitre Corporation-Nonprofit Explorer-ProPublicaC

④ オルビス・オペレーションズ(1/4)

Orbis Operations, LLC

設立年度	2008年
組織の設置形態	Limited Liability Company (Virginia Limited Liability Company Act§ 13) ※2021年、McNally capital及びNio Advisorsが買収。買収金額は非公開(McNally Capitalは、当該買収においてNio Advisorsと提携)
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 米国防環境の知見を背景として、民間の顧客、米国政府、同盟国に対して、世界規模の複雑な安全保障上の課題につき、先進的な解決策を提供する非上場の営利法人。 諜報機関及び防衛組織における経験及び諜報機関、サイバー・サービス、人間行動分析トレーニングにおける広範な専門知識に基づき、統合戦略的洞察・研修・解決策等を提供。 <ul style="list-style-type: none"> 使命（ミッション）：世界的な安全保障上の利益の促進 ビジョン：ユビキタス（コンピュータやネットワークに、時間・空間・人に関係なく、アクセラ可能な状態）・データ及び進化するテクノロジーの世界における、未来の国家安全保障ビジネスの構築 価値（バリュー）：ミッション・ファースト。政府・民間の多様な顧客を支援する中、「世界的な安全保障上の利益を促進するために行動する」という、ミッションが、常に最優先事項 Orbisの完全子会社Coverentを通じて、データ分析と戦略的コンサルティングを用いて、通常は「測定が難しい」とされるプログラムについて、プログラムの成果と影響の測定と改善を支援。効果測定（MOE：Measures of Effectiveness）及び進捗測定（Measures of Advancement：MOA）分野におけるパイオニア的存在。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> デジタルランドスケープ・ディスカバリー（Digital Landscape Discovery）：デジタル情報の体系的な収集、処理、解釈 サイバーセキュリティ・サービス（Cyber Security Services）：サイバー攻撃者の動機や戦術を理解し、政府や組織がリスクに対処し、効果的に対応可能とする データ分析（Data Analytics）：データ分析と戦略的コンサルティングを適用し、プログラム成果の測定と改善を支援 相互運用と通信の安全（Interoperability and Secure Communications）：データ共有に必要なシステムインターフェイスを文書化し、コードを再利用できるようなベスト・プラクティスに基づいたソリューションを提供 ワークフロー自動化とAI拡張（Workflow Automation and AI Augmentation）：ロボットプロセス・オートメーション（RPA）、機械学習、人工知能等を活用するために、組織がワークフローを理解し、適切なデータを収集し、適切な技術とデータを適用する方法を支援 戦略的コンサルティング及び最新化（Strategic Consulting and Modernization）：戦略、投資・資源の配分、人的資本、組織構造の調整を通じ、効果的、効率的、持続的な成果指向のサービス提供

出典：McNally Capital Announces Acquisition of Orbis Operations | Business Wire

④ オルビス・オペレーションズ(2/4) Orbis Operations, LLC

主な顧客	<ul style="list-style-type: none">政府民間企業
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照 (2023年9月7日時点 : 56件掲載、2024年1月17日時点 : 55件掲載、2024年2月2日時点 : 55件掲載)
人材育成体制	関連する資格及び教育のための授業料の払い戻し

④ オルビス・オペレーションズ(3/4)

Orbis Operations, LLC

- 2023年9月7日、2024年1月17日及び2月2日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Survey Specialist	Intelligence Analyst	Linguist
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ワークフォース分析プロジェクトを率いるコンサルタントとして、調査設計・データ収集・データ分析活動を実施 政策・プロセス・プログラム・研修の評価 クライアントに対し、調査計画・活動状況・調査結果・推奨事項を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 諜報機関の個人・グループと協力し、政府の政策や活動を形成するプロセスに寄与 インテリジェンス・リサーチ・分析・レポート作成・編集を実行 事業コンセプトの策定・ステークホルダーの関与・事業の実施 顧客・管理者へのプレゼンテーション 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関等に対する翻訳・通訳サービス 主として、外国語の文書と音声英語に翻訳し、文書化する
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（Poly によるアクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低3年間のコンサルティング職務経験必須 統計分析・労働分析経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（Poly によるアクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低2年間の関連機関における業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（Poly によるアクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間のIC分析経験必須 ソース言語とターゲット言語間の通訳経験必須 英語とターゲット言語間の翻訳経験必須 出版・放送・オンラインメディアからの情報収集経験必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号又は最低5年間の関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学又は関連分野）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

④ オルビス・オペレーションズ(4/4)

Orbis Operations, LLC

<p>情報保全の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報管理体制：非公開 ◆ セキュリティ・クリアランス <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：有 ・ 連邦政府出資の研究開発センター（Federally funded research and development centers：FFRDC）：無 ・ セキュリティ・クリアランスの要否：通常、役職の応募に際して、セキュリティ・クリアランスは不要。ただし、応募に際して最高位のセキュリティ・クリアランスが求められる役職もある。 <p>【応募に際して、セキュリティ・クリアランスが求められる役職の例】</p> <p>Senior Software Engineer 必須条件として、TOP SECRETレベル又はSpecial Compartmented Information（SCI）レベルのセキュリティ・クリアランスの保持及び及び適切なレベルのポリグラフ検査</p> <p>Data Scientist 必須条件として、TOP SECRETレベル又はSpecial Compartmented Information（SCI）レベルのセキュリティ・クリアランスの保持及び及び適切なレベルのポリグラフ検査</p> <p>Targeting Officer, HUMINT 必須条件として、TOP SECRETレベル又はSpecial Compartmented Information（SCI）レベルのセキュリティ・クリアランスの保持及び及び適切なレベルのポリグラフ検査</p>
<p>財務関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 売上 <p>2022年度：1.83百万米ドル</p>
<p>借入金 出資者情報</p>	<p>非公開</p>

⑤ 戦略国際問題研究所(1/4)

Center for Strategic and International Studies (CSIS)

設立年度	1962年		
組織の設置形態	非営利法人（Washington Nonprofit Corporation Act）		
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 1962年、米国が国家として生き残り、国民として繁栄するための方策を探るとい、単純だが緊急性の高い目的のために、Arleigh Burke提督及びDavid Abshire氏は、ワシントンDCにあるジョージタウン大学に設立した。設立以来、外交政策と国家安全保障に関する問題の解決策を提供してきた。 1966年、CSIS調査がきっかけとなり、中ソ対立に関する公聴会が、1978年には、カンボジアのジェノサイドに関する公聴会が開催された。 1985年のCSIS委員会は、Goldwater-Nichols法制定による国防総省及び統合参謀本部の改革につながった。 1998年には、CSISの報告書が、社会保障改革の論議における超党派のベンチマークとなった。 2007年のCSIS委員会は、米国国力低下を診断したことがきっかけとなり、スマート・パワー・アプローチを提言。 2008年、サイバー・セキュリティ問題対応のため、政界人を招集し、委員会開催し、オバマ政権のロードマップとして機能。 2018年、CSIS委員会は、世界的健康安全保障の取組を開始し、COVIDパンデミックへ対応。 2022年、ロシア軍の増強状況に係る衛星画像と、侵攻ルート地図を用いて、ロシアのウクライナ侵攻可能性を予測の最前線で活躍。 CSISは、国家安全保障の未来の定義に焦点を当てた、超党派の非営利公共政策研究組織。非党派性、独立した思考、革新的な思考、分野を超えた学問、誠実性とプロフェッショナリズム、人材育成といった明確な価値観を有している。 研究者は、政策に関する専門知識、判断力、強力なネットワークを研究、分析及び提言に活かしている。また、CSISは、議会、行政機関、メディアなどから定期的にその日の出来事を説明し、米国戦略を改善するための提言を求められている。 		
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民教育 気候変動 サイバーセキュリティ 国防予算と調達 防衛安全保障 経済学 エネルギーと持続可能性 食料安全保障 	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーと国際安全保障 地政学グローバルヘルス 人権 人道支援 諜報機関 国際開発 海洋問題 	<ul style="list-style-type: none"> ミサイル防衛 核問題 宇宙 テクノロジー 貿易 国境を越えた脅威 水の安全性

⑤ 戦略国際問題研究所(2/4)

Center for Strategic and International Studies (CSIS)

主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> • 国家安全保障ネットワーク • 政府 • 国際機関 • 民間機関等の意思決定者
採用情報 (スキル・処遇等)	<p>次ページ参照（2023年9月7日時点：17件掲載、2024年1月17日時点：22件掲載、2024年2月2日時点：8件掲載）</p>
人材育成体制	<ul style="list-style-type: none"> • CSIS共同創設者David M. Abshire氏と京セラ株式会社の稲盛氏のビジョンに基づく、Abshire-Inamori Leadership Academy (AILA) を通じたスタッフとインターンのための専門能力開発機会を提供 • インターンシップ育成プログラム • Diversity & Leadership in International Affairs (DLIA) プロジェクト
情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報管理体制：非公開 ◆ セキュリティ・クリアランス <ul style="list-style-type: none"> • 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開 • 連邦政府出資の研究開発センター（Federally funded research and development centers：FFRDC）：無

⑤ 戦略国際問題研究所(3/4)

Center for Strategic and International Studies (CSIS)

- 2023年9月7日及び2024年1月17日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

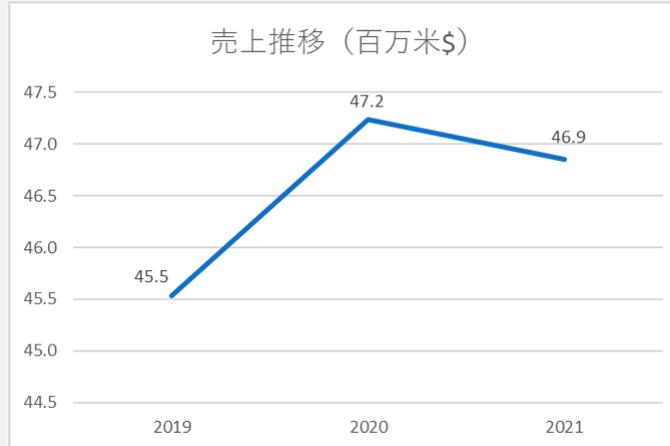
	研究員		研究員以外の職種
役職名	Senior Fellow / Fellow (Indian Energy and Climate Policy) - Chair in U.S. India Policy Studies	Program Coordinator & Research Assistant - Middle East Program	Senior Budget Analyst - Department of Finance & Accounting
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> インドのエネルギー部門に関連する研究及びプログラム活動を支援する研究員 学術研究ではなく、特定のトピックに関する技術交流、訪問、ワークショップなどを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月開始目標の中東プログラムにおける若手職員として、中東及び公共政策研究につき、ディレクターに直接報告する 	<ul style="list-style-type: none"> 財務・会計部門の予算管理分析者
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> Senior Fellow：最低9年間のインドエネルギー問題経験必須 Fellow：最低6年間のインドエネルギー問題経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 最低1-2年間の専門職経験（最低1年間以上のフルタイム専門職経験が望ましい） アラビア語 	<ul style="list-style-type: none"> 最低4年間の非営利組織における予算編成経験
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（エネルギー問題分野）必須 特に、インド市場における送電網又は電動モビリティ関連知識必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（中東研究・国際情勢・政治学又は関連分野）必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（会計・財務又は関連分野）必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 年間80,000 - 120,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間55,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間最低100,000
その他	<ul style="list-style-type: none"> 年間20%インド出張可能であること必須 	—	—

⑤ 戦略国際問題研究所(4/4)

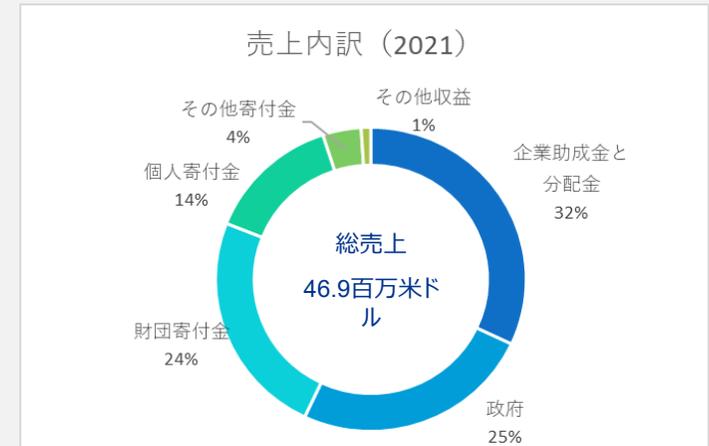
Center for Strategic and International Studies (CSIS)

財務関係

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



借入金

出資者情報

◆ 出資者：財団、非営利団体、企業、米国政府、同盟国及びパートナー国政府、個人

• 財団と非営利団体：

Bill & Melinda Gates Foundation, Korea Foundation, Oceans 5, Open Society Foundations, Rural India Supporting Trust, Sarah Scaife Foundation

• 企業：

Amazon Inc., Aramco, Bank of America Corporation, Chevron Corporation, Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Exxon Mobil Corporation, FedEx, General Atomics, GSK, Lockheed Martin Corporation, Microsoft

• 米国・同盟国及びパートナー国政府：

米国、日本、韓国、アラブ首長国連邦、台湾

• 個人：

Chung氏、Dalio Philanthropies氏、JohnとJulie Hamre氏、Jim McNerney氏、Khosravi Family Foundation、The Margot and Thomas Pritzker Family Foundation、AndrewとBarbara Taylor氏、Byron D. Trott氏、Robert Bishop氏、BPB&HBB Foundation、The Crown Family、Andreas C. Dracopoulos氏

02-3

調査結果_英国

⑥ 国際戦略研究所(1/4)

The International Institute for Strategic Studies (IISS)

設立年度	1958年
組織の設置形態	株式に制限のある民間有限会社（Private limited Company）（Companies Act 2006） 英国で登録された慈善団体（Charities Act 2011）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 世界中の政府、企業、メディア、専門家のための戦略的課題の洗い出しを支援するシンクタンクであり、Chatham Houseをモデルとしつつ、軍事戦略問題のみに焦点を置いている。 1958年11月、Institute for Strategic Studiesの名称で、英国外務省100,000ポンド、米国フォード財団150,000ポンド等の財政的支援を得て、ロンドンの中心部に本部として設立された。設立当初のメンバーには、元米英政府関係者や学者・元軍人がおり、米国・英国政府と強固なつながりを有している。主要メンバーは、Chatham Houseにおいて軍事問題を研究しているグループであった。開所式には、Thatcher氏（後の英国首相）やGeorge Robertson氏（当時NATO事務総長）が出席。 設立以来、世界平和や安定の維持・発展を目指す政策に貢献してきた。1997年に本部をロンドンのArundel Houseに移転した。 米国（ワシントン）、シンガポール、ドイツ（ベルリン）、バーレーンにも拠点を有する。データベースや出版物の販売、会議開催国の支援、企業スポンサーシップ、研究活動、コンサルティング、個人や財団からの寄付により収益を上げている。 171か国の防衛データを継続的に収集・検証し、重要な軍事的紛争に関する独立した政策関連データを作成している。世界の重要問題を特定し、明確で正確、かつタイムリーな分析を実施している。例えば、欧州の自治政策、経済安全保障、アジアにおけるエネルギー政策とその評価、スーダン・シリア紛争情報、中東全域におけるイランの影響評価等に関する調査等を実施している。 政府関係者間の非公開会議や地域フォーラムにおける公式声明といった、政策策定に係る情報を提供し、地域のビジネスリーダーや主要なステークホルダーと連携し、地域戦略の透明性向上に貢献している。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 紛争・安全保障・開発（Conflict, Security, and Development） サイバーパワーと将来起こり得る紛争（Cyber Power and Future Conflict） 防衛と軍事分析（Defense and Military Analysis） 地経学と戦略（Geo-economics and Strategy） 戦略、技術、軍備管理（Strategy, Technology, and Arms Control）

⑥ 国際戦略研究所(2/4)

The International Institute for Strategic Studies (IISS)

主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> 英国政府 外国政府 国防省 国際機関（例：NATO） 民間企業（金融サービス・エネルギー・防衛・海運・電気通信等）
採用情報 (スキル・処遇等)	<p>次ページ参照（2023年9月10日時点：2件掲載、2024年1月17日時点：3件掲載）</p>
人材育成体制	<p>全従業員を対象とした従業員育成プログラムとして、公平性・透明性を確保し、モチベーションアップを目的としたプロフェッショナル・コンピテンシー・フレームワークを構築している。</p> <p>本フレームワークでは、各従業員の役割が定義されている。①知識と技術的能力、②ビジネススキル、③行動要因の分野において求められる基準が設定されており、体系的な昇進・能力開発がなされている。また、当該フレームワークに基いたオンライン業務管理システムを用いて中間目標及び年次レビューがなされる。オーダーメイドの管理研修プログラムも用意されており、被雇用者は自分の専門技術分野だけでなく、必要とされるビジネススキルやソフトスキルに関する研修を受けることが可能である。</p> <p>また、ライン・マネージャー体制が採られており、スタッフは明確な指示のもと、適切なタスクが配分される仕組みとなっている。</p>
情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報管理体制：非公開 ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

⑥ 国際戦略研究所(3/4)

The International Institute for Strategic Studies (IISS)

- 2023年9月10日及び2024年1月17日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Executive Assistant, IISS-Middle East	Southeast Asian Young Leaders' Programmer Visiting Fellowship	Development Officer, IISS-Americas
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> エグゼクティブ・アシスタント又は同様の勤務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN 加盟国、太平洋島嶼国、又は東ティモールの市民権 安全保障問題の研究経験 	<ul style="list-style-type: none"> 米国勤労資格必須 資金調達経験必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須
給与範囲 (ポンド)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開
その他	<ul style="list-style-type: none"> 勤務地：バーレーン 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務地：シンガポール 	—

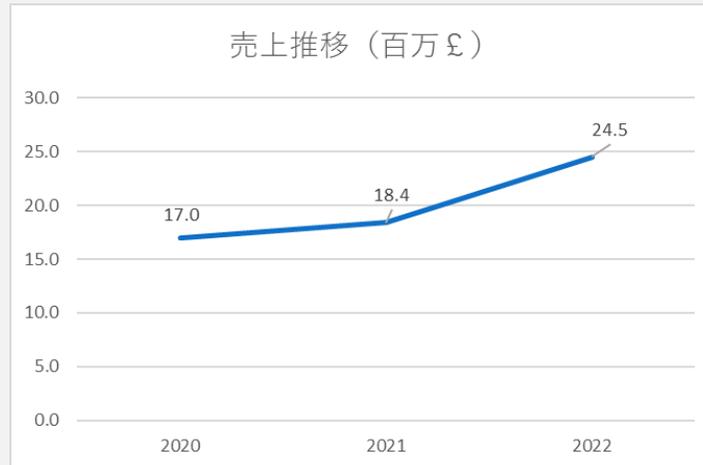
⑥ 国際戦略研究所(4/4)

The International Institute for Strategic Studies (IISS)

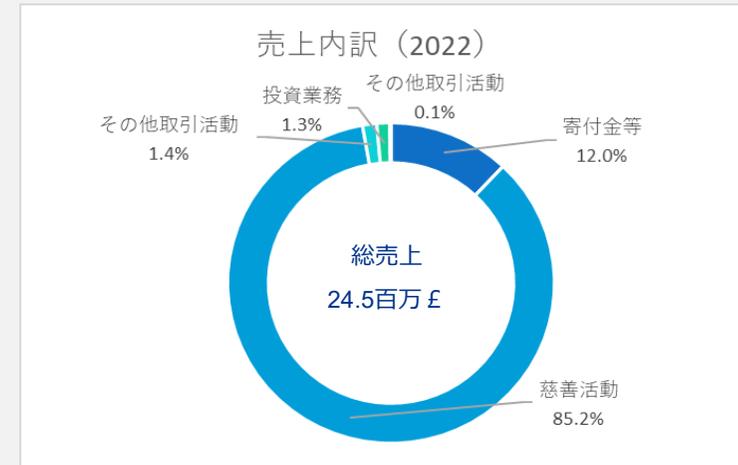
財務関係

借入金
出資者情報

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



◆ 寄付者 (2021)

100,000ポンド以上

- Airbus
- BAE Systems
- Boeing Company
- General Atomics Aeronautical Systems
- Individual membership subscriptions
- Lockheed Martin Corporation
- Raytheon International Inc
- Rolls-Royce plc
- Taylor & Francis

25,000ポンド以上100,000ポンド未満

- ADS Group Ltd
- British Army
- Emergent Biosolutions
- Wallenberg Foundations AB
- Japan Bank for International Cooperation
- Ministry of Defence, Singapore
- Qatar Armed Forces Strategic Studies Centre
- Shell International BV
- The Asahi Shimbunなど

1,000ポンド以上25,000ポンド未満

- Australian Strategic Policy Institute (ASPI)
- Bahrain Defence Force (BDF)
- Cabinet Intelligence and Research Office, Japan
- Cabinet Office, UK
- Canadian High Commission to the UK
- Centro de Estudos Estratégicos do Exército, Brazil
- Ministry of Foreign Affairs, Japanなど

⑦ 王立国際問題研究所(1/4)

Royal Institute of International Affairs (RIIA)

設立年度	1920年	
組織の設置形態	王室憲章会社（Royal Charter company）* イングランドとウェールズの慈善団体（Charities Act 2011）	
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 英国ロンドンに本部を置く国際問題と外交政策を専門とする非営利団体。 専門家が公的な立場や政治的なプレッシャーから離れ、国際問題を自由に議論し分析することができる中立的で独立したフォーラムが必要との認識に基づき、英国の知識人と外交官のグループによって設立された。 独立・中立したシンクタンク機関であり、国際的な信頼も厚い。第二次世界大戦後の世界金融安定のための多国間制度とメカニズムの構築を支援するなど、変化を遂げるグローバルな課題へのソリューション提供に貢献してきた。 100年間にわたり、独立した分析を提供し、研究内容は報告は、様々な政策分野で影響を与えてきた。 ウェビナー、会議、シミュレーション等は、世界中の研究者等に視聴され、研究意欲の向上に貢献している。 	
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 防衛と安全保障 経済と貿易 環境 健康 機関 	<ul style="list-style-type: none"> 大国 政治と法律 社会 テクノロジー
主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> 英国政府 外国政府・社会（ベネズエラ・ナイジェリア・欧州・トルコ・米国・ブラジル・コンゴ民主共和国・インド等） 欧州委員会 	
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照（2023年9月12日時点：1件掲載、2024年1月17日時点：4件掲載）	
人材育成体制	新規雇用者を対象としたエンパワーメントプログラムを提供している。適切なキャリアをスタートできるように体系化されているほか、オンラインや対面での研修プログラム（ソフト面・ハード面含む）も充実している。	

*王室憲章（Royal Charter）は、組織に独立した法的地位を付与するために、君主が発行する文書であり、12世紀以降、英国では、企業・公共団体・都市・学会等に法人化するために使用されてきた。王室憲章は、枢密院によって認可され、議会には提出されない。

出典：GOV.UK Charity Commission for England and Wales、GOV.UK Find and update company information

⑦ 王立国際問題研究所(2/4) Royal Institute of International Affairs (RIIA)

- 2023年9月12日及び2024年1月17日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Senior Research Fellow - Cyber	Research Analyst - UK in the World	Events Manager
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> サイバー政策問題に関する経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 英国外交・安全保障・国防・通商又は開発政策問題に関連する研究経験必須 Excelスプレッドシート・データベース利用経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベント・会議の管理経験必須 ライン・マネジメント経験必須 顧客関係管理（CRM）データベース使用経験必須 EU一般データ保護規則（GDPR）の知識必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし
給与範囲 (ポンド)	<ul style="list-style-type: none"> 年間 60,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 28,000 - 33,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 40,000
その他	<ul style="list-style-type: none"> 査証のスポンサー提供可能 最低週2日は事務所勤務 	<ul style="list-style-type: none"> 最低週2日は事務所勤務 	<ul style="list-style-type: none"> 最低週2日は事務所勤務

⑦ 王立国際問題研究所(3/4) Royal Institute of International Affairs (RIIA)

情報保全の仕組み

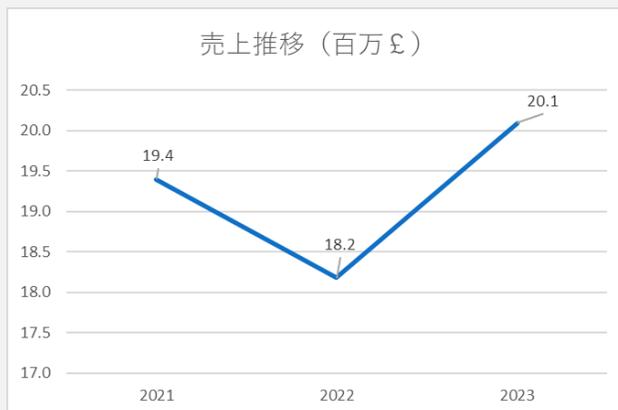
- ◆ 情報管理体制：非公開
- ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開
 - 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

⑦ 王立国際問題研究所(4/4)

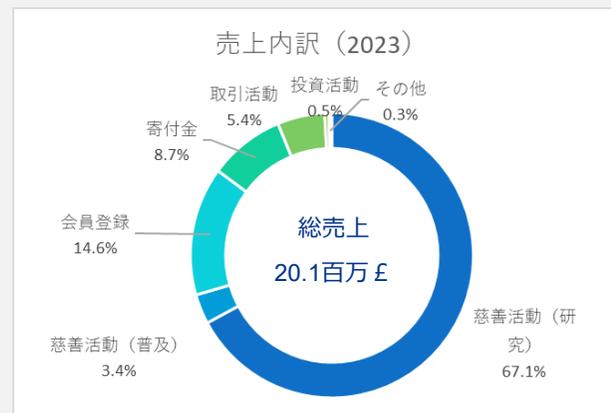
Royal Institute of International Affairs (RIIA)

財務関係

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



借入金 出資者情報

◆ 出資者

500万ポンド以上 : MAVA Foundation
 100万ポンド以上 : 英国外務外務連邦開発局 (Foreign, Commonwealth and Development Office UK)、Global Affairs Canada
 50万ポンド以上100万ポンド未満 : 欧州委員会 (European Commission)、IKEA Foundation、MacArthur Foundation、Robert Bosch Stiftung、米国国務省 (United States Department of State)
 25万ポンド以上50万ポンド未満 : Bill and Melinda Gates Foundation、ドイツ技術協カ公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : GIZ)、スイス連邦政府外務省 (Federal Department of Foreign Affairs, Switzerland)、Open Society Foundations、Quadrature Climate Foundation、UK Research and Innovation

10万ポンド以上25万ポンド未満 : AIG、マーシャル奨学金協会 (Association of Marshall Scholars)、BP plc、Carnegie Corporation of New York、Chevron Ltd、Crescent Petroleum、欧州気候財団 (European Climate Foundation)
 5万ポンド以上10万ポンド未満 : Brunswick Group、CAF Development Bank of Latin America、ClimateWorks Foundation、David and Lucile Packard Foundation、DLA Piper、DXC Technology Company、Eni S.p.A.
 2万5千ポンド以上5万ポンド未満 : Akin Gump、Barclays、BHP、英国赤十字 (British Red Cross)、BTG Pactual、City of London

02-4

調査結果_ドイツ

⑧ コンラート・アデナウアー・シュティフトゥング(1/3)

Konrad-Adenauer-Stiftung (KAS)

設立年度	1955年
組織の設置形態	非営利財団（民法（Bürgerliches Gesetzbuch : BGB）§ 80）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 1952年に連邦議会議長、キリスト教民主同盟（CDU）に所属する政治家によって検討され始め、1955年に「キリスト教民主教育活動協会」として設立。 1964年、ドイツ連邦共和国初代首相でキリスト教民主同盟（CDU）の共同創設者であるKonrad Adenauer氏の名前に因んで現在の名称に改名された。 本部は、ボン近郊のSankt Augustinとベルリンの二か所にあり、1998年には新たなアカデミーを開設、2005年には事務所を開設、2019年に事務所を拡張した。 ドイツ国内に16の地方事務所があり、多様な市民教育会議やイベントを開催している。120か国以上にある海外事務所では、200件以上のプロジェクトを実施している。 課題に対し、歴史的・政治的背景を調査・分析した上で、現状分析と実践的なソリューションを提供する。また、国内外の政治、ビジネス、社会の意思決定者に知見を提供している。科学的基盤に基づいた最先端の分析を行うシンクタンクとして施策立案に貢献している。幅広い国民層に政治教育を行うこともその目的のひとつとしている。
調査内容	<p>“Shaping, Democracy, Together（持続可能性には革新、自由には安全保障、民主主義には参加）.”が必要という3つのトピックの元、今後数年間の調査テーマが決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育と文化 民主主義と法 ヨーロッパと国際 歴史と記憶
主な顧客	連邦経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung）
採用情報 （スキル・処遇等）	次ページ参照（2023年9月12日時点：7件掲載、2024年1月17日時点：5件掲載）
人材育成体制	<p>専門的/個人的能力開発のための研修提供 社内研修（例：司会とプレゼンテーション、プロジェクト管理、コミュニケーショントレーニング）</p>

⑧ コンラート・アデナウアー・シュティフトゥング(2/3) Konrad-Adenauer-Stiftung (KAS)

- 2023年9月12日及び2024年1月17日時点にホームページに掲載された募集要項のうち、研究員以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。当該時点において、研究員についての募集はなかった。

	研究員以外の職種		
役職名	Verwaltungssachbearbeiter 行政書記官	Sachbearbeiter 事務員	Kauffrau/Kaufmann für Büromanagement オフィス管理事務員
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 銀行業務又は税務コンサルティングの分野の実務経験を有することが望ましい 財務・予算・補助金に関連する実務経験必須 コンピュータスキル（特に文書管理、プロセス処理、ERP システム）必須 	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験必須 MS Office・MACなどのシステム使用能力必須 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ語必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 大学学位取得必須 	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 中級以上の学歴（高等専門学校入学資格）必須
給与範囲 (ユーロ)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

⑧ コンラート・アデナウアー・シュティフトゥング(3/3)

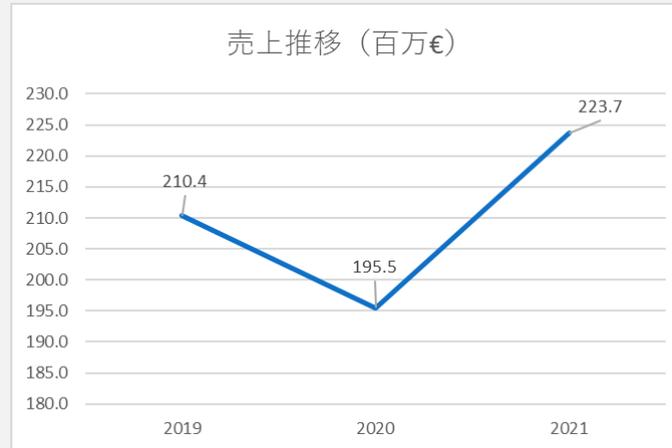
Konrad-Adenauer-Stiftung (KAS)

情報保全の仕組み

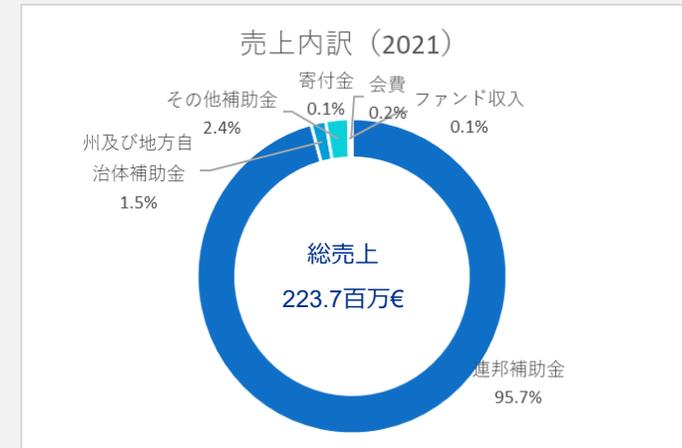
- ◆ 情報管理体制：非公開
- ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開
 - ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

財務関係

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



借入金 出資者情報

- ◆ 資金提供者
 - ・ 連邦政府
 - ・ 州政府及び地方自治体
 - ・ ファンド
 - ・ 企業
 - ・ 個人

02-5

調査結果_日本

⑨ 日本国際問題研究所(1/4)

The Japan Institute of International Affairs (JIIA)

設立年度	1959年 (1960年：外務省所管の財団法人として認可) (1963年：特定公益増進法人として認可) (2012年：内閣総理大臣より公益財団法人へ認定・移行)
組織の設置形態	公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年12月に、故吉田茂元首相の提唱により、英国王立国際問題研究所（Chatham House）等に範をとりつつ設立された外交・安全保障に関する総合的な政策シンクタンク。 国際問題の調査研究を行い、我が国の外交を科学的に研究し、その政策の企画に建設的構想を提供するとともに、国際問題に関する知識の普及及び情報の頒布を図り、全国の大学及び研究団体における国際問題の研究を奨励し、我が国にとって望ましい国際世論の形成に貢献し、もって我が国外交の健全な運営の確保に資し、進んで世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 軍縮・科学技術 アジア太平洋安全保障協力会議 太平洋経済協力会議（PECC：Pacific Economic Cooperation Council） 領土・主権・歴史
主な顧客	外務省
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照
人材育成体制	非公開
情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報管理体制：非公開 ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

⑨ 日本国際問題研究所(2/4)

The Japan Institute of International Affairs (JIJA)

- 2024年1月17日時点にインターネットに掲載されていた募集要項のうち、研究員につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。当該時点において、研究員以外の職種についての募集はなかった。

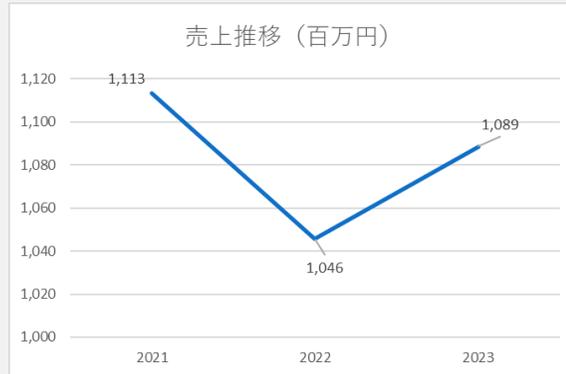
	研究員		
役職名	研究事業の企画・調整・推進担当研究員（領土・主権・歴史分野）	我が国の領土・主権・歴史に係わる分野（東アジアの国際関係・安全保障・国際関係史、個別国家の外交・安全保障政策、外交史を含む）の研究員	中国研究員（中国の政治・外交）
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 内外アカデミアらとの業務遂行の為に十分なコミュニケーション能力（英語力を含む）及び事業企画、進捗管理の経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 英語で国際知的交流（ディスカッション）及びその運営調整ができる能力必須 海外での研究・業務経験者が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 英語で研究（論文作成）及び国際知的交流（ディスカッション）ができる能力必須 中国語で研究（読解）及び国際知的交流（ディスカッション）ができる能力及び業務遂行のために十分なコミュニケーション能力必須 海外での研究・業務経験者が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業以上実務経験可 	<ul style="list-style-type: none"> 大学卒業資格必須（新卒可） 修士号（又は同等の実務経験）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号又は同等の実務経験必須 博士号又は同等の実務経験を有する場合選考にあたり考慮
給与範囲（円）	<ul style="list-style-type: none"> 俸給は、経歴等を勘案して当研究所規定に従い決定 	<ul style="list-style-type: none"> 俸給は、経歴等を勘案して当研究所規定に従い決定 	<ul style="list-style-type: none"> 俸給は、経歴等を勘案して当研究所規定に従い決定
その他	<ul style="list-style-type: none"> 週5日常勤（非常勤：週3日以上） 	—	—

⑨ 日本国際問題研究所(3/4)

The Japan Institute of International Affairs (JIJA)

財務関係

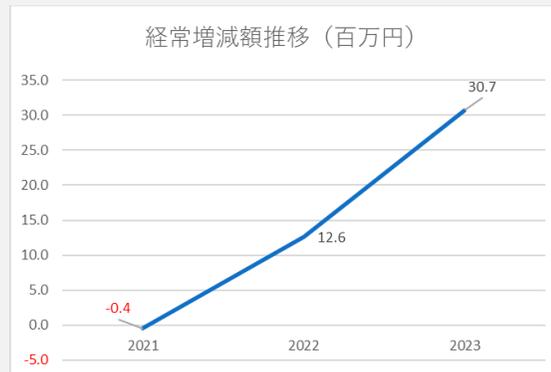
◆売上推移



◆売上内訳



◆利益推移



⑨ 日本国際問題研究所(4/4)

The Japan Institute of International Affairs (JIIA)

借入金 出資者情報

- ◆財源：主として、政府その他からの調査委託契約収入、会員からの会費収入、出版物収入及び特別の助成収入
- ◆資金提供者：外務省補助金、会員（法人会員：約150社、個人会員：約400名）
 - ・ 外交・安全保障調査研究事業費補助金
 - ・ 国際共同研究支援事業費補助金

02-6

調査結果_イタリア

⑩ イタリア国際問題研究所(1/3)

The Istituto Affari Internazionali (IAI)

設立年度	1965年
組織の設置形態	独立した民間の非営利組織*（non-profit organization）（Law 49/1987）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 初代理事長Altiero Spinelli氏の主導により、1965年10月11日設立された。 1980年には、共和党大統領令の下、道徳団体として登録された。研究・研修・会議・出版物を通じて、国際政治の理解を促進する非営利の研究機関に移行した。 イタリア・ミラノに本社を置き、広大な国際ネットワークを有する。イタリア政府のみならず、欧州連合、国際機関、国内外の大学、主要な国家経済主体、メディア、他の国際シンクタンクと積極的に交流を行っている。 欧州及び国際的な政策立案者が直面している課題に対する理解を深め、ディスカッションを深め、ソリューションを提案することをミッションとしている。 国際政治に対する意識を高め、欧州統合及び多国間協力の進展に貢献するために、国際関係に焦点を当てている。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 防衛 エネルギー・気候・資源 不拡散と軍縮 EU・政治・機関 国際経済・グローバルガバナンス イタリア外交政策 安全 宇宙 若者
主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> 国際レベル：欧州委員会、欧州対外活動局、欧州防衛庁、NATO、OSCE と定期的に協力している。 国家レベル：イタリア外務省・国際協力省、国防省、大学・研究省、議会、イタリア銀行と連携している。 その他：Council of Councils、D-10 Strategy Forum、EuroMeSCo（Euro-Mediterranean Study Commission）、European Think Tanks Group (ETTg)、European Think Tanks Network on China (ETNC)、IMG-S: Integrated Mission Group – Security、New-Med、T20、TEPSA
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照（2023年11月21日時点：1件掲載、2024年1月17日時点：1件掲載）
人材育成体制	<p>インターンシップ：通常3か月（1月～4月／4月～6月／9月～12月）</p> <p>対象：①修士課程又は二次学位コースの学生、②経済学部・法学部・政治学部・国際外交関係学部・人文科学学部・哲学学部の修士号又は博士号を取得した人物、外部者研修及び奨学金制度はあるが、内部者向け研修は非公開</p>

*イタリアには、社会貢献目的の非営利組織（ONLUS：Organizzazione non lucrativa di utilità sociale）があったが、2017年第三セクター改革法により、ONLUSは段階的に廃止され、第三セクター事業体（ETS：Ente del Terzo Settore）に移行している。ただし、IAIの移行につき確認できていない。

⑩ イタリア国際問題研究所(2/3) The Istituto Affari Internazionali (IAI)

- 2023年11月21日及び2024年1月17日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。当該時点において、研究員以外の職種についての募集はなかった。

	研究員	
役職名	Researcher (Multilateralism and Global Governance Programmer)	Researcher - Energy, climate, resources
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 最低3年間の博士課程の経験を含む、研究経験必須 英語能力必須 	<ul style="list-style-type: none"> 最低2年間（博士課程含む）の国際研究センター又はシンクタンクにおけるエネルギー・気候・資源の職務経験分野での職務経験必須 イタリア語・英語必須 国際政治・経済・エネルギー・気候関連トピックの英語の出版物必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> イタリア又は外国の修士号（国際関係学・政治学・地域研究・外交学・経済学・法律） 	<ul style="list-style-type: none"> イタリア又は外国の修士号（経済学・政治学・国際関係及び外交関係・開発政策・外交学・工学・法律又はその他のエネルギー気候専門分野）
給与範囲（ユーロ）	<ul style="list-style-type: none"> 年間21,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間25,200

⑩ イタリア国際問題研究所(3/3) The Istituto Affari Internazionali (IAI)

情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none">◆ 情報管理体制：非公開◆ セキュリティ・クリアランス（Nulla Osta di Sicurezza：NOS）：非公開<ul style="list-style-type: none">・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開
財務関係	非公開
借入金 出資者情報	<ul style="list-style-type: none">◆ 資金提供者：個人会員、法人会員、公的機関、民間機関、主要な国際財団及びイタリア外務省からの継続的な助成金によって運営

⑪ イタリア国際政治研究所(1/3)

The Italian Institute for International Political Studies (ISPI)

設立年度	1934年3月27日
組織の設置形態	第三セクター事業体（Ente del Terzo Settore : ETS）（2017年7月第三セクター法 : Codice del terzo settore）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ロンドンの王立外交研究所とニューヨークの外国問題研究所の影響を受け、ミラノ大学とパヴィア大学の若い学者グループによって、イタリアのミラノに設立された。 ジャーナル「Relazioni Internazionali」や、国際情勢に関する情報を広めることを目的とした複数の出版物を発行するとともに、専門図書館を開設した。 資金面では、1935年にはPirelli S.p.A.社創業者の次男Alberto Pirelli氏が率いる実業家グループの支援により資金保証を得た。ファシスト政権からの自主性を確保しながら、ビジネス界との強い連携を築いた。 連合軍による占領中は、活動を中断したが、1950年に活動を再開し、これまで以上に文化の発展に焦点を当てるようになる。 政策志向の研究に加えて、教育やトレーニング、国際的なトレンドに関する会議やアドバイスを提供している。 国際問題に強い関心を持つ政府関係者、企業経営者等に、質の高い研究と実現可能なソリューションを提供している。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> データラボ デジタル化とサイバーセキュリティ 地経学 エネルギー安全保障
顧客の変遷 財務基盤の変遷	主な顧客 : A2A life company、AIG、BNL、BCG
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照（2023年11月21日時点 : 4件掲載、2024年1月17日時点 : 2件掲載）
人材育成体制	非公開
情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報管理体制 : 非公開 ◆ セキュリティ・クリアランス（Nulla Osta di Sicurezza : NOS） : 非公開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無 : 非公開

⑪ イタリア国際政治研究所(2/3)

The Italian Institute for International Political Studies (ISPI)

- 2023年9月12日及び2024年1月17日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員とそれ以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Research Fellow Osservatorio Geoeconomia 地球経済観測所 研究員	Research Assistant (Geoeconomia) 研究助手 (地政学)	プログラスマネージャー (ISPI School : 外交修士、国際協力修士、冬季・夏季スクール コース、専門資格認定等)
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 最低2年間のシンクタンク・研究センターにおける編集・データサイエンス・データ視覚化スキルの実務経験必須 英語・イタリア語必須 	<ul style="list-style-type: none"> 法的資格・スキル不要 英語・イタリア語必須 最低1-2年間の同様のポジションの実務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 英語必須 最低3年の同様のポジションの実務経験
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（経済学又は同類）必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（政治学又は経済学）必須 修士号取得又は博士号に在籍中 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（政治学、経済学、言語等）必須
給与範囲 (ユーロ)	<ul style="list-style-type: none"> 候補者の経歴と経験に基づき決定 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 候補者の経歴と経験に基づき決定

⑪ イタリア国際政治研究所(3/3)

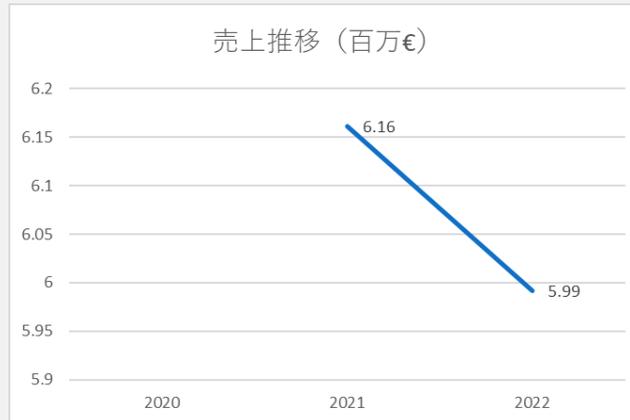
The Italian Institute for International Political Studies (ISPI)

財務関係

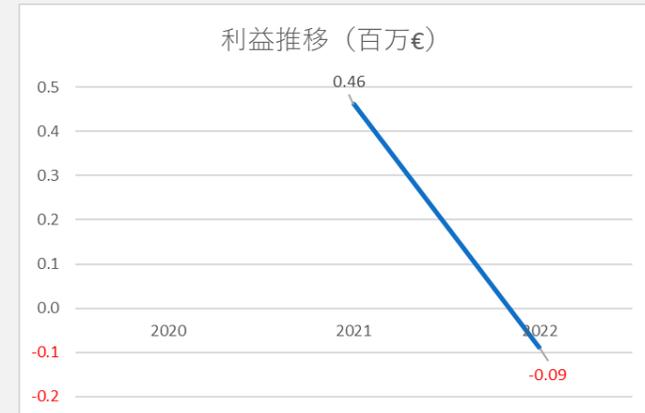
借入金

出資者情報

◆ 売上推移



■ 利益推移



◆ 財政基盤：年会費、イベント協賛、研究・プロジェクト貢献、調査サービス

A2A 年会費、イタリア銀行 (Banca d'Italia) 年会費、Cassa Depositi e Prestiti 年会費、Città Metropolitana 年会費、ミラノ市 年会費、Enel 年会費、Eni 年会費、Ferrovie dello Stato 年会費、Fincantieri 年会費、Leonardo 年会費、ロンバルディア州 年会費、Sace spa 年会費、Saipem 年会費、Simest 年会費、Snam 年会費、Cassa Depositi e Prestiti イベント協賛、ENI S.p.A. イベント協賛、Fincantieri S.p.A. イベント協賛、Leonardo S.p.A. イベント協賛、研究協賛、MAECI プロジェクト貢献、下院 (Camera dei Deputati) 文書化・調査サービス、共和国上院 (Senato della Repubblica) 文書化・調査サービス、Rai Radio Televisione Italiana 文書化・調査サービス

02-7

調査結果_カナダ

⑫ カナダ国際問題研究所(1/3)

Canadian Global Affairs Institute (CGAI)

設立年度	2001年8月
組織の設置形態	連邦政府登録の非営利の慈善団体（Federal Income Tax Law 149.1 (1)）
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> カナダにおける最も信頼性の高い国際問題に関連する公共政策の研究所である。 設立よりカルガリーに本部を有し、メディアに頻出するとともに、防衛、外交、貿易、資源、開発について広範に出版している。2010年には、国会議員、政策立案者、外交当局との連携を図るためオタワ事務所を開設。 厳格な戦略的・政策的分析を通じて、カナダの世界的な関心を特定し、より積極的かつ効果的な国際関与を促進すること、カナダ国民に対して、国際情勢と安全で繁栄したカナダとの関係について情報提供することをミッションとしている。 カナダの国防、外交、国際援助の問題についての知見レベルを高めることを事業の目的としている。これらの取組は、ペンシルベニア大学による 2013 年の世界各国のシンクタンクに関する調査で高い評価を得、カナダにおけるシンクタンクのトップ5に認定された。 <p>【Triple Helixを構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「Triple Helix」とは、CGAIとカールトン大学のNorman Paterson School of International Affairs (NPSIA)及び新興技術と防衛につき探索する業界によって構成されるネットワークであり、防衛イノベーションと分析のための学術・政策・産業パートナーシップである。カナダの政策立案者及び民間関係者に資する、技術・イノベーション・安全保障・防衛・政策に関するガイドの提供、政府間協力を強化するためのステップの策定・推進を目的とする。
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 防衛：防衛政策、防衛資源、防衛作戦、調達、NATO、北米及びNORAD 安全：サイバー&テクノロジー、ハイブリッド脅威、空間、インテリジェンス、テロリズム、不測の事態への対応、大量破壊兵器、国境、環境とエネルギー、健康、食料と水 経済：国際貿易、天然資源 外交・グローバルガバナンス：人権、国際法、移住、開発、国際機関、国際政治
主な顧客	非公開
採用情報 (スキル・処遇等)	非公開
人材育成体制	非公開

⑫ カナダ国際問題研究所(2/3)

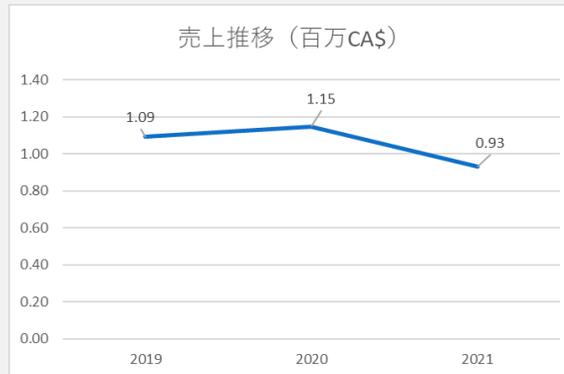
Canadian Global Affairs Institute (CGAI)

情報保全の仕組み

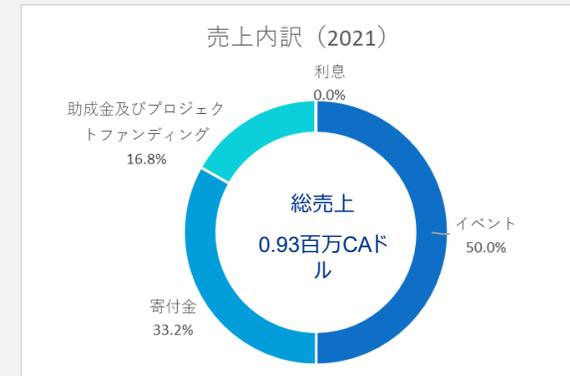
- ◆ 情報管理体制：非公開
- ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開
 - ・ 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

財務関係

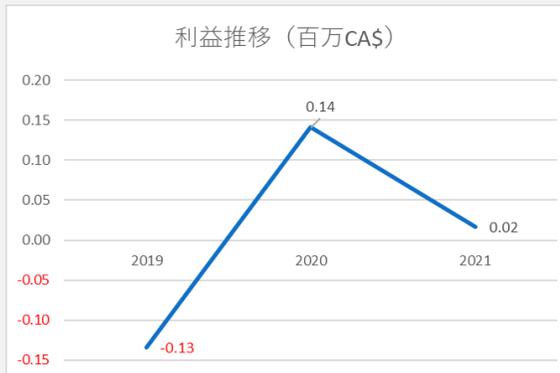
◆ 売上推移



◆ 売上内訳



◆ 利益推移



⑫ カナダ国際問題研究所(3/3) Canadian Global Affairs Institute (CGAI)

借入金 出資者情報

- ◆ 出資者：戦略的パートナー、企業組織、機関、財団、防衛及びその他主要部門、大使館、個人の寄付者等
 - 戦略的パートナー：カルガリー大学の公共政策大学院（The School of Public Policy）
 - 企業組織等：Alberta Chamber of Resources、Amazon Web Services、Institute Annapolis Capital、ATB Financial、BAE Systems Inc.、Boeing Brawn Family Foundation、Business Council of Canada、Carthy Foundation、Cenovus Energy Earnscliffe Strategy Group、Embassy of Japan in Canada、Embassy of Lithuania in Canada、Export Development Canada、Enbridge Pipelines Inc.、General Dynamics Land Systems - Canada General Dynamics Mission Systems -、Canada Grafton Asset Management Irving Shipbuilding Konrad Adenauer Stiftung Lockheed Martin Canada Mancal Corp.、Microsoft Saab AB Taipei Economic and Cultural Office in Canada、Tamaratt Fund at the Calgary Foundation、The Department of National Defence Westbrick Energy Ltd.、Whitecap Resources
 - 個人：Jeffrey Boyce、George Brookman、Don Chynoweth、Ross Douglas、Glenn Hamilton、Tim Hearn、Bill Lister、Sheila McIntosh、Barry Munro、Craig Stewart、Paul Wanklyn、Peter Williams、W. Brett Wilson

⑬ フレーザー研究所(1/3)

Fraser Institute

設立年度	1974年10月21日		
組織の設置形態	連邦政府登録の非営利の慈善団体（Federal Income Tax Law 149.1 (1)）		
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立当初は、「River」という名称で連邦政府によって慈善教育団体として認められ、バンクーバーで活動を開始した。 ・ 1975年、ロンドンのInstitute of Economic Affairs（IEA）の設立に尽力したAntony Fisher卿が、長官代理に任命された。 ・ 1977年、チーフエコノミストであったMichael Walker氏が後任として事務局長に就任した。 ・ 1978年、米国で慈善団体として登録された。 ・ 税金、医療、先住民問題、教育、経済的自由、エネルギー、天然資源、環境など、カナダ人の生活の質に深く影響する分野における、政府の行動についての研究を実施している。 ・ 本社はバンクーバーで、カルガリー、トロント、モントリオール、ハリファックスに支社を置く。 ・ 政府の政策、起業家精神、選択が人々の幸福に与える影響を研究し、測定し、広く伝えることによって、カナダ人とその家族、そして将来の世代の生活の質を向上させることをミッションとしている。 		
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ アボリジニ政策 ・ 高齢化・退職・年金 ・ 競争力 ・ COVID-19（新型コロナウイルス感染症） ・ 経済的自由 ・ 教育方針 ・ エネルギー ・ 環境 ・ ESG（環境・社会・政府） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府支出と税金 ・ 健康管理 ・ 労働政策 ・ 金融政策と銀行 ・ 市の政策 ・ 天然資源 ・ 貧困と不平等 ・ 地方の繁栄 ・ 社会主義の現実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪・薬物政策 ・ 防衛・安全 ・ 起業家 ・ 民主主義及びガバナンス ・ 移民 ・ 民営化 ・ リスク・規則 ・ 貿易・米国関係 ・ 輸送・インフラ
主な顧客	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慈善団体（Charity Commission） ・ 企業 		
採用情報 （スキル・処遇等）	次ページ参照（2024年1月18日時点：2件掲載）		
人材育成体制	Student Internship Program：年3回（夏・秋・冬）実施され、研究所の4つのオフィスのいずれかで政策担当者又はプログラムスタッフの直接監督の下、4か月間従事。		

⑬ フレーザー研究所(2/3)

Fraser Institute

- 2024年1月18日時点にホームページに掲載された募集要項のうち、研究員以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。当該時点において、研究員についての募集はなかった。

	研究員以外の職種	
役職名	Education Programs Assistant	Copy Editor
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> データベース管理経験必須（Salesforceが望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> 英語必須 Microsoft Office能力必須 数年間の編集・執筆経験必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 社会科学・マーケティング・コミュニケーション・ビジネス・教育の大学又は短期大学の学位に在籍又は卒業必須 別分野の学位の場合には、プログラム・イベントの実務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 出版・英語・歴史・ジャーナリズム又は関連分野の学士号又は修士号必須
給与範囲 (カナダドル)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開
その他	<ul style="list-style-type: none"> 出張（全体の15%）・夜間・週末勤務可能であること 	

⑬ フレーザー研究所(3/3)

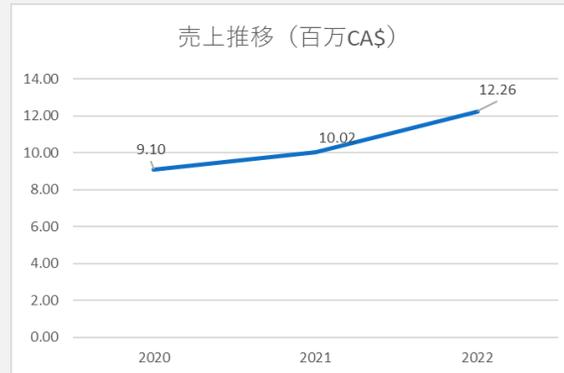
Fraser Institute

情報保全の仕組み

- ◆ 情報管理体制：非公開
- ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開
 - 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

財務関係

- ◆ 売上推移：寄付金、出版物販売、利息その他収入
- 独立性を保持するため、研究に関して政府からの資金提供及び契約は受け付けていない



◆ 利益推移



借入金 出資者情報

- ◆ 主な寄付者
 - Charles G.Koch慈善財団：1,669,721米ドル
 - Aurea Foundation：1,638,330米ドル
 - Searle Freedom Trust：850,000米ドル
 - John Templeton Foundation：694,862米ドル
 - Pierre F. and Enid Goodrich Foundation：30万米ドル
 - Chase Foundation of Virginia：265,061米ドル
 - Sarah Scaife Foundation：225,000米ドル
 - Exxon Mobil：120,000米ドル

⑭ マクドナルドローリエ研究所(1/4)

The Macdonald-Laurier Institute (MLI)

設立年度	2010年	
組織の設置形態	連邦政府登録の非営利の慈善団体（Federal Income Tax Law 149.1 (1)）	
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> カナダの政治的伝統を代表するカナダ元首相である保守党のJohn A. Macdonald氏及びWilfrid Laurier氏が設立した。 本拠地はオタワ。 設立初期は、医療の持続可能性、天然資源経済への先住民族関与、貿易障壁等の問題を中心に取り組んでいたが、現在では、外交、経済政策、国防と安全保障、カナダと米国の関係、司法、移民、エネルギー、社会問題、知的財産権等と活動内容が広範囲に深化している。 現在、カナダ議会において最も引用されているシンクタンクであり、定期的に議会の委員会に召集され、メディアにも論説・コラムが頻出している。 カナダを世界で最も優れた統治国にするために、政策立案者やオピニオンリーダーにとって合理的かつタイムリーな思想的リーダーシップの不可欠な情報源となることを事業の目的としている。 	
調査内容	<p>【主な問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内政策 エネルギー政策 海外政策 先住民政策 	<p>【過去10年の重要政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルスケアとファーマケア 国内貿易 中国の脅威 米国との自由貿易 戦闘機調達 刑事司法制度 経済不況の階層 偽情報・選挙妨害 知的財産保護と著作権改革 天然資源と先住民族の和解

⑭ マクドナルドローリエ研究所(2/4)

The Macdonald-Laurier Institute (MLI)

主な顧客

- 米国国務省のグローバル・エンゲージメント・センター
- 米大使館
- 人権ジャーナリスト

採用情報 (スキル・処遇等)

次ページ参照（2023年11月21日時点：過去分1件掲載、2024年1月17日時点：過去分含め3件掲載）

人材育成体制

非公開

◆ 情報管理体制：非公開

情報保全の仕組み

◆ セキュリティ・クリアランス：非公開

- 国家機密等の情報の取り扱い有無：非公開

⑭ マクドナルドローリエ研究所(3/4)

The Macdonald-Laurier Institute (MLI)

- 2023年11月21日及び2024年1月17日時点にホームページに掲載された募集要項のうち、研究員以外の職種につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。当該時点において、研究員についての募集はなかった。

	研究員以外の職種		
役職名	Digital Media Specialist	Senior Editor	Events Coordinator
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 英語必須 一般的Office software (MS Word、Excel等) 必須 Adobe suite tools (Premiere Pro、Lightroom等)、Canva、WordPress実務経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 英語必須 MS Word、Excel必須 Word Press作業経験が望ましい バイリンガルが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> Google Workspace (Gmail、Google Docs、カレンダー、スプレッドシート、Meet等) 及び Microsoft Office (MS Word、Excel、PowerPoint) 能力必須 バイリンガルが望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 又は同等の学位及び最低2年間のデジタル コミュニケーション・ソーシャル メディア管理などの分野の実務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号 (英語・ジャーナリズム・公共政策又は関連分野) 修士号必須 又は同等の学位及び最低8年間の出版物編集経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号 (イベント管理・ホスピタリティ・コミュニケーション又は関連分野) が望ましい
給与範囲 (カナダドル)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

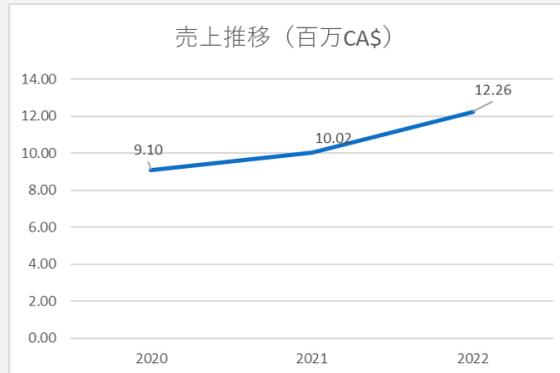
⑭ マクドナルドローリエ研究所(4/4)

The Macdonald-Laurier Institute (MLI)

財務関係

借入金
出資者情報

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



◆ 利益推移



◆ 資金提供者：企業、民間財団、個人（具体的名称非公開）

⑮ 国際ガバナンス・イノベーションセンター(1/3)

Centre for International Governance Innovation (CIGI)

設立年度	2001年	
組織の設置形態	非営利組織 (Federal Income Tax Law 149(1)(l))	
設立経緯 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> • Jim Balsillie氏からの2000万カナダドル、Research In Motion (BlackBerry) の共同CEOであるMike Lazaridis氏からの1000万カナダドルの基金によって創設された。 • 2003年に、外務国際貿易省を通じて連邦政府から約3000万カナダドルの寄付を受ける。 • 設立当初は、経済及び世界的な政策課題に関連する問題についての政策思考の推進に焦点を当てていた。 • 事業の目的は、世界基準の調査と分析により知識と政治に架け橋を築き、デジタル時代に期待される革新的な政策ソリューションを提供すること。人々の生活を改善するという目標の下、デジタル時代の政策ソリューションを提供する学際的な研究者のネットワークと戦略的パートナーシップを構成している。 • 連邦政府資金が投入され、連邦政府が取締役等を指名している。 	
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> • 金融システム • プラットフォームのガバナンス • 安全 • 民主主義 	<ul style="list-style-type: none"> • ビッグデータ • 新興テクノロジー • インターネットガバナンス
主な顧客	非公開	
採用情報 (スキル・処遇等)	次ページ参照 (2023年11月21日時点：1件掲載、2024年1月17日時点：1件掲載)	
人材育成体制	非公開	
情報保全の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報管理体制：非公開 ◆ セキュリティ・クリアランス：非公開 <ul style="list-style-type: none"> • 国家機密等の情報の取り扱い有無：有 	

⑮ 国際ガバナンス・イノベーションセンター(2/3)

Centre for International Governance Innovation (CIGI)

- 2023年11月21日及び2024年1月17日時点でホームページに掲載された募集要項のうち、研究員につき、典型的と思われる募集要項事例を抽出した。当該時点において、研究員以外の職種についての募集はなかった。

	研究員	
役職名	Research Director (Digital Economy)	Research Director (Transformative Technologies and Governance)
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 政策研究管理の実務経験必須 応用政策研究の実務経験必須 出版実績必須 	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> (経済学・ビジネス・又は関連する社会科学・技術・政策分野の) 学士号又は修士号必須 	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし
給与範囲 (カナダドル)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

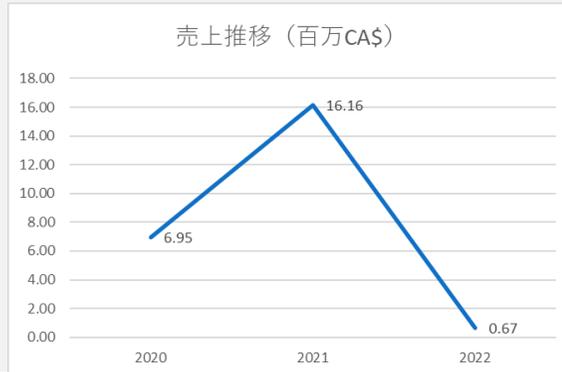
⑮ 国際ガバナンス・イノベーションセンター(3/3)

Centre for International Governance Innovation (CIGI)

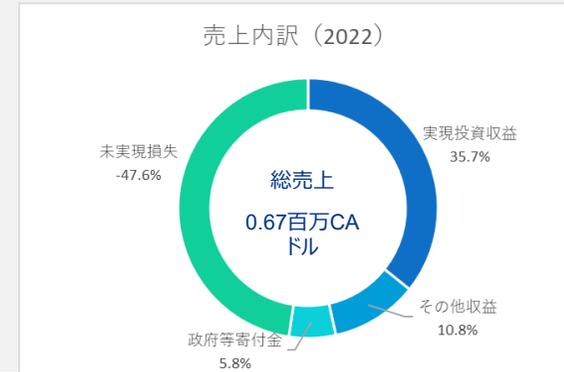
財務関係

借入金
出資者情報

◆ 売上推移



◆ 売上内訳



◆ 利益推移



◆ 主な資金提供者

- ・ カナダ政府
- ・ オンタリオ州政府
- ・ ウォータールー市

- ・ Jim Balsillie氏 (Research In Motion (BlackBerry) の共同創設者)
- ・ Mike Lazaridis氏
- ・ Michael Barnstijn氏及び Louise MacCallum氏

02 參考資料

研究員等募集要項
事例調査

研究員等募集要項事例調査-概要

1. 業務内容

シンクタンクの研究員等に求められるスキルや知識等について情報を収集する観点から、研究員等の募集要項の事例調査を行い、参考資料としてまとめた。

2. 業務の詳細

① 調査対象

- 基盤調査にて人事関連の仕組みについて調査したところ、米国は他の国と比較して募集件数や役職に求められる資格・経験、学歴要件や給与範囲の情報量が多かったことから、ランド・コーポレーション、マイター・コーポレーション、オルビス・オペレーションズ、戦略国際問題研究所（以上、米国）を調査対象とした。
- 職種については、研究員（アナリスト、データサイエンティスト、リサーチャー、マネジャー以上の管理職）を中心として、一部、研究員以外の職種についても対象とした。

② 調査方法

- 調査対象とした4機関のwebサイト等において2023年9月5日、2024年1月17日及び2月2日時点で掲載された募集要項について、研究員は20件、研究員以外の職種は3件を上限に事例を抽出し、業務内容、資格・経験、学歴要件、給与範囲等の各項目で整理した。

③ 調査結果

- 各調査対象において抽出した募集要項の件数は右表のとおり。
- 各調査対象の募集要項について業務内容、資格・経験、学歴要件、給与範囲等の各項目で整理した結果を次ページ以降に列挙する。

名称	研究員	研究員以外の職種
ランド・コーポレーション	12件	3件
マイター・コーポレーション	20件	1件
オルビス・オペレーションズ	17件	1件
戦略国際問題研究所	5件	1件

① ランド・コーポレーション(1/5)

RAND Corporation

	研究員		
役職名	RAND Israel Policy Chair	Director and Vice President, Homeland Security Research Division (HSRD)	Technical Policy Researcher
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> イスラエルの長期的な成長、社会経済開発、国内政策、地域・米国・世界との関係に焦点を当てた研究を実施 イスラエルの持続可能な成長のための政策に関する研究アジェンダの策定・管理、パートナーシップ構築、シンポジウムの開催、交流プログラムや共同研究プロジェクトの開発、RAND研究者を指導 	<ul style="list-style-type: none"> 常時150件以上のプロジェクトを監督 RAND事業計画（3か年）の策定・管理・実行 国土安全保障省やその他クライアント担当者との関係の構築・維持 プログラムディレクター及びマネージャーと協力し、全ての研究及び文書を監督・評価、品質・客観性・顧客のニーズ面においてRAND基準を満たしていることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> 米国経済を強化し、国の安全を維持し、生活の質を向上させる取組において、公共政策立案者と一般市民を支援する研究を実施 複雑な政策問題を解決するための研究手法を開発
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランス取得が望ましい ヘブライ語必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国民権）必須 国土安全保障法（DHS）及び国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須 連邦・州・地方政府及び慈善団体との契約研究の監督経験必須 最低10年間の政府・企業又は研究機関における上級指導地位としての勤務経験必須 FFRDCの勤務経験があることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須（米国民権必須）
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（公共政策・経済学・国際開発又は関連分野）必須 博士号（公共政策・経済学・国際開発又は関連分野）が望ましい 最低10年間専門分野における研究経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（国家安全保障・政策分析・工学・経済学・情報科学又は関連分野）必須 博士号（国家安全保障・政策分析・工学・経済学・情報科学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低10年以上の実務経験必須 修士号取得者：最低5年以上の実務経験必須 博士号（工学・オペレーションズリサーチ・応用数学・物理科学又は関連分野）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> Full Researcher：109,600 - 181,075 Senior Researcher：145,500 - 251,175 	<ul style="list-style-type: none"> 年間250,000 - 350,000 	<ul style="list-style-type: none"> Associate Researcher: 94,800 - 148,350 Full Researcher: 109,600 - 181,075 Senior Researcher: 145,500 - 251,175
その他	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の50%につき、議長職として職務遂行。残りの50%について、主任研究者として研究に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務期間の30%につき、出張対応可能必須 勤務時間の85%につき、HSRD研究部門の管理・監督に関する業務を担当。残り15%は、プロジェクトの研究に参加 	

① ランド・コーポレーション(2/5)

RAND Corporation

	研究員		
役職名	Defense and Security Researcher	National Security Data Scientist/Statistical Research Programmer	Director, China Research Center, Global and Emerging Risks Division
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 国防と安全保障問題の専門家として、プロジェクトのアイデアの策定 支援を得るための潜在的なプロジェクト支援者との協業 研究の主導 国防総省を含む上級指導者への戦略的・戦術的助言の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国家安全保障に関する特定のトピック及び関連データについて理解し、プログラミングや分析スキルを身につけるとともに、調査・分析結果を研究チーム内や米国政府のスポンサーに伝達 	<ul style="list-style-type: none"> センターの戦略計画を策定・実行するとともに、センターの業務の全ての側面を指導 センターの研究課題を定義・監督 国内外の中国研究センターと連携 センターの中国研究者の採用と育成を支援
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 一部プロジェクトでは、セキュリティ・クリアランス取得可能性あり（その場合、米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国民権）必要） ゲーミング、安全保障協力、軍事力開発の内、いずれかの分野での経験が非常に望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須 Top Secret 又は Secretの所持が望ましい いずれか（国家安全保障データの統計分析、人工知能・機械学習等の国家安全保障問題への適用、Tableau/ PowerBI/ RShiny/ GISツール等の構築、AFSIM/ JCATS/ STORM等の設計）1つ以上につき、最低2-4年間、専門的経験必須 国家安全保障に関する米国政府の省庁との協力経験が非常に望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランス（secret 又はそれ以上の）取得・維持必須 中国語堪能、かつ中国在住又は頻繁に訪中可能なことが望ましい 最低8年間の研究経験必須（10年以上が望ましい）
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 博士号（社会科学・物理学）必須 修士号（社会科学・物理学）の場合、最低5年間の関連分野の経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（公共政策・経済・国際関係・社会科学・統計・応用数学等の関連分野） 学士号の場合、最低4年間の専門的経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（社会科学・定量的運用分析）必須 博士号（社会科学・定量的運用分析）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> Associate Researcher: 94,800 - 148,350 Full Researcher: 109,600 - 181,075 Senior Researcher: 145,500 - 251,175 	<ul style="list-style-type: none"> Data Scientist II: 82,100 - 122,100 Data Scientist III: 95,100 - 144,800 Data Scientist IV: 113,700 - 173,600 	<ul style="list-style-type: none"> Senior Researcher: 152,700 - 262,500
その他	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の50%につき、研究センターの管理・監督業務。残りの50%について、個別研究に参加

① ランド・コーポレーション(3/5)

RAND Corporation

	研究員		
役職名	Statistical Research Programmer	Statistical Research Programmer – Level 1	Senior Health Care Project Manager
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療、教育・労働、社会・経済的福祉、国家安全保障、軍事関連の人的資源など幅広い分野の研究を支援 データセットの作成・管理・分析 プログラミング及び分析スキルを適用し、研究テーマの基本的理解とデータの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 国家安全保障、軍事力、教育・労働、社会・経済的福祉、医療などの分野の研究を支援する統計調査プログラマー SASスクリプトを分解し、データの系統、変換及び依存関係を識別 データの整理・定期的更新作業 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームの重要なメンバーとして、タスクが計画通りに予算内で完了するよう業務遂行 プロジェクト資源の計画と指定、予算の監督、進捗状況の監視、スポンサー及び上席への全体的な情報提供を実施
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ・クリアランス取得可能性あり（その場合、米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 最低3年間のデータ管理及び統計分析プログラミングの経験（例：SAS又はRを利用）必須 最低1年間の医療保険請求データ処理経験（例：Medicare/ Medicaid/ Marketscan）必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須（米国市民権必須） 最低1年間勤務環境において、データ管理SASソフトウェアの使用経験必須 Pythonのプログラミング経験（Pandas）必須 データ分析パッケージ又はプログラミング言語（R、SQL、Python、Pandas、PySpark）の使用経験が望ましい 労働経済学又は安全保障に関して、米国政府での勤務経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 最低10年間、医療政策・医療政策研究・医療データ分析又は関連分野におけるプロジェクト管理又はプログラム支援経験（関連分野の修士号は、2年間の経験としてカウント） 米国保健社会福祉省との業務経験が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（統計学・生物統計学又は関連分野）必須 修士号（統計学・生物統計学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（経済学・数学・統計学・オペレーションズリサーチ）必須 修士号が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号が望ましい プロジェクト管理専門家（Project Management Professional：PMP）の資格は、学士号代替可
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> Level II: 82,100 - 122,100 Level III: 95,100 - 144,800 Level IV: 113,700 - 173,600 	<ul style="list-style-type: none"> Level I: 71,000 - 105,400 	<ul style="list-style-type: none"> 113,700- 173,600

① ランド・コーポレーション(4/5)

RAND Corporation

	研究員		
役職名	Manager, Classified Research Services	Legislative Analyst II (Health Policy)	Research Department Administrative Assistant, Behavioral and Policy Sciences (BPS)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> RAND機密ライブラリ（RAND Classified Library）の運用を監督し、RANDの国家安全保障及び防衛研究プログラムを推進 内外の機密・制限付きネットワーク（DTIC・NIPRNet・SIPRNet・JWICS）においてRAND研究普及のためのポータルサイトの維持と継続的な開発 	<ul style="list-style-type: none"> 医療政策アウトリーチのための立法アナリスト 連邦議会の政策立案者やスタッフに対し、研究・専門知識向上、法律に関する情報提供のための戦略を立案し、実行 	<ul style="list-style-type: none"> 行動・政策科学部門の研究部門管理アシスタント Global Research Talent（GRT）の管理面の調整 研究員のサポート（プロジェクトファイルの整理・保守、機密資料の処理・配布等）
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府国防総省（DoD）と国土安全保障省（DHS）のセキュリティ・クリアランスにおいて、Top Secret取得・維持必須 最低6年間のテクニカル・レファレンスサービスの経験必須 最低2年間の監督経験必須 MS SharePointを含むMicrosoft 365などのコンピューター・システムに関する中級から上級までの知識必須 機密情報管理経験が望ましい 軍・政府諜報機関における経験優遇 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須（米国市民権必須） 最低1年間の関連勤務経験必須（3-5年が望ましい） 議会事務局の医療政策関連サービス経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランス取得・維持必須（米国市民権必須） 最低5年間の経験（6-8年間の経験が望ましい） Word、PowerPoint、Teams、Outlook、Excelの高度な知識必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（図書館学・情報科学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 上級学位（政策・ヘルス関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校卒業資格必須 準学士号又は学士号が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 95,100 - 144,800 	<ul style="list-style-type: none"> 71,000 - 103,100 	<ul style="list-style-type: none"> Administrative Assistant V 60,900 - 90,800

① ランド・コーポレーション(5/5)

RAND Corporation

	研究員以外の職種		
役職名	Administrative Assistant	Security Analyst	Security Specialist
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 研究者やディレクターをサポートする管理補佐職 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ・クリアランス(初期・アップグレード・継続的調査)の処理を実施 RAND緊急管理通報システム、緊急時対応計画/訓練の管理を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機密情報、人事セキュリティ、物理的セキュリティ及びRANDセキュリティポリシーの実施を担当するセキュリティスペシャリスト 新規・現従業員のセキュリティ・クリアランス・プロセスを支援
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> Mac・Microsoft Word・PowerPoint・Excel に関する中級から上級までの知識必須 米国政府のセキュリティ・クリアランスが必要な場合あり(その場合、米国市民権必須) ジュニアレベル：最低1年間の経験必須(3-5年間の経験が望ましい) 中級/上級レベル：最低1-2年間の経験必須(6-8年間の経験が望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランスにおいて、Secretレベルの所持必須(現在有効でない場合でも、過去24か月以内に少なくともSecretレベル所有必須) 32 CFR, Part 117/National Industrial Security Program Operating Manual (NISPOM) Rule及び国防総省セキュリティルール・規則の知識・経験必須 最低3年間の実務経験必須(6年以上が望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランスにおいて、Secretレベルの所持必須(現在有効でない場合でも、過去24か月以内に少なくともSecretレベル所有必須) 国家産業安全保障プログラム(NISPOM)規則その他の政府の規則等に関する知識必須 最低1年間の実務経験必須(3年以上が望ましい)
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 高校卒業必須 学士号(BA/BS)が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 高校卒業資格必須 学士号が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 高校卒業資格必須 準学士号(AS/AA)が望ましい
給与範囲(米ドル)	<ul style="list-style-type: none"> Administrative Assistant II 43,500 - 62,900 Administrative Assistant III 49,900 - 72,300 Administrative Assistant IV 54,700 - 81,400 Administrative Assistant V 60,900 - 90,800 	<ul style="list-style-type: none"> 82,100 - 122,100 	<ul style="list-style-type: none"> 43,500 - 62,900

② マイター・コーポレーション(1/7)

MITRE Corporation

	研究員		
役職名	Senior Manager, Market Intelligence and Research	Project Leader USSPACECOM Project	Joint Operations Research Analyst, Lead
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> インテリジェンス調査と戦略的プロジェクトの支援 社外のビジネス・データとインテリジェンスを作成・収集・配布 市場と競争の動向に関する包括的な調査と分析を実施し、客観的な洞察を提供 	<ul style="list-style-type: none"> N 256の技術品質プロセスに従って、プロジェクトの作業を監督・実行 N 256は、NORAD&U.S.Northern Command とU.S.Space Command (SPACECOM) の2つの戦闘機コマンド (CCMD) に応用システム・エンジニアリング/ミッション・エンジニアリング提供 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争シナリオを調査する軍事作戦調査アナリスト 国防総省 (DoD) 組織のリーダーに、紛争領域 (航空・陸上・宇宙・海上・サイバー) の米国国家安全保障軍の代替案を助言 分析ツールを使用し、相応の技術的背景を持つ定量的モデルを構築し、結果を生成・評価
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> コンサルティング、政府又は政府請負業者としての業務経験が望ましい セキュリティ・クリアランス不要 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件 (例：米国市民権) 必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/SCIの許可・取得・維持する能力必須 戦闘員司令部の構成・役割・任務に関する知識必須 最低10年間の宇宙ミッション領域経験望ましい 少なくとも1つの主なDoD/ICスペースシステム (技術/システム/運用) の専門知識が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件 (例：米国市民権) 必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/SCI取得・維持する能力必須 数学的な最適化及びシミュレーションの経験必須 国防総省の兵器システム・ネットワーク・運用のモデリングと分析経験が望ましい 国防総省の調達・資源調達プロセスへの精通が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低12年間のインテリジェンス及び調査活動経験 修士号取得者：最低10年間必須 博士号取得者：最低7年間必須 経営学その他関連分野の修士号が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号 (スペースドメイン/システム) 取得者：最低10年間のスペース運用経験必須 修士号 (スペースドメイン/システム) 取得者：最低8年間の経験必須 博士号 (スペースドメイン/システム) 取得者：最低5年間の経験必須 スペース運用経験と組み合わせた技術分野 (工学・コンピューター科学・数学・データ分析又は関連物理科学) の修士号が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低8年間の関連研究活動経験必須 修士号取得者：最低5年間の関連経験必須 博士号取得者：最低3年間の関連経験必須 データサイエンス上級学位所持が望ましい
給与範囲 (米ドル)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 年間：155,500 - 233,500 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

② マイター・コーポレーション(2/7)

MITRE Corporation

	研究員		
役職名	Full Stack Software Engineer	Operations Research Lead	Sr. Principal, Semiconductor Analyst
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 政府スポンサーと協力し、課題の把握、潜在的なソリューションの評価、実用的なアプリケーションの開発を実施 アプリケーションの開発と導入をサポートし、スポンサーの課題に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 法執行機関（Law Enforcement : LE）及び沿岸警備隊の運用コンポーネントのミッション成果を向上させる戦略的ソリューションの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 半導体業界の専門家として、業界ベスト・プラクティスを分析し、設計・パッケージング・製造分野に関する推奨事項を提供 半導体企業のニーズに関する事業計画・投資優先度・ロードマップの分析・開発 半導体技術とサプライチェーンに間のギャップを把握・提案と戦略をサポート
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランスに関し、Secret取得・維持する能力必須 フルスタック開発（例：Python、React、Angular、HTML、CSS、JavaScript、PostgreSQL、SQL）の習熟必須 データベースとバックエンドテクノロジーの使用経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 応用数学、オペレーションズリサーチ、又は産業システム工学の技術学位必須 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/SCI/Polygraphの許可・取得・維持する能力必須 オペレーションズリサーチ、応用数学、統計、又は産業システム工学の上級学位を取得し、6年以上の経験を有することが望ましい 法執行機関・情報機関での勤務経験望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/ SCI取得・維持する能力必須 MBA取得又は経営レベルの経験が望ましい MITRE重点分野（AI・量子・サイバーセキュリティ・5 G・グリーン/サステナブルテクノロジー）の経験が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（コンピューターサイエンス・コンピューターエンジニアリング又は関連分野）取得者：最低2年間の関連業務経験必須 上位学位が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低8年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低5年間必須 博士号取得者：最低3年間必須 	<ul style="list-style-type: none"> 修士号（科学・工学分野）取得者：最低10年間の半導体業界経験必須 博士号（科学・工学分野）取得者：最低5年間の経験が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

② マイター・コーポレーション(3/7)

MITRE Corporation

	研究員		
役職名	AI Autonomous Systems and Robotics Expert	Water Infrastructure Engineer/Scientist	Naval Undersea Warfare Project Leader
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> AI/Autonomyシステムのパフォーマンスを評価し、必要に応じてスポンサーにガイダンス提供 AI/Autonomy分野の研究開発・提案・リード Autonomyシステム（例：海洋Autonomy・医療ロボット・宇宙ロボット）分野において、チーム・作業プログラムを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 水・ダムインフラと流域のリスク、脅威、脆弱性を特定し、評価し、緩和策を提案 流域管理、水とダムインフラ、関連技術に関する専門知識を提供 水インフラ分野で使用される新たな技術の成熟度を監視し評価 	<ul style="list-style-type: none"> 艦隊による海中戦（USW）を支援するための海軍海中戦センター（NUWC）プロジェクトを主導するシステムエンジニア NSEC、J&S、海軍部門、スポンサーの優先事項に沿った作業プログラム策定
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Secret取得・維持する能力必須 コンピュータービジョン、ディープラーニング、機械学習、プランニング、ヒューマンマシンチームング、マルチロボットシステムなどのロボット関連分野での経験必須 Outlook、Excel、WordなどのMicrosoft Officeの使用経験必須 機械学習ソリューションの開発経験（例：TensorFlow、MXNet、Scikit-Learn）望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、国防総省のセキュリティ・クリアランスに関し、Secret取得・維持する能力必須 水インフラ技術分野（例：水文学・水力学・流域管理・水又は廃水処理・リアルタイムの水質及び水量の監視・洪水、干ばつの監視）における技術的専門知識必須 空間ツール（例：ArcMap、ArcPro、ESRI Insights）の使用経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、国防総省のセキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/SCIレベル取得・維持する能力必須 財務管理及びプロジェクト・スタッフ・システム（例：Clarity、MiHUB、CareerMatch）の経験必須 海中戦任務の経験が望ましい 海軍との協力経験が望ましい 科学技術（S&T）イニシアティブの記録プログラム（PoR）への移行経験が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（電気工学・計算機工学・工学物理学・システム工学・計算機科学・ソフトウェア工学）取得者：最低15年間の専門的な経験必須 高度な学位取得者：最低10年間の専門的な経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低5年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低3年間の関連業務経験必須 博士号取得者：業務経験不要 博士号（土木工学・化学工学・機械工学・化学・水文学・物理学・環境工学）取得及び2年以上の関連業務経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（システム工学・電気工学・コンピューター工学）取得者：最低10年間の関連業務経験 修士号（システム工学・電気工学・コンピューター工学）取得者：最低8年間必須 博士号（システム工学・電気工学・コンピューター工学）取得者：最低5年間必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

② マイター・コーポレーション(4/7)

MITRE Corporation

研究員			
役職名	Quantum Sensors Engineer/Scientist	Wireless Communications & Signal Processing Engineer	Principal Cyber Engineer
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 量子センシングの研究を実施 量子センサー技術を開発し、学界・産業界・非営利組織と協力関係を構築し、技術的成熟度を高め、新しい使用手法を探索 量子情報科学のあらゆる側面とその応用の可能性について、政府スポンサーに助言・教育 	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の通信・信号処理技術を開発・応用・評価し、公共性の向上のために技術力提供 スペクトル共有革新を可能にする商用セルラ物理層信号のエンドツーエンドモデリング・シミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア技術革新センターの新規事業創出に積極的に取り組む 部門全体及びパートナー組織のエンジニアを指導 ポジションペーパー・出版物・提案書の作成
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、国防総省（DoD）のセキュリティ・クリアランスに関し、Secretレベル取得・維持する能力必須 5年以上の技術的リーダーシップ・ビジネス開発経験が望ましい 量子センシング・固体物理学/化学・光学・近接場イメージング/顕微鏡の経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、SecretレベルI取得・維持する能力必須 MATLAB、Python、C++、又はその他ツール・言語に精通必須 （アルゴリズム開発・情報理論・ワイヤレスプロトコル等）の内1つ以上の分野の技術的背景必須 実験室でのテスト・実験（例：ソフトウェア定義無線（SDR）、GNURadioの使用）経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Secretレベル取得・維持する能力必須 最低10年間のソフトウェアエンジニアリング又は関連分野の経験必須 業務プログラムの開発、業務プログラムの形成、センサー関係の構築経験（特にサイバー・ソフトウェア・エンジニアリング、インテル、公共セクター）必須 最低5年間の最新のソフトウェア・エンジニアリング・ツールと技術の経験必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低8年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低6年間の関連業務経験必須 博士号取得者：最低3年間の関連業務経験必須 博士号（物理学・電気工学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低5年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低3年間の関連業務経験必須 博士号取得者：業務経験不要 修士号又は博士号（電気工学・コンピューター工学又は関連分野）及び5年以上の専門的経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（コンピューターサイエンス、ソフトウェアエンジニアリング又は関連分野）取得者：10年以上の実務経験（2年以上のリーダーシップ責任を含む）
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

② マイター・コーポレーション(5/7)

MITRE Corporation

研究員			
役職名	Intelligence Analysis and Tradecraft Group Lead	Satellite Navigation Group Leader	Senior Cyber Risk Manager
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 高品質な技術製品を開発する技術業務プログラムに従事 サイバーインフラストラクチャ保護イノベーションセンター (CIPIC) とプロジェクトリーダーシップとのコミュニケーションを担当 コーチ・メンターとしての役割、グループメンバーの成長・学習・キャリアアップを支援 	<ul style="list-style-type: none"> Satellite Navigationグループのグループ・リーダー SatnavとPNTの能力・戦略的イニシアチブ・IR&D投資機会の開発 部門の戦略とポリシーの確立と実行、スタッフのタスク処理の調整、スタッフのキャリア開発機会のガイド、スタッフのパフォーマンス評価の実行 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理フレームワーク (RMF) に準拠したセキュリティ権限付与活動を通じて、システム又は企業の情報保証プログラムを支援
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件 (例：米国市民権) 必須 雇用日から1年以内に、国防総省 (DoD) のセキュリティ・クリアランスに関し、Top Secretレベル取得・維持する能力必須 インテル分析等の経験を有することが望ましい サイバー物理/OT/ICS/SCADA、セキュリティエンジニアリングの知識を新しいサイバー課題に適用する能力を有することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府のセキュリティ・クリアランスを取得済みであることが必須 雇用日から1年以内に、国防総省 (DoD) のセキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret/SCIレベルI取得・維持する能力必須 技術的経験 (例：情報理論・波形設計・変調理論・アレイ信号処理・アルゴリズム開発・受信機設計・衛星ビークル設計) 必須 業務の開発と実施に関する専門家としての経験 (例：軍事/商業用の衛星ナビゲーションシステム・非衛星測位技術) を有することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件 (例：米国市民権) 必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret / SCIレベル取得・維持する能力必須 国防総省 (DoD) DoD 8570.01-Manual*における IAM Level I認定必須 (IAMレベルII以上が望ましい) RMF、CNSSI 1253、NIST SP 800-53及び NISPOMの経験が望ましい Security Technical Implementation Guides (STIG) 及びSecurity Content Automation Protocol (SCAP) Compliance Checker (SCC) の経験が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低10年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低7年間の関連業務経験必須 博士号取得者：最低4年間の関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低8年間の関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号 (情報セキュリティ関連分野) 又は5年間の関連勤務経験必須
給与範囲 (米ドル)	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

*DoD 8570.01-Manualは、サイバーセキュリティに関連する国防総省職員のための訓練・認定・管理のためのガイダンスと手順を提供。

② マイター・コーポレーション(6/7)

MITRE Corporation

	研究員		
役職名	IT Systems Architecture Group Leader	Senior Surveillance Systems Engineer	Applied Nuclear Systems Engineering Group Leader
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ITシステムアーキテクチャグループを率いるグループリーダーとして、6~8名のスタッフ・インターンの直属上司として、技術サポート提供 	<ul style="list-style-type: none"> システムエンジニアリングモデル・ツール・関連製品・成果物を開発 	<ul style="list-style-type: none"> 応用原子力システム工学グループを率いるグループリーダー 専門家として、国家安全保障企業の上級指導者や意思決定者に助言
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret / SCI/レベル取得・維持する能力必須 国防総省（DoD）DoD 8570.01-Manual*におけるIAT Level II 認定必須（IATレベルII以上が望ましい） Linux/Windowsシステムのインストール・構成・管理の業務経験が望ましい Windows Active Directory、Linuxアイデンティティ管理環境経験が望ましい RMF、CNSSI 1253、NIST SP 800-53及びNISPOMの経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret レベル取得・維持する能力必須 C++、Python、MATLAB、その他モデリング及び解析ツールの使用経験必須 ハードウェアと無線周波数（RF）、ビデオ信号、ソフトウェアベースのメッセージ測定のための基本的なラボテスト機器の使用経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret レベル取得・維持する能力必須 10年間の関連業務経験（うち、2年間の監督経験）が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低8年間関連業務経験必須 修士号取得者：最低6年間関連業務経験必須 博士号取得者：最低3年間関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低5年間 修士号取得者：最低3年間 博士号取得者：業務経験不要 修士号（コンピューターサイエンス・電気工学・人工知能・コンピューターエンジニアリング又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（科学・技術・工学・数学）取得者：最低8年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低6年間の関連業務経験必須 博士号取得者：最低3年間の関連業務経験必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

② マイター・コーポレーション(7/7)

MITRE Corporation

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Systems Architect	Systems Engineer, Principal	Payroll Manager
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> MITREの航空宇宙部隊センターにある統合全領域効果部 (N 160) 内の先進機能部 (N 162)におけるシステムアーキテクト システムを設計・構築・テストし、システム全体の構造を決定し、コンポーネント間の相互作用を整理し、環境の影響を評価 	<ul style="list-style-type: none"> システム・エンジニアリングの専門知識を活用し、連邦政府機関向けのシステムの設計・導入・統合を通じて、システム開発をライフサイクルにわたって支援 	<ul style="list-style-type: none"> 給与管理者は、給与計算・労務分配・給与勘定調整・各種給与計算レポートの処理・データ整合性の確保及びシステムの自動化と統合プロジェクトの処理を監督
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret / SCI/レベル取得・維持する能力必須 システム/ソフトウェアの設計・分析、サイバーセキュリティプラクティスの経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国政府の安全保障調査に関する応募資格要件（例：米国市民権）必須 雇用日から1年以内に、セキュリティ・クリアランスに関し、Top Secret レベル取得・維持する能力必須 SE設計ツール（例：MagicDraw、Cameo Enterprise Architecture、Rhapsody、Stella、iThink、Anylogic、Systemitool）の専門知識必須 データ駆動型の解析結果を政府級上級職に提供経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 給与管理及び給与計算ソフトウェア経験必須 Workday/ADP Smart Compliance/Deltek CostPoint の使用経験が望ましい 認定報酬プロフェッショナル（CCP：Certified Compensation Professional）資格保有者望ましい 政府契約業界経験望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（コンピューターエンジニアリング・コンピューターサイエンス又は関連分野）取得者：最低10年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低8年間の関連業務経験必須 博士号取得者：最低5年間の関連勤務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（工学・システム工学・コンピューター・コンピューターサイエンス・物理学・数学又は関連技術分野）取得者：最低10年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低8年間の関連業務経験必須 博士号取得者：最低5年間の関連勤務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号取得者：最低10年間の関連研究活動経験必須 修士号取得者：最低8年間の関連経験必須 博士号取得者：最低5年間の関連経験必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

③ オルビス・オペレーションズ(1/6)

Orbis Operations, LLC

	研究員		
役職名	Survey Specialist	Intelligence Analyst	Data Scientist
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ワークフォース分析プロジェクトを率いるコンサルタントとして、調査設計・データ収集・データ分析活動を実施 政策・プロセス・プログラム・研修の評価 クライアントに対し、調査計画・活動状況・調査結果・推奨事項を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 諜報機関の個人・グループと協力し、政府の政策や活動を形成するプロセスに寄与 インテリジェンス・リサーチ・分析・レポート作成・編集を実行 事業コンセプトの策定・ステークホルダーの関与・事業の実施 顧客・管理者へのプレゼンテーション 	<ul style="list-style-type: none"> データソースとニーズを特定し、当該データの集計・分析を実施し、スポンサーオフィスに報告
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低3年間のコンサルティング職務経験必須 統計分析・労働分析経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低2年間の関連機関における業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間のICコンサルティング業務経験必須 機械学習・統計モデリング・時系列予測・地理空間分析等の経験必須 1つ以上のプログラミング言語（Pythonが望ましい）必須 統計学・ベクトル数学・確率の一般的な理解必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学又は関連分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号又は最低5年間の関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学、行動科学）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

③ オルビス・オペレーションズ(2/6)

Orbis Operations, LLC

研究員			
役職名	Data Driven Methodologist	Configuration Manager	Lead Consultant
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> データの操作・分析を通じて、データを使用する新しいツールを構築する経営コンサルタント データセットのロード・クリーンアップ、整理、管理 分析の実行・可視化、上級管理者へのプレゼンテーション用ブリーフィング資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> システム要件と運用文書概念、取得計画、システム記述を分析し、テスト計画・手順を開発し、データ収集・分析・評価し、ステータスと結果を報告 	<ul style="list-style-type: none"> クライアントニーズに基づく調査タスクに対応するコンサルタント 調査設計・実施・分析（調査：従業員満足度調査・顧客満足度調査・プロセス評価） 人材・生産・戦略計画・組織改革・専門知識開発等の調査を実施
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間のコンサルティング業務経験必須 複数のデータセットの管理経験必須 勤務環境において、縦断的研究及びコホート分析を実施し、当該研究を可能にするデータセットを構築した経験が望ましい プログラミング言語（例：SQL）を使用し、クライアントのシステムから重要データ抽出経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 開発プログラム担当の場合：最低1年間ソースコード管理システムを同様の範囲・複雑性で、開発プログラムに使用経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 クライアントに対する概要説明業務（例：社会調査手法・顧客データ分析・戦略計画・SharePoint管理等）経験必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（統計学・経済学・数学・コンピューターサイエンス等量の学問分野）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（認定大学の技術又はビジネス分野）取得者：最低8年間の関連業務経験必須 修士号取得者：最低6年間の関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（コンピューターサイエンス・社会科学・行動科学・グラフィックデザイン又は関連分野）必須 準学士号の場合：最低8年間実務経験必須 修士号（ビジネスコンサルティング・コンピューターサイエンス・社会科学・行動科学）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

③ オルビス・オペレーションズ(3/6)

Orbis Operations, LLC

	研究員		
役職名	Senior Strategy Advisor	Management Consultant	Mission Support - Cyber Intel Analyst
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 研究・調査設計と開発、データ収集とデータ分析活動を主導し、ソース分析、研究洞察を提供 上級管理職及びクライアント向けの研究・調査報告書及び推奨事項の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 研究・調査設計と開発、データ収集、データ分析活動を主導し、クライアント支援のための推奨事項を作成、プロジェクトを提供 上級管理職及びクライアント向けの研究・調査報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的なミッションに重点を置いたプログラムの運用を支援する国家安全保障クライアントと協力する、経験豊富な技術・サイバー専門のアナリスト 人気のソーシャルメディアプラットフォーム・ソーシャルネットワーク分析、シグナル収集・開発 サイバー関連インテリジェンス調査・分析、レポート編集・作成
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間のICにおける分析的役割経験（例：アナリスト・ターゲティング事務・オペレーション事務・レポート事務）必須 東アジア及び東欧AOR*における経験必須 東アジア言語能力（2/2のILRスコア）望ましい 技術的ターゲティング手法経験（例：SIGINT・GEOINT）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低3年間のコンサルティング業務経験必須 ソーシャルメディア・オープンソース・独自データソースからインテリジェンス製品を作成する能力必須 DoD（国防総省）における勤務経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低8年間の関連実務経験必須 サイバーシステム、データ分析、データサイエンス、ソーシャルメディア分析、ターゲティング、又は事務員業務を扱う関連資格を有することが望ましい インテリジェンス・コミュニティデータ収集経験が望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学）が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号又は追加6年間の関連業務経験必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

*AORとは、Area of Responsibilityの略であり、統一司令部計画（UCP：Unified Command Plan）の戦闘員司令官に対して割り当てられた地理的区域である。

③ オルビス・オペレーションズ(4/6)

Orbis Operations, LLC

	研究員		
役職名	Threat Finance Exploitation Officer	Project Integrator	Test Engineer
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 米国インテリジェンス・コミュニティのクライアントに対応する、Threat Finance分野のインテリジェンス・アナリスト インテリジェンス調査・分析、レポート編集・作成、 	<ul style="list-style-type: none"> 米国諜報機関のクライアントに対するプロジェクトインテグレータ 最先端の研究設計、データ収集・分析に基づき、戦略的な推奨事項を作成 サンプル識別、調査配布、回答分析、ダッシュボード開発、推奨事項作成 	<ul style="list-style-type: none"> メリーランド州フォートミード政府をサポートするテストエンジニア 政府テスト・評価の概念及び関連するエンジニアリング・調達・運用活動に関する知識を調査 プログラムSE と連携し、SE情報の確認、機能分析、システムの説明、パラメータの選択と依存関係、モデリングとシミュレーション及び初期パフォーマンスリスク評価を活用し、評価計画の情報を提供
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低3年間のインテリジェンス・コミュニティの組織又は関連組織における業務経験必須 いずれか（企業・政府の会計基準、電子通貨、暗号通貨、ブロックチェーン、国際金融政策、公認会計士）の業務経験必須 Microsoft ExcelとPowerpointスキル必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 技術的ネットワーク・インフラの文書化経験必須 最低5年間のインテリジェンス・コミュニティにおけるコンサルティング業務経験必須 PMP認証*資格保有者が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号又は最低5年間の関連業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（数学・科学・工学・統計・工学管理又は関連分野）及び最低8年間のTE経験必須 学士号ない場合、最低12年間のTE経験必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

*PMP認証とは、Project Management Professional Certificationの略であり、プロジェクト・リーダーとしての専門知識及び経験を有することを証明する認定資格である。資格取得には、プロジェクト・マネジャーとしての実務経験と180問の筆記試験に合格する必要がある。

③ オルビス・オペレーションズ(5/6)

Orbis Operations, LLC

研究員			
役職名	Business Process Consultant	Mission Specialist - Cyber Targeter / Deep Dive Analyst	Strategic Ops Advisor
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> インテリジェンス・コミュニティのクライアント向けのビジネス・コンサルタント 変更管理戦略、ガバナンス、リスク管理等の支援を実施 クライアントに対し、データ分析及び報告書作成 クライアントニーズに特化した組織戦略とロードマップを策定し、製品ラインのパートナーシップとともに推奨事項を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 諜報機関の個人・グループと協力し、ミッションスペシャリストとして、顧客主導型のプロジェクトを遂行 インテリジェンス・リサーチ、分析、レポート編集・作成 	<ul style="list-style-type: none"> インテリジェンス・コミュニティのクライアント向けの戦略オペレーション・アドバイザーとして、プログラム評価活動を主導 データ収集・分析活動を主導し、研究洞察・推奨事項をクライアントに提示
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低2年間のインテリジェンス・コミュニティにおけるコンサルティング業務経験必須 PMP認証資格保有者が望ましい 銀行・金融業界における業務経験が望ましい データ分析・リスク管理分析経験が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間の実務経験必須 最低2年間のインテリジェンス・コミュニティ内の支援組織等における業務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間のインテリジェンス・コミュニティにおいて、コンサルティング業務（例：アナリスト・ターゲティング事務・オペレーション事務・レポート事務）経験必須 東アジアAOR経験必須 東アジア言語能力（2/2のILRスコア）望ましい
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

③ オルビス・オペレーションズ(6/6)

Orbis Operations, LLC

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Target Digital Network Analyst (TDNA) Senior	Target Digital Network Analyst (TDNA) Junior	Linguist
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ターゲット活動をプロファイリングし、より多くのターゲット情報収集のために、技術開発、オープンソースデータの高度な分析・調査を実施し、技術を開発 DNIデータを分析し、レポート可能なインテリジェンス情報とターゲットプロファイルを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ターゲット活動をプロファイリングし、より多くのターゲット情報収集のため、収集データとオープンソースデータの高度な分析・調査を実施し、技術を開発 DNIデータを分析し、レポート可能なインテリジェンス情報とターゲットプロファイルを作成 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関等に対する翻訳・通訳サービス 主として、外国語の文書と音声を英語に翻訳し、文書化する
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 米国旅券所有又は取得必須 国内外の3-10日の短期出張可能であることが必須 最低10年間の実務経験必須（内、2つ以上は5年以内） 8-12年間、Target Digital Network Analystとして実務経験必須 5-8年間、Target Analyst Reporter、SIGINT Geospatial Analyst、Network Exploitation Analystのいずれかとして実務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 米国旅券所有又は取得必須 国内外の3-10日の短期出張可能であることが必須 5-10年間の実務経験必須（内、2つ以上は5年以内） 3-7年間、Target Digital Network Analystとして実務経験必須 3-5年間、Target Analyst Reporter、SIGINT Geospatial Analyst、Network Exploitation Analystのいずれかとして実務経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 米国市民権必須 セキュリティ・クリアランス（アクティブ TS/SCI）取得・維持必須 最低5年間のインテリジェンス・コミュニティ経験必須 ソース言語とターゲット言語間の通訳経験必須 英語とターゲット言語間の翻訳経験必須 出版・放送・オンラインメディアからの情報収集経験必須
学歴要件	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 学士号必須 修士号（ビジネス・社会科学・行動科学又は関連分野）が望ましい
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開

④ 戦略国際問題研究所(1/2)

Center for Strategic and International Studies (CSIS)

	研究員		
役職名	Senior Fellow / Fellow (Indian Energy and Climate Policy) - Chair in U.S. India Policy Studies	Program Coordinator & Research Assistant - Middle East Program	Program Coordinator - Australia Chair
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> インドのエネルギー部門に関連する研究及びプログラム活動を支援する研究員 学術研究ではなく、特定のトピックに関する技術交流、訪問、ワークショップなどを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月開始目標の中東プログラムにおける若手職員として、中東及び公共政策研究につき、ディレクターに直接報告する 	<ul style="list-style-type: none"> 米豪同盟、豪州外交政策、太平洋島嶼国問題、国際安全保障に関する専門的なプログラム・コーディネーター
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> Senior Fellow : 最低9年間のインドエネルギー問題経験必須 Fellow : 最低6年間のインドエネルギー問題経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 最低1-2年間の専門職経験（最低1年間以上のフルタイム専門職経験が望ましい） アラビア語 	<ul style="list-style-type: none"> 1-2年間の専門的経験（インターンシップ経験を含めることは出来るが、フルタイム経験者が望ましい） 予算編成・経費報告・スケジュール設定・イベントロジスティックス経験
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（エネルギー問題分野）必須 特に、インド市場における送電網又は電動モビリティ関連知識必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（中東研究・国際情勢・政治学又は関連分野）必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（国際関係・政治学・アジア研究、又は関連分野）必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 年間80,000 - 120,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間55,000 	<ul style="list-style-type: none"> 最低年俸：55,000
その他	<ul style="list-style-type: none"> 年間20%インド出張可能であることが必須 	—	

④ 戦略国際問題研究所(2/2)

Center for Strategic and International Studies (CSIS)

	研究員		研究員以外の職種
役職名	Senior Fellow – Human Rights Initiative	Program Coordinator - Global Health Policy Center	Senior Budget Analyst - Department of Finance & Accounting
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 人権イニシアティブ部署のプログラム研究者兼執筆者 重点分野は、人権と国家安全保障、グローバル・サプライチェーンにおける人権と労働者の権利、人権に関する企業行動のグローバル規制、米国の外交政策における人権と民主主義の役割など 	<ul style="list-style-type: none"> グローバル・ヘルス・ポリシー・センター（GHPC）におけるプログラム・コーディネーター 重点分野は、世界的な保健安全保障、HIV/エイズ、女性と子どもの健康、栄養と食料安全保障、米国の二国間及び多国間の世界的な保健イニシアティブの持続可能性、感染症など 	<ul style="list-style-type: none"> 財務・会計部門の予算管理分析者
資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 最低8年間の国際又は公共政策の開発及び研究の経験 米国政府（行政府及び連邦議会）における勤務経験が非常に望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 政策に焦点を当てた非営利団体又はシンクタンクにおける実務経験が望ましい 勤務環境におけるソーシャルメディアの使用経験必須 PC（特にMS Office）及びWebベースのリサーチツールに精通していることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 最低4年間の非営利組織における予算編成経験
学歴要件	<ul style="list-style-type: none"> 修士号又は博士号必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（グローバルヘルス・国際関係・国際開発・公共政策/行政又は関連分野）必須 	<ul style="list-style-type: none"> 学士号（会計・財務又は関連分野）必須
給与範囲（米ドル）	<ul style="list-style-type: none"> 最低年俸：85,000 	<ul style="list-style-type: none"> 最低年俸：55,000 	<ul style="list-style-type: none"> 年間最低100,000

(参考 : リンク集_基盤調査_1/2)

項目	リンク先
2020年「世界有力シンクタンク評価報告書」(米ペンシルバニア大学)	https://repository.upenn.edu/bitstreams/8fa7709a-310d-43b2-bee6-94c49db23e41/download
米国国立科学財団「Master Government List of Federally Funded R&D Centers」	https://www.nsf.gov/statistics/ffrdclist/
MITRE「Credentials from Password Stores: Cloud Secrets Management Stores」	https://attack.mitre.org/techniques/T1555/006/
THE MITRE CORPORATION (craft.co)	https://uploads3.craft.co/uploads/craft/source/document/15379/7e236c621687a0f1.pdf
Mitre Corporation - Nonprofit Explorer - ProPublicaC	https://projects.propublica.org/nonprofits/organizations/42239742
McNally Capital Announces Acquisition of Orbis Operations Business Wire	https://www.businesswire.com/news/home/20210408005871/en/McNally-Capital-Announces-Acquisition-of-Orbis-Operations
GOV.UK Charity Commission for England and Wales	https://register-of-charities.charitycommission.gov.uk/
GOV.UK Find and update company information	https://find-and-update.company-information.service.gov.uk
Konrad-Adenauer-Stiftung 「Jahresbericht 2021」	https://www.kas.de/documents/252038/16166715/Jahresbericht+Konrad-Adenauer-Stiftung+2021.pdf/a13f3f42-aaa8-d586-2f25-4187107b01d8?version=1.1&t=1649696471930
Konrad-Adenauer-Stiftung 「Jahresbericht 2022」	https://www.kas.de/documents/252038/22161843/Jahresbericht+2022.pdf/b45420e8-fa73-b0ba-4571-bc198ec17293?version=1.1&t=1680526717645

(参考 : リンク集_基盤調査_2/2)

項目	リンク先
CGAI 2020 Financial Statements	https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/cdfai/pages/38/attachments/original/1630001336/2020_Financial_Statements.pdf?1630001336
CGAI 2021 Financial Statements	https://assets.nationbuilder.com/cdfai/pages/38/attachments/original/1654641101/2021_Financial_Statements.pdf?1654641101
CGAI 2021 Annual Report	https://assets.nationbuilder.com/cdfai/pages/38/attachments/original/1655323244/2021_Annual_Report.pdf?1655323244
Fraser Institute Annual Report 2020	https://www.fraserinstitute.org/sites/default/files/uploaded/annual-report-2020.pdf
Fraser Institute Annual Report 2021	https://www.fraserinstitute.org/sites/default/files/uploaded/2022/2021-annual-report.pdf
Fraser Institute Annual Report 2022	https://www.fraserinstitute.org/sites/default/files/fi-2022-annual-report.pdf
The Macdonald-Laurier Institute 2020 Annual Report	https://macdonaldlaurier.ca/wp-content/uploads/2023/03/20210526_2020_MLI_ANNUAL_REPORT_FWeb.pdf
The Macdonald-Laurier Institute 2021 Annual Report	https://macdonaldlaurier.ca/wp-content/uploads/2023/03/20220603_2021_MLI_ANNUAL_REPORT_FWeb.pdf
CIGI Financial Statements 2022	https://www.cigionline.org/static/documents/2022_CIGI_FS.pdf

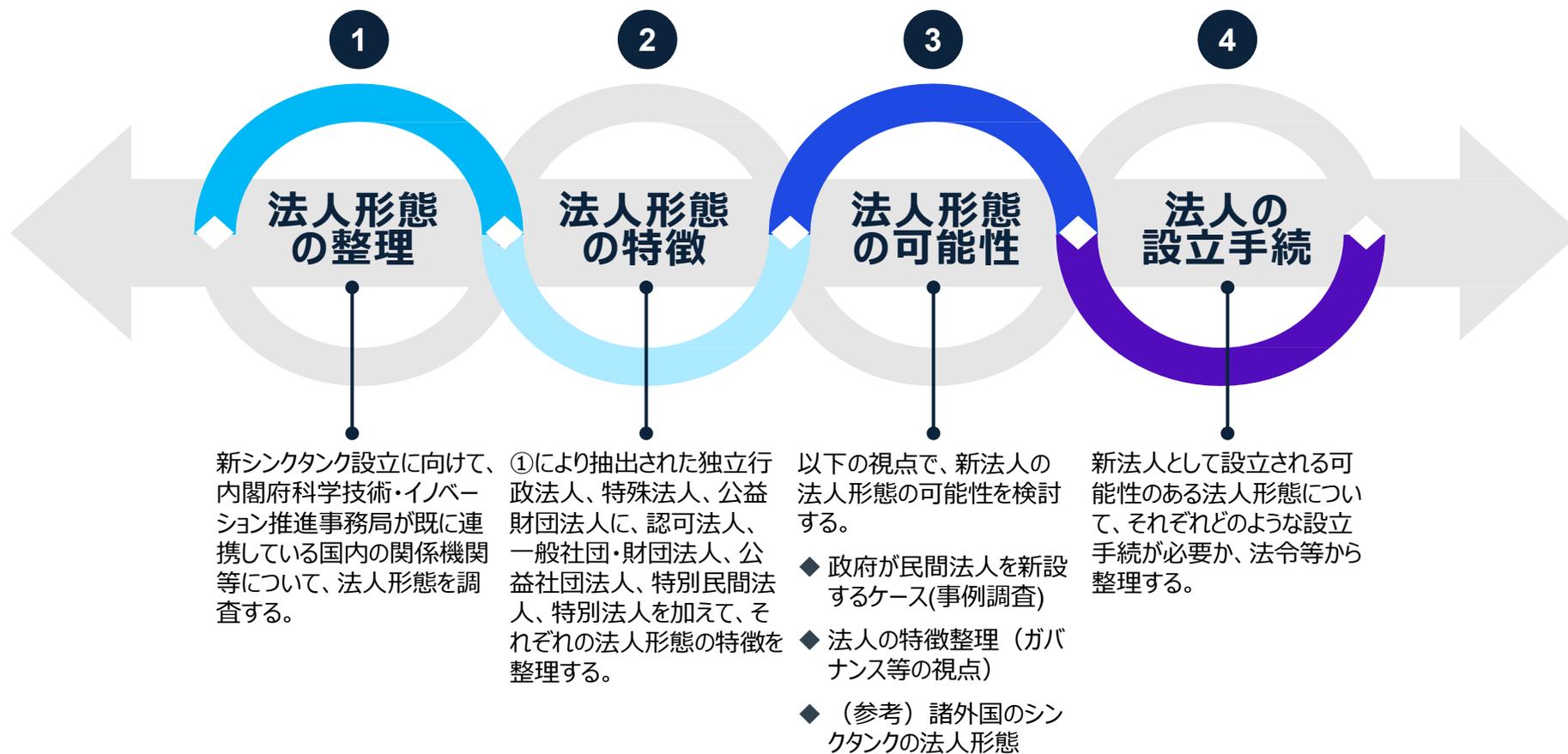
03

将来的な法人設立に 向けた事務作業 (法人設立調査)

法人設立に向けた調査の概要

新法人における設立手続を整理する前に、国のガバナンス等との関係から、可能性のある法人形態を調査し、シンクタンクの設立準備につなげる。

■ **調査方法**：調査対象とした法人や法令について、webサイト等により公表されている情報を収集した。



連携機関等の法人形態の整理

国内の連携機関の法人形態を確認する。

分類	会社名	会社形態	根拠	設立前	備考
1. 既存 連携 機関	国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)・研究開発戦略センター(CRDS)	独立行政法人 (JST) の1組織		科学技術振興事業 団 (特殊法人)	2003年設立
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技 術総合開発機構(NEDO)・技術戦略研究 センター(TSC)	独立行政法人 (NEDO) の1組織		新エネルギー・産業技 術総合開発機構 (特殊法人)	2003年設立
	文部科学省科学技術・学術政策研究所 (NISTEP)	文部科学省の1組織		新設立	1988年設立
	内閣府科学技術・イノベーション推進事務 局(e-CSTI 担当部署)	内閣府の1組織		—	2020年3月にe- CSTI分析機能を関 係府省庁へ、7月末 に国立大学・研究法 人等へ利用開放を 開始
	(株)日本政策投資銀行	特殊法人	株式会社日本政策 投資銀行法	開発銀等の政府系金 融機関の統合	1999年設立 (2008年民営化)
2. その他	日本国際問題研究所(JIIA)	公益財団法人	公益社団法人及び公 益財団法人の認定等 に関する法律	新設立	1959年設立

法人形態の特徴_1/2

2023年4月に新設された福島国際研究教育機構は特殊法人、2024年夏ころ設立予定のGX推進機構は認可法人として設立される。

法人形態	定義	特徴	根拠
独立行政法人	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の特性に応じた目標管理 厳格な事後評価 廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し 企業的经营手法による業務・財務運営（業績主義に基づく人事管理、企業会計原則を基本とした会計処理） 主務大臣の過剰な関与の排除 民間人登用を含めた適材適所の役員人事 ディスクロージャーの徹底 	独立行政法人通則法（第2条第1項）
特殊法人	政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的经营になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人。	<ul style="list-style-type: none"> 政府が一定の範囲で出資 事業計画は主務大臣の認可が必要 法人税・固定資産税は免除 財政投融资を利用した資金調達 	特殊法人を定義した記載（総務省のHP）
認可法人	民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人。（特別民間法人を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 政府が一定の範囲で出資 予算は主務大臣の認可が必要 国の援助が個別法に規定 <u>実定法上の定義はないが、行政実務上、一般的に、特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人</u> 	設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視-結果報告書（設立認可法人の概要）

法人形態の特徴_2/2

一般財団法人・一般社団法人は、行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することではなく、公益社団・財団法人は新設ができない。

法人形態	定義	特徴	根拠
一般財団法人	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」に基づいて設立された財団法人	<ul style="list-style-type: none"> 設立には300万円以上の財産の拠出が必要 定款は設立者が作成、公証人の認証 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置 理事等は、評議員会の決議によって選任・事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益法人制度改革の概要（パンフレット）_行政改革推進本部事務局
一般社団法人	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」に基づいて設立された社団法人	<ul style="list-style-type: none"> 設立は社員2名以上、財産保有規制なし、定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要 理事（任期2年以内）、社員総会は必置 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置） 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議（ただし、理事会を置く場合は、法律・定款で定めた事項に限る） 理事等は、社員総会の決議によって選任 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要 	
公益財団法人・公益社団法人	公益目的事業を行う行政庁の認定を受けた一般財団法人・一般社団法人	従来の財団法人/社団法人から移行する、もしくは、まず一般財団法人/一般社団法人を設立してから移行するため、 新設はできない。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（第2条1,2号）
特別民間法人	特別の法律により設立される民間法人とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、 国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものが出資がない民間法人。 （地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）		総務省_特別の法律により設立される民間法人一覧（令和5年4月1日）
特別法人	特別の法律により設立される法人	<p>本所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合、以下のいずれかに該当が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法律により国の事務を行うことが規定されているもの ② 法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの ③ 国からの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する業務を行うもの ④ 国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの 	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準 (gyoukaku.go.jp)

新設されるシンクタンクの法人形態の可能性

シンクタンクの最終法人形態を含めた可能性を検討する。認可法人の(株)産業革新投資機構から株式会社INCJが新設分割されたケースもある。

法人形態	法人事例		法人数※1	備考
独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信研究機構 物質・材料研究機構 	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力機構 経済産業研究所 国立研究開発法人科学技術振興機構（2つの特殊法人が統合） 	87法人	国立研究開発法人科学技術振興機構は、日本科学技術情報センターと新技術事業団が1996年に統合し、2003年10月に独立行政法人へ組織変更
特殊法人	<ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社（前身は日本専売公社（特殊法人）） 日本年金機構 福島国際研究教育機構 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社日本政策金融公庫（政府系金融機関の統合） 日本原子力研究所（前身は財団法人） 国立健康危機管理研究機構 	34法人	<ul style="list-style-type: none"> 福島国際研究教育機構：2023年4月1日に設立※2 国立健康危機管理研究機構は政府内組織と独立行政法人が統合し2025年設立予定
認可法人	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行 (株)産業革新投資機構 クールジャパン機構 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構） 	特殊法人等整理合理化計画時86法人	<ul style="list-style-type: none"> GX推進機構は2024年夏設立予定
一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> 日本経済団体連合会 	<ul style="list-style-type: none"> 全国銀行協会 	約76,000件	登記することによって設立できる
一般財団法人	<ul style="list-style-type: none"> 平和・安全保障研究所 	<ul style="list-style-type: none"> 上月財団 	約7,700件	登記することによって設立できる
公益社団法人	<ul style="list-style-type: none"> 日本経済研究センター 	<ul style="list-style-type: none"> 日本観光振興協会 	約4,100件	一般社団法人が公益認定を受ける
公益財団法人	<ul style="list-style-type: none"> 日本国際問題研究所(JIIA) 	<ul style="list-style-type: none"> NIRA総合研究開発機構 	約5,500件	一般社団法人が公益認定を受ける
特別民間法人	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫 自動車安全運転センター 企業年金連合会 	<ul style="list-style-type: none"> 日本商工会議所 日本水先人会連合会 	34法人	
特別法人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合連合会 国民年金基金連合会 損害保険料率算出機構 	<ul style="list-style-type: none"> 日本証券業協会 日本商品先物取引協会 全国石油商業組合連合会 	12団体	国民年金基金連合会：全国47都道府県の地域型国民年金基金と、22の職能型国民年金基金が合併

※1 令和5年4月1日現在

※2：直近5年内設立法人を記載

独立行政法人の設立前の組織形態による分類

独立行政法人の多くは既存の組織からの形態変更（下記の1.～3.のケース）であり、新規設立（下記の4.のケース）の例は少ない。特殊法人又は認可法人から独立行政法人に形態変更した例は、平成13年の特殊法人等改革以降、例がない。

設立前の組織形態	法人の例
1. 行政機関 ⇒ 独立行政法人	(例) 平成13年中央省庁等改革に基づき独立行政法人として創設された法人（〇〇省の附属機関を独立行政法人化） <ul style="list-style-type: none"> 国立環境研究所（前身の附属機関：国立環境研究所（環境省）） 産業技術総合研究所（前身の附属機関：電子技術総合研究所等（経済産業省）） など 約40法人 ※ 中央省庁等改革以降に設立された法人を含む。
2. 特殊法人 ⇒ 独立行政法人	(例) 平成13年「特殊法人等整理合理化計画」に基づき独立行政法人化した法人 <ul style="list-style-type: none"> 科学技術振興機構（前身の特殊法人：科学技術振興事業団） 新エネルギー・産業技術総合開発機構（前身の特殊法人：新エネルギー・産業技術総合開発機構） など 約30法人 ※ 特殊法人等整理合理化計画以降、特殊法人から独立行政法人化した例は確認できない。
3. 認可法人 ⇒ 独立行政法人	(例) 平成13年「特殊法人等整理合理化計画」に基づき独立行政法人化した法人 <ul style="list-style-type: none"> 情報処理推進機構（前身の認可法人：情報処理振興事業協会） 農林漁業信用基金（前身の認可法人：農林漁業信用基金） など 約10法人 ※ 特殊法人等整理合理化計画以降、認可法人から独立行政法人化した例は確認できない。
4. (なし) ⇒ 独立行政法人	(例) 前身の組織形態なく設立された例 <ul style="list-style-type: none"> 日本医療研究開発機構（H25再興戦略に「新たな研究開発法人制度の創設」を明記、H26立法化、H27法人設立） 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便ネットワーク支援機構（H19郵政改革に伴い設立） など 約3法人

(注) 独立行政法人の合計数は87法人（R5.4.1現在）。

特別民間法人の設立前の組織形態による分類

特別民間法人への法人以降は、新規設立したケースはなく、社団法人から移行ケース（下記3.のケース）は少ない。
また、2007年の特別民間法人化に移行したケースは、確認できていない。

設立前の組織形態	法人の例
1. 特殊法人 ⇒ 特別民間法人	(例) 臨調最終答申に基づいて民間法人化された ・ 農林中央金庫（前身：農林中央金庫） ・ 東京中小企業投資育成株式会社（前身：中小企業投資育成株式会社） ・ 高圧ガス保安協会（前身：高圧瓦斯協会（社団法人） → 高圧ガス保安協会（特殊法人）） など 10法人 ※ 平成15年10月1日に設立された社会保険診療報酬支払基金以降、特別民間法人化の例は確認できていない
2. 認可法人 ⇒ 特別民間法人	(例) 平成13年「特殊法人等整理合理化計画」に基づき民間法人化された ・ 自動車安全運転センター（前身：自動車安全運転センター） ・ 日本商工会議所（前身：日本商工会議所） ・ 日本弁理士会（前身：弁理士会） など 23法人 ※ 平成17年4月1日に設立された全国中小企業団体中央会以降、特別民間法人化した例は確認できない。
3. 社団法人 ⇒ 特別民間法人	(例) 2007（平成19）年4月1日から施行され水先法により法人設立 ・ 日本水先人会連合会（前身法人：日本パイロット協会） 1法人

(注) 特別民間法人の合計数は34法人（R5.4.1現在）。

新法人がとりうる法人形態

新法人がとりうる法人形態を整理し、過去の法人移行事例も考慮し、法人設立を2パターンに整理した。
ケース①及び②において、一度政府内組織を形成後に新法人を設立するパターンも考えるが、新法人設立上の手続きに差異はないと考えられる。

<ケース① 新法人設立のみの場合>

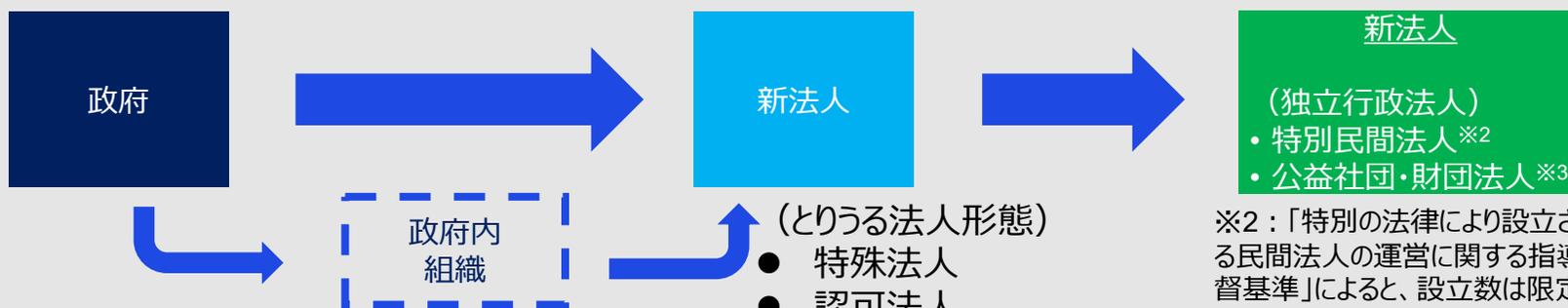


(とりうる法人形態)

- 独立行政法人
- 特殊法人
- 認可法人※1
- 一般社団法人
- 一般財団法人

※1：実定法上の定義はないが、行政実務上、一般的に、特別の法律に基づき、数が限定されている。

<ケース② 段階を経て新法人（独立行政法人・特別民間法人等）を設立する場合>



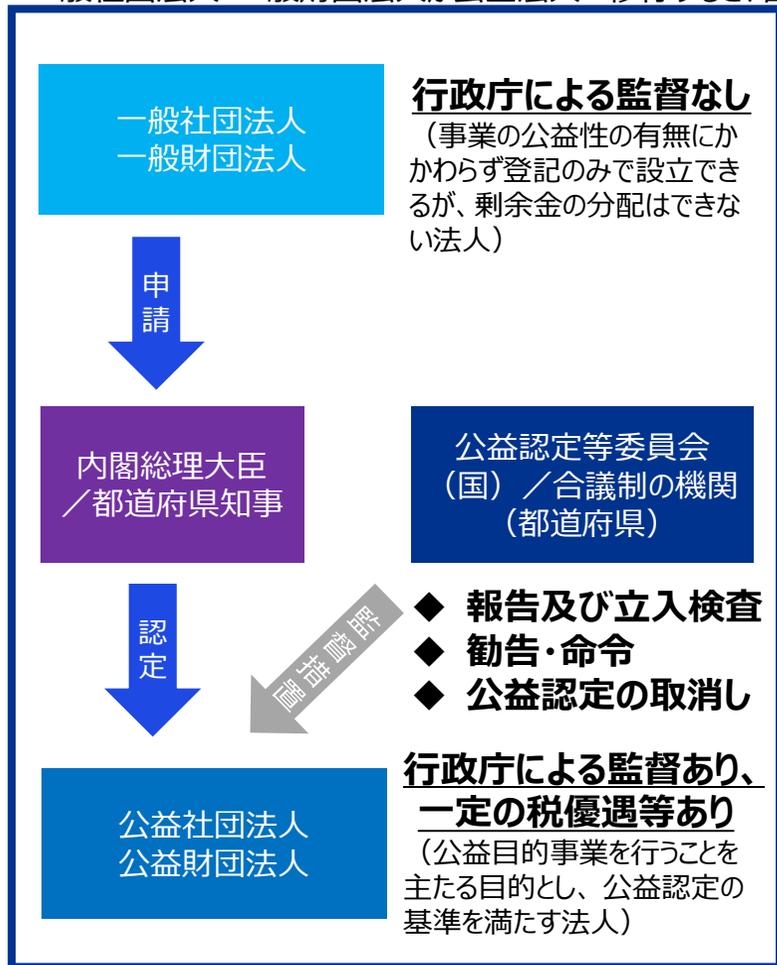
(とりうる法人形態)

- 特殊法人
- 認可法人
- 一般社団・財団法人

※2：「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」によると、設立数は限定
※3：一般社団・財団法人設立後、公益社団・財団法人へ移行

(参考) 公益法人の特徴

一般社団法人・一般財団法人が公益法人へ移行すると、国の監督機能は強くなる。ただし、公益認定を受けるためのハードルは高い。



(注) 出典：公益法人制度改革の概要（パンフレット）_行政改革推進本部事務局

＜公益認定基準＞

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第5条

1.法人の目的・事業の性質・内容(1～5,7号)

- ❑ 公益目的事業を行うことが主たる目的であること(1号)
- ❑ 公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること(2号)
- ❑ 法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと(3,4号)
- ❑ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと(5号)
- ❑ 公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること(7号)

3.法人の機関(10号～14号)

- ❑ 同一親族及び同一団体関係者がそれぞれ理事又は監事の3分の1を超えないこと(10,11号)
- ❑ 一定の基準（収益が1,000億円以上等）を満たす場合に会計監査人を設置していること(12号)
- ❑ 役員報酬等が不当に高額とならないような支給基準を定めていること(13号)
- ❑ 社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること(14号)

2.法人の財務 財務3基準(6,8,9号)

- ❑ 公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（収支相償）(6号)
- ❑ 公益目的事業比率（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること(8号)
- ❑ 遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること(9号)

4.法人の財産(15号～18号)

- ❑ 他の団体の意思決定に関与可能な財産（株式等）を過半数保有していないこと(15号)
- ❑ 公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること(16号)
- ❑ 公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額※に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること(17号)
- ❑ 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること(18号)

※ 公益目的事業のために受けた寄付金等の残額

(注) 出典：国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト_新公益法人制度-新制度のポイント

新法人の形態別特徴の整理・設立手続

前々ページで整理したとりうる法人形態を踏まえて、次ページ以降で法人形態別特徴を整理し、及び法令上の設立手続の調査対象先を明確化する。

項目	1 法人形態の特徴	2 設立手続
調査対象先	最終的な法人形態 <ul style="list-style-type: none">独立行政法人特殊法人認可法人一般社団法人一般財団法人特別民間法人公益社団法人公益財団法人	当初新設する法人形態 <ul style="list-style-type: none">独立行政法人特殊法人認可法人一般社団法人一般財団法人
選定理由	<ul style="list-style-type: none">■ 新設されるシンクタンクが、最終的な法人形態としてどのような機能（特徴）を有するかを把握するため■ 上記機能を有する法人に対して、国はどのようなガバナンス（管理体制）を発揮すること等が可能かの整理が必要	<ul style="list-style-type: none">■ シンクタンク設立に際して、具体的な法令上の手続が必要かを把握するに当たっては、当初新設される手続の把握が必要

法人形態における特徴整理（国のガバナンス/報酬・給与の柔軟性の視点で評価）

本ページの独立行政法人は、国立研究開発法人に限定した条文内容を記載しています。（本ページの※は、次ページの条文※に対応しています。）

法人形態	出資	予算・財源負担	評価制度	役員の内命	報酬・給与	違法行為・守秘義務等
独立行政法人	△ • 政府出資は任意	◎ • 中期計画を主務大臣が認可 • 政府が予算内で交付可能	◎ • 業務実績を主務大臣が毎事業年度評価	○ • 法人の長・監事を主務大臣が任命（他の役員は法人の長が任命）	○ • 役員報酬/職員給与は柔軟	◎ • 役員等の損害賠償責任 • 違法行為等の是正 • 守秘義務は個別法にて規定※ ¹
特殊法人	○ • 一定の範囲で政府が出資（個別法に規定）	○ • 主に事業計画を主務大臣が認可※ ² • 政府の負担方法はいろいろあり（個別法に規定） (負担方法の例示) 助成事業※ ³ 、政府の補助※ ⁴ 、交付金※ ⁵	○ • 自由度あり (例示)業務実績を毎事業年度主務大臣が評価※ ⁶ 、必要があると認める場合は主務大臣が物件検査※ ⁷ の2パターンを確認	◎ • 役員等は主務大臣が任命	◎ • 役員報酬/職員給与は、会社法の場合、独立行政法人よりも柔軟 (例示)独立行政法人と同様※ ⁸ 、役員報酬を株主総会で決定(会社法第361条※ ⁹)	○ • 規程や法で対応 • 守秘義務も、規程や法で対応 (例示)制裁規程を作成し主務大臣の許可※ ¹⁰ 、役員等の損害賠償責任※ ¹¹ 、役職員の秘密保持義務※ ¹²
認可法人	○ • 一定の範囲で政府が出資（個別法に規定）	△ • 主務大臣による予算の認可※ ¹³ • 国の援助※ ¹⁴ （日銀を除く）	○ • 自由度あり (例示)業務実績を毎事業年度主務大臣が評価、必要があると認める場合は主務大臣が物件検査	◎ • 役員等は主務大臣が任命 取締役・監査役の選解任決議は主務大臣の許可(理事長・監事は主務大臣が任命) ただし、日銀は総裁・副総裁・審議委員・監事は内閣、理事・参与は財務大臣が任命	△～◎ • 個別法で定めている法人は、独立行政法人よりも役員報酬/職員給与の柔軟性が低い（報酬・給与を個別法で定めないケースもある）	○ • 個別法での規定 • 守秘義務も個別法での規定 (例示) 役職員の秘密保持義務 ただし、日銀は、違法行為等の是正、財務大臣又は内閣総理大臣の求めによる監事監査を行い報告※ ¹⁵

法人形態における特徴整理（前ページの各根拠条文）

本ページの独立行政法人は、国立研究開発法人に限定した条文を記載しています。

法人形態	出資	予算・財源負担	評価制度	役員の任命	報酬・給与	違法行為・守秘義務等
独立行政法人	通則法：第8条	通則法：第35条の5、第46条	通則法：第35条の6	通則法：第20条	通則法：第50条の2、第50条の10	<ul style="list-style-type: none"> 通則法：第25条の2、第35条の3 ※1：科学技術振興機構法第18条
特殊法人	<ul style="list-style-type: none"> （株）日本政策投資銀行法附則第2条の2、第2条の9及び第2条の14 福島復興再生特別措置法第95条 日本政策金融公庫法第4条 日本たばこ産業（株）法第2条 	<ul style="list-style-type: none"> ※2：（株）日本政策投資銀行法第17条、福島復興再生特別措置法第34条（中期計画）、日本たばこ産業（株）法第9条 ※3：福島復興再生特別措置法第117条 ※4：福島復興再生特別措置法第122条 ※5：日本年金機構法第44条 	<ul style="list-style-type: none"> ※6：（株）日本政策投資銀行法第17条、福島復興再生特別措置法第115条 ※7：日本政策金融公庫法第59条 	<ul style="list-style-type: none"> （株）日本政策投資銀行法第15条 福島復興再生特別措置法第102条 日本政策金融公庫法第6条 	<ul style="list-style-type: none"> ※8：日本年金機構法第21条、福島復興再生特別措置法第125条 ※9：（株）日本政策投資銀行、（株）日本政策金融公庫 	<ul style="list-style-type: none"> ※10：日本年金機構法第26条 ※11：（株）日本政策投資銀行、（株）日本政策金融公庫は会社法第423条、福島復興再生特別措置法第105条 ※12：日本年金機構法第25条、（株）日本政策投資銀行第9条、福島復興再生特別措置法第106条
認可法人	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法第84条 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の6 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第5条 日本銀行法第8条 	<ul style="list-style-type: none"> ※13：産業競争力強化法第116条、地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の30、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第57条、日本銀行法第51条 ※14：産業競争力強化法第115条、地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の28、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条及び第48条 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法第123条 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の35 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法第92条 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の11 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第5条 日本銀行法第23条 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法第120条 日本銀行法第31条 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法第93条及び第121条 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の15及び第36条の35 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第34条及び第65条 日本銀行法第29条 ※15：日本銀行法第56条及び第57条

法人形態における特徴整理（国のガバナンス/報酬・給与の柔軟性の視点で評価）

本ページの特別民間法人は、農林中央金庫、企業年金連合会及び日本商工会議所に限定した条文内容を記載しています。

法人形態	出資	予算・財源負担	評価制度	役員任命	報酬・給与	違法行為・守秘義務等
一般社団法人	△ <ul style="list-style-type: none"> 政府出資は任意 財産保有規制なし 設立は社員2名以上 	△ <ul style="list-style-type: none"> 恒常的な政府の財源負担の制度・規定はなし 政府補助金の受託は、制度上排除されない 	△ <ul style="list-style-type: none"> 実績の評価制度はなし 	△ <ul style="list-style-type: none"> 役員は社員総会の決議によって選任 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 役員の報酬等は、社員総会の決議によって柔軟に設定 	△ <ul style="list-style-type: none"> 役員等の損害賠償責任 守秘義務規定は法令上明記なし
一般財団法人	△ <ul style="list-style-type: none"> 政府出資は任意 設立時の社員は1人でも可 設立には300万円以上の財産の拠出が必要 	△ <ul style="list-style-type: none"> 恒常的な政府の財源負担の制度・規定はなし 政府補助金の受託は、制度上排除されない 	△ <ul style="list-style-type: none"> 実績の評価制度はなし 	△ <ul style="list-style-type: none"> 役員は評議員会の決議によって選任 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 評議員の報酬等は定款に定め、柔軟に設定 理事・監事の報酬は評議員会の決議によって柔軟に設定 	△ <ul style="list-style-type: none"> 役員等の損害賠償責任 守秘義務規定は法令上明記なし
特別民間法人	△ <ul style="list-style-type: none"> 政府出資は想定されない <p>（例示）農林中央金庫は、農協等の会員のみに出資権限あり。ただし、資本金の増減について、政府への届出（増資）・認可（減資）の必要あり</p>	△ <ul style="list-style-type: none"> 恒常的な政府の財源負担の制度・規定はなし 	○ <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣への事業報告書の提出義務あり（なお、それに対する評価等の規定は無い） 	△ <ul style="list-style-type: none"> 役員は総会等によって選任 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 報酬等に関する規定なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> 役員等の損害賠償責任 法人に対する報告徴収、検査、是正処分等の権限あり 守秘義務規定は法令上明記なし

法人形態における特徴整理（前ページの各根拠条文）

本ページの特別民間法人は、農林中央金庫、企業年金連合会及び日本商工会議所に限定した条文内容を記載しています。

法人形態	出資	予算・財源負担	評価制度	役員の任命	報酬・給与	違法行為・守秘義務等
一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第10条第1項 一社一財法第131条 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法に、政府の予算・財源負担に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法に、政府に対する事業報告、それに対する評価等に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第63条 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第89条及び第105条 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第111条及び第117条
一般財団法人	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第153条第1項第5号及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法に、政府の予算・財源負担に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法に、政府に対する事業報告、それに対する評価等に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第177条（同法第63条の準用） 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第196条及び第197条（同法第89条及び第105条の準用） 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第198条
特別民間法人	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫法第4条、第8条及び第9条 確定給付企業年金法及び商工会議所法に、資本金に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫法、確定給付企業年金法及び商工会議所法に、政府の予算・財源負担に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫法第80条 確定給付企業年金法第100条の2 商工会議所法第80条（同法第57条を準用） 	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫法第22条～第24条の2 確定給付企業年金法第91条の12 商工会議所法第69条 	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫法、確定給付企業年金法及び商工会議所法に、役員報酬に係る規定が確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫法34条、第82条～第86条 確定給付企業年金法第91条の14、第101条及び第102条 商工会議所法第80条（同法第58条及び第59条第1項を準用）

法人形態における特徴整理（国のガバナンス/報酬・給与の柔軟性の視点で評価）

公益社団法人及び公益財団法人は、法人ごとの個別法令ではなく、公益法人制度全般に係る関係法令によって規定されています。

法人形態	出資	予算・財源負担	評価制度	役員任命	報酬・給与	違法行為・守秘義務等
公益社団法人	△	○	○	△	△	○
	<ul style="list-style-type: none"> 政府出資は任意 	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業による収益は、法人税非課税となる優遇措置 政府補助金の受託は、制度上排除されない 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁への計算書類・事業報告書の提出義務あり（なお、それに対する評価等の規定は無い） 	<ul style="list-style-type: none"> 役員は社員総会の決議によって選任（一般社団法人と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬の支給基準の策定・公表義務あり 民間事業者の役員報酬等と照らし、不当に高額なものではない 	<ul style="list-style-type: none"> 法人に対する報告徴収、検査、勧告・命令等の権限あり 役員等の損害賠償責任 守秘義務規定は法令上明記なし
公益財団法人	△	○	○	△	△	○
	<ul style="list-style-type: none"> 政府出資は任意 	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業による収益は、法人税非課税となる優遇措置 政府補助金の受託は、制度上排除されない 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁への計算書類・事業報告書の提出義務あり（なお、それに対する評価等の規定は無い） 	<ul style="list-style-type: none"> 役員は評議員会の決議によって選任（一般財団法人と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬の支給基準の策定・公表義務あり 民間事業者の役員報酬等と照らし、不当に高額なものではない 	<ul style="list-style-type: none"> 法人に対する報告徴収、検査、勧告・命令等の権限あり 役員等の損害賠償責任 守秘義務規定は法令上明記なし

法人形態における特徴整理（前ページの各根拠条文）

公益社団法人及び公益財団法人は、法人ごとの個別法令ではなく、公益法人制度全般に係る関係法令によって規定されています。

法人形態	出資	予算・財源負担	評価制度	役員の任命	報酬・給与	違法行為・守秘義務等
公益社団法人	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第10条第1項 一社一財法第131条 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第58条 法人税法施行令第5条第2項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第22条 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第63条 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第5条第13号及び第20条 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第27条から第29条まで 一社一財法第111条及び第117条
公益財団法人	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第153条第1項第5号及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第58条 法人税法施行令第5条第2項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第22条 	<ul style="list-style-type: none"> 一社一財法第177条（同法第63条の準用） 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第5条第13号及び第20条 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定法第27条から第29条まで 一社一財法第198条

(参考) 諸外国のシンクタンクの特徴

(国のガバナンス/報酬・給与の柔軟性の視点で評価)

海外のシンクタンクであるランド・コーポレーション（米国）、マイター・コーポレーション（米国）は、日本国内の法人形態だと、一般社団法人に近い。

法人名・形態・根拠法	類似する法人形態	設立・出資	予算・財源負担	評価制度	役員任命	報酬・給与	違法行為等
ランド・コーポレーション（米国） 非営利公共法人 カリフォルニア州法	一般社団法人	△ <ul style="list-style-type: none"> 民間営利法人からのスピンオフ 設立根拠は非営利法人の一般法 政府出資に関する規定なし 政府出資の研究開発センター（FFRDC）運営管理 	△ <ul style="list-style-type: none"> 法令上の予算措置はなし 収入の大部分が政府であり、政府資金で運営されているともいえる FFRDCの運営（実質的な政府支援とも解釈可） 	× <ul style="list-style-type: none"> 毎年の事業計画の政府への提出・政府の許認可等はなし 	× <ul style="list-style-type: none"> 政府による任命権限はなし 細則で定めた任命者が選任する 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 報酬に対する政府の関与規程はなし 理事の報酬は柔軟（細則で定める） 	○ <ul style="list-style-type: none"> 州司法長官の監督権限下であり、調査・是正等を受けることがある
	類似形態（個別）	一般社団法人	独行政法人・特殊法人・認可法人	一般社団法人	一般社団法人	一般社団法人	一般社団法人
マイター・コーポレーション（米国） 非営利法人 マサチューセッツ州法	一般社団法人	△ <ul style="list-style-type: none"> 民間の非営利会社として設立 政府出資に関する規定はなし 政府出資の研究開発センター（FFRDC）を運営管理 	△ <ul style="list-style-type: none"> 法令上の予算措置はなし FFRDCの運営（実質的な政府支援とも解釈可） 	× <ul style="list-style-type: none"> 毎年の事業計画の政府への提出・政府の許認可等はなし 	× <ul style="list-style-type: none"> 政府による任命権限はなし 取締役会によって選任する 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 報酬に対する政府の関与規定はなし（報酬に関する規定が確認できない） 	△ <ul style="list-style-type: none"> 政府による関与の規定が確認できない 取締役の損害賠償責任あり
	類似形態（個別）	一般社団法人	独行政法人・特殊法人・認可法人	一般社団法人	一般社団法人	一般社団法人	一般社団法人

(補足) 両法人の内規、運営予算等について確認できない情報があることから、それぞれの法人の設置根拠たるカリフォルニア州法及びマサチューセッツ州法を基に作成している。

(参考) 諸外国のシンクタンクの特徴 (前ページの各根拠条文)

ランド・コーポレーション (米国)、マイター・コーポレーション (米国) はともに、政府の関与度は低い。ただし、各法人の根拠法を英語から翻訳した結果であり、正確性は専門家の確認が必要である。

法人形態	根拠条文・概要	設立・出資	予算・財源負担	評価制度	役員の任命	報酬・給与	違法行為等
ランド・コーポレーション (米国) 非営利公共法人 カリフォルニア州法	根拠条文	<ul style="list-style-type: none"> 法第5120条 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 法第5220条 	<ul style="list-style-type: none"> 法第5151条 	<ul style="list-style-type: none"> 法第5250条
	概要	1人又は2人以上の者は、定款を作成し提出することにより、本編に基づき会社を設立することができる。			取締役は、投票ではなく、定款等に従って指定された指定者による指名によって、その職に就くことができる。	細則に、取締役の資質、職務及び報酬を定めることができる。	法人は、その業務実態が設立目的から逸脱しているとき、州司法長官の調査や是正手続を受ける。
マイター・コーポレーション (米国) 非営利法人 マサチューセッツ州法	根拠条文	<ul style="list-style-type: none"> 法第180章第3条 法第156章B第12条 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 法第180章第6A条 法第156章B第13条 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できず 	<ul style="list-style-type: none"> 法第156条B第13条
	概要	18歳以上1名又は2名以上が発起人となって設立できる。定款が効力を生じたときに会社の存続が開始する。			発起人は、取締役会を開き、取締役等を選任する。取締役の選任・解任方法は細則に定める。		取締役の注意義務違反に対する金銭的賠償責任 (取締役の不適切な個人的利益を得た場合を含む)

(補足) 両法人の内規、運営予算等について確認できない情報があることから、それぞれの法人の設置根拠たるカリフォルニア州法及びマサチューセッツ州法を基に作成している。

法人形態別の国のガバナンス（法令による関与以外のもの）

独立行政法人、特殊法人及び認可法人は、他の法人形態と比べ、人材面・資金面ともに、政府のガバナンスが強く発揮されている。

法人形態	法人名	人材交流		収益・資本（政府資金）
		役員（政府関係者）	職員（政府関係者）実績等	
独立行政法人	科学技術振興機構	2名／8名（理事；文科省、監事；法務省）	<ul style="list-style-type: none"> 職員出向：あり（2017年2月；文科省OB38名、現役文科省18名のうち、理事、副理事、上席フェロー） 	<ul style="list-style-type: none"> 収益：62%が政府からの収入（運営交付金・受託収入・補助金1,494億円） 出資：政府出資100%（約1.3兆円）
特殊法人	福島国際研究教育機構	2名／7名（理事；文科省、執行役；復興庁）	<ul style="list-style-type: none"> 職員出向：多数 その他：分野長・アドバイザーボードに元独立行政法人出身者 	<ul style="list-style-type: none"> 収益：100%政府からの収入（新産業創出等研究開発推進事業費補助金114億円） 出資：復興庁による出資（金額不明）
認可法人	クールジャパン機構	2名／14名（専務執行役員；農水省、財務省）	<ul style="list-style-type: none"> 職員出向：不明 その他：官民ファンド運営ガイドラインに、「国から必要に応じて役職員の出向を可能とする措置を講じる」旨の記載あり 	<ul style="list-style-type: none"> 出資：大部分が政府出資（政府出資1,156億円、民間出資107億円）
	(株)産業革新投資機構	2名／11名（取締役；経産省、財務省）	<ul style="list-style-type: none"> 職員出向：あり 	<ul style="list-style-type: none"> 出資：大部分が政府出資（政府出資：3,700億円 民間出資：135億円）
一般社団法人	日本経済団体連合会	0名／20名	—	<ul style="list-style-type: none"> 収益・出資：政府資金は確認できなかった
一般財団法人	平和・安全保障研究所	5名／16名（常務理事・理事；陸自、空自、経産）	<ul style="list-style-type: none"> その他：評議員に政府OB（防衛庁、統合幕僚長、空自）3名 	<ul style="list-style-type: none"> 収益：経常収益の26%が助成金収入（1200万円）
公益社団法人	日本経済研究センター	3名／12名（理事長・理事；内閣府）	—	<ul style="list-style-type: none"> 収益：経常収益の31%が助成金・補助金収入（2.4億円）
公益財団法人	日本国際問題研究所	1名／24名（理事長；外務省）	<ul style="list-style-type: none"> 職員出向：あり（2013年3月；外務省OB4名、現役外務省職員2名） 	<ul style="list-style-type: none"> 収益：経常収益の68%が補助金収入（国際共同研究支援時補助金など7.4億円）
特別民間法人	農林中央金庫	0名／20名	—	<ul style="list-style-type: none"> 収益・出資：政府資金は確認できなかった

（注）役員情報は各法人のHPから確認し、出向に関する情報は過去の国会答弁等を参考に掲載している。収益・資本は令和4年度の金額である。

法令以外による国のガバナンス手法

政府による人的支援は、法令への規定なく行われている一方、政府が多額の資金支援をするには、法令への規定が必要であることが明確になった。

1

人的投資

政府



新法人

- 1. 新法人役員に政府OBを採用**
→ 法令に規定している法人はなく、現役役員において、政府OBを登用していたのは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、一般財団法人、公益社団・公益財団法人であった。
- 2. 新法人の職員に現役政府職員を
出向又は政府OBを採用**
→ 上記同様に、法令に規定している法人はなく、政府職員出向が確認されたのは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益財団法人であった。

2

資金投資（資金支援）

政府



新法人

- 1. 新法人に政府が出資**
→ 政府出資が任意の中、政府出資されていたのは、独立行政法人、特殊法人、認可法人であった。
- 2. 新法人の収益にあたる補助金・助成金・委託費等の資金支援**
→ 法令により、政府の予算内で交付可能な独立行政法人では、過半数以上の資金支援が、法令による政府負担が様々な特殊法人では、100%の資金支援がなされている事例もあった。多額の支援を得るには、法令規定が必要と思われる。

法令上の設立手続-法人間比較概要

独立行政法人は通則法で定められているが、特殊法人・認可法人として設立する場合は、個別法として定める必要がある。

No.	調査項目	内容
1	対象法人	<ul style="list-style-type: none">独立行政法人：独立行政法人通則法特殊法人：福島国際研究教育機構、日本年金機構の個別法認可法人：株式会社脱炭素化支援機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の個別法一般社団法人：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（日本経済団体連合会など）一般財団法人：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平和・安全保障研究所など） <p>→ 特殊法人・認可法人は個別法で定めているため、それぞれ上記の2法人をサンプルとしている。</p>
2	調査事項	<ul style="list-style-type: none">目的財産的基礎設立の認可登記法人の長及び監事設立委員設立の登記役員役員の職務及び権限役員の任命職員の任命業務の範囲業務方法書定款の作成中期目標/年度目標中期計画/中長期計画年度計画/事業計画役員の報酬職員の給与

設立手続（独立行政法人-特殊法人）_1/4

	独立行政法人	特殊法人（福島国際研究教育機構）	特殊法人（日本年金機構）
法律の準用		独立行政法人通則法の規定の準用（個別法第125条）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用（個別法第8条）、機構を国の行政機関とみなして、他の法令を準用（個別法第54条）
適用法（個別法）	独立行政法人通則法	福島復興再生特別措置法（個別法第92条～個別法第128条）	日本年金機構法
目的	個別法で定める（通則法第5条）	個別法で定める（個別法第92条）	個別法で定める（個別法第1条）
財産的基礎	政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる（通則法第8条第2項）	資本金は、その設立に際し、政府及び福島地方公共団体（以下「政府等」という。）が出資する額の合計額とする（個別法第95条第1項）	機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする（個別法第5条第1項、附則第12条第2項）
設立の認可			
登記	政令で定めるところにより、登記しなければならない（通則法第9条第1項）	設立日当日に設立登記（名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名、住所及び資格、資本金）の申請を行う。（個別法第125条による通則法第9条準用、政令；登記令第2条）	政令で定めるところにより、登記しなければならない（個別法第6条第1項）
法人の長及び監事	主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する（通則法第14条第1項）	理事長、監事は主務大臣が任命する（個別法第102条第1項、第2項）	理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する（個別法第13条第1項）

設立手続（独立行政法人-特殊法人）_2/4

	独立行政法人	特殊法人（福島国際研究教育機構）	特殊法人（日本年金機構）
設立委員	主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる（通則法第15条第1項）	主務大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる（個別法第98条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる（個別法第5条第1項） 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない（個別法第5条第2項） 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（個別法第5条第3項）
設立の登記	法人の長は、事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない（通則法第16条）	左記を準用する（個別法第125条による通則法第28条第1項準用）	不動産登記法を準用する（個別法第54条）
役員	法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める（通則法第18条第3項）	機構に、役員として、理事長及び監事二人を置く（個別法第100条第1項）	機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人を置く（個別法第9条第1項）
役員の職務及び権限	役員の職務及び権限は、個別法で定める（通則法第19条第3項）	役員の職務及び権限は、個別法で定める（個別法第101条）	役員の職務及び権限は、個別法で定める（個別法第12条）
役員の任命	法人の長は、役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない（通則法第20条第5項）	法人の長は、役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない（個別法第102条第5項）	副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命する（個別法第13条第2項）

設立手続（独立行政法人-特殊法人）_3/4

	独立行政法人	特殊法人（福島国際研究教育機構）	特殊法人（日本年金機構）
職員の任命			機構の職員は、理事長が任命する（個別法第19条）
業務の範囲	業務の範囲は、個別法で定める（通則法第27条）	業務の範囲は、個別法で定める（個別法第110条）	業務の範囲は、個別法で定める（個別法第27条）
業務方法書	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（通則法第28条第1項） 法人は、主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない（通則法第28条第3項） 	左記を準用する（個別法第125条による通則法第28条第1項準用）	<ul style="list-style-type: none"> 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（個別法第32条第1項） 業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める（個別法第32条第2項）
定款の作成			
中期目標/年度目標	主務大臣が中期目標（中期目標管理法人）／中長期目標（国立研究開発法人）／年度目標（行政執行法人）を定め、公表しなければならない（通則法第29条第1項、通則法第35条の4第1項、通則法第35条の9）	主務大臣が中期目標を定め、公表しなければならない（個別法第112条第1項）	厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。（個別法第33条第1項）
中期計画/中長期計画	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、中期計画（中期目標管理法人）／中長期計画（国立研究開発法人）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（通則法第30条第1項、通則法第35条の5第1項） 法人は、中期計画（中期目標管理法人）／中長期計画（国立研究開発法人）の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画（中期目標管理法人）／中長期計画（国立研究開発法人）を公表しなければならない（通則法第30条第4項、通則法第35条の5第4項） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（個別法第113条第1項） 法人は、中期計画の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない（個別法第113条第6項） 	機構は、厚生労働大臣の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（個別法第34条第1項）

設立手続（独立行政法人-特殊法人）_4/4

	独立行政法人	特殊法人（福島国際研究教育機構）	特殊法人（日本年金機構）
年度計画 /事業計画	法人は、年度計画（中期目標管理法）／事業計画（行政執行法人）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない（通則法第31条第1項、通則法第35条の10第1項）	法人は、年度計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない（個別法第114条第1項）	機構は、毎事業年度、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における中期計画に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（個別法第35条）
役員の報酬	法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない（通則法第50条の2第2項、通則法第52条第2項）	左記を準用する（個別法第125条による通則法第28条第1項準用）	機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない（個別法第21条第2項）
職員の給与	法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない（通則法第50条の10第2項、通則法第57条第2項）	左記を準用する（個別法第125条による通則法第28条第1項準用）	機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない（個別法第22条第2項）

設立手続（認可法人）_1/3

	認可法人 (株式会社脱炭素化支援機構)	認可法人 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
法律の準用	会社法の規定の読替え（個別法第36条の12）、会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない（個別法第36条の13）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する（個別法第8条）
適用法 (個別法)	地球温暖化対策の推進に関する法律（第36条の2～第36条の39）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法
目的	温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること（個別法第36条の2）	個別法で定める（個別法第1条）
財産的基礎	政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない（個別法第36条の4）	資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする（個別法第5条第1項）
設立の認可	機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない（個別法第36条の9）	
登記	会社法第907条～第910条を適用	政令で定めるところにより、登記しなければならない（個別法第7条第1項）

設立手続（認可法人）_2/3

	認可法人 (株式会社脱炭素化支援機構)	認可法人 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
法人の長及び監事	機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない（個別法第36条の14）	理事長及び監事は、主務大臣が任命する（個別法第25条第1項）
設立委員	会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない（個別法第36条の11）	
設立の登記	会社法第911条を適用	機構の理事長となるべき者は、出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない（個別法第13条第1項）
役員	機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない（個別法第36条の14）	理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く（個別法第23条）
役員の職務及び権限		役員の職務及び権限は、個別法で定める（個別法第24条）
役員の任命		副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する（個別法第25条第2項）
職員の任命		
業務の範囲	業務の範囲は、個別法で定める（個別法第36条の23）	業務の範囲は、個別法で定める（個別法第35条）
業務方法書		機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（個別法第36条第1項）

設立手続（認可法人）_3/3

	認可法人 (株式会社脱炭素化支援機構)	認可法人 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
定款の作成	<ul style="list-style-type: none"> 定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数） 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。） 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数） 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項 取締役会及び監査役を置く旨 業務の完了により解散する旨 ・・・上記全て、個別法第36条の8 	<p>法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない（個別法第8条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条第1項準用）</p>
中期目標/ 年度目標		
中期計画/ 中長期計画		
年度計画/ 事業計画		<p>機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。（個別法第36条の3第1項）</p>
役員の報酬	<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める（会社法第361条）</p>	
職員の給与		

設立手続（一般社団法人・一般財団法人）_1/3

	一般社団法人	一般財団法人
法律の準用		
適用法（個別法）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
目的	定款に記載する（一社一財法第11条）	定款に記載する（一社一財法第153条）
財産的基礎	一般社団法人は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務を負うものをいう。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる（一社一財法第131条）	一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額 ・財産の価額の合計額は、三百万円を下回ってはならない。（一社一財法第153条第1項第5号及び第2項）
設立の認可		
登記	登記すべき事項のうち、官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する（一社一財法第300条）	登記すべき事項のうち、官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する（一社一財法第300条）
法人の長及び監事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員（理事及び監事をいう。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する（一社一財法第63条第1項） ・ 理事会は、代表理事を選定（一社一財法第90条第2項第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員及び会計監査人の選任の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任について準用する（一社一財法第177条） ・ 代表理事選定の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する（一社一財法第197条）
設立委員	一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない（一社一財法第10条）	一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が二人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない（一社一財法第152条）

設立手続（一般社団法人・一般財団法人）_2/3

	一般社団法人	一般財団法人
設立の登記	一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（一社一財法第22条）	一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（一社一財法第163条）
役員	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない（一社一財法第60条第1項） 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない（一社一財法第61条） 	一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない（一社一財法第170条）
役員の職務及び権限	<ul style="list-style-type: none"> 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く）の業務を執行する（一社一財法第76条） 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない（一社一財法77条） 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない（一社一財法第99条） 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会は、全ての評議員で組織する。 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる（一社一財法第178条第1項及び第2項） 監事の権限の規定は、一社の規定を準用する（一社一財法第197条）
役員の任命	役員（理事及び監事をいう。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する（一社一財法第63条第1項）	役員（理事及び監事をいう。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する（一社一財法第177条）
職員の任命		
業務の範囲	社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない（一社一財法第11条第2項） ※行うことができる事業に制限はないが、営利（剰余金等の分配）を目的とした法人ではないため、剰余金等の分配は制限される。	次に掲げる定款の定めは、その効力を有しない <ul style="list-style-type: none"> 設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め（一社一財法第153条第3項第2号） ※行うことができる事業に制限はないが、営利（剰余金等の分配）を目的とした法人ではないため、剰余金等の分配は制限される。
業務方法書		

設立手続（一般社団法人・一般財団法人） _3/3

	一般社団法人	一般財団法人
定款の作成	<p>一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目的 • 名称 • 主たる事務所の所在地 • 設立時社員の氏名又は名称及び住所 • 社員の資格の得喪に関する規定 • 公告方法 • 事業年度（一社一財法第11条） 	<p>一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目的 • 名称 • 主たる事務所の所在地 • 設立者の氏名又は名称及び住所 • 設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額 • 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項 • 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは、設立時会計監査人の選任に関する事項 • 評議員の選任及び解任の方法 • 公告方法事業年度（一社一財法第153条）
中期目標/ 年度目標		
年度計画/ 事業計画		
役員の報酬	<ul style="list-style-type: none"> • 理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める（一社一財法第89条） • 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める（一社一財法第105条） 	<ul style="list-style-type: none"> • 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない（一社一財法196条） • 理事・監事の報酬等の額は、「社員総会」を「評議員会」と読み替えた上で、一社の規定を準用する（一社一財法第197条）
職員の給与		

(参考：リンク集_法人形態調査)

項目	リンク先
2020年「世界有力シンクタンク評価報告書」(米ペンシルバニア大学)	https://repository.upenn.edu/bitstreams/8fa7709a-310d-43b2-bee6-94c49db23e41/download
特殊法人を定義した記載(総務省のHP)	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_02.html
設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視-結果報告書(設立認可法人の概要)	https://www.soumu.go.jp/main_content/000297125.pdf
総務省_特別の法律により設立される民間法人一覧(令和5年4月1日)	https://www.soumu.go.jp/main_content/000871326.pdf
特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準	https://www.gyokaku.go.jp/siryoku/tokusyu/shidou2_3.pdf
公益法人制度改革の概要(パンフレット)_行政改革推進本部事務局	https://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/pamphlet.pdf
国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト_新公益法人制度-新制度のポイント	https://www.koeki-info.go.jp/content/zentai.pdf

(参考：リンク集_法人形態調査_法令)

法令	リンク先
独立行政法人通則法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000103
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000048
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000049
国立研究開発法人科学技術振興機構法	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000158
株式会社日本政策投資銀行法（特殊法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000085
株式会社日本政策金融公庫法（特殊法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000057
日本たばこ産業株式会社法（特殊法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=359AC0000000069
日本年金機構法（特殊法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419AC0000000109
福島復興再生特別措置法（特殊法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000025
日本銀行法（認可法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409AC0000000089
(株)海外需要開拓支援機構法（認可法人；クールジャパン機構）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000051
産業協力強化法（認可法人；(株)産業革新投資機構）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000098
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（認可法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=423AC0000000094
地球温暖化対策の推進に関する法律（認可法人；(株)脱炭素化支援機構）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000117
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（認可法人；GX推進機構）	https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210004/20230210004-3.pdf
国民年金法（特別法人；国民年金基金連合会）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000141
農林中央金庫法（特別民間法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000093
確定給付企業年金法（特別民間法人；企業年金基金連合会）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000050
商工会議所法（特別民間法人）	https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328AC1000000143



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization

Document Classification: KPMG Confidential